

平成23年

# 双葉町議会会議録

第3回定例会

9月21日開会～9月29日閉会

双葉町議会

## 平成23年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (9月21日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	6
開 議 .....	6
議事日程の報告 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
行政報告 .....	7
報告第13号 .....	10
議案第77号から議案第98号までの一括上程 .....	11
提案理由の説明 .....	11
監査報告 .....	17
散 会 .....	18

### 第 2 日 (9月22日)

議事日程 .....	19
出席議員 .....	20
欠席議員 .....	20
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	20
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	20
開 議 .....	21
議事日程の報告 .....	21

一般質問 .....	2 1
佐々木 清 一 君 .....	2 1
菅 野 博 紀 君 .....	3 0
岩 本 久 人 君 .....	4 0
発言の訂正 .....	4 2
野 村 満 君 .....	5 1
発言の訂正 .....	5 8
伊 澤 史 朗 君 .....	6 3
谷津田 光 治 君 .....	6 8
散 会 .....	7 5

第 8 日 (9月28日)

議事日程 .....	7 7
出席議員 .....	7 8
欠席議員 .....	7 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	7 8
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	7 8
開 議 .....	7 9
議事日程の報告 .....	7 9
議案第77号の質疑、討論、採決 .....	7 9
議案第78号の質疑、討論、採決 .....	8 1
議案第79号の質疑、討論、採決 .....	8 2
発言の取り消し .....	8 3
議案第80号の質疑、討論、採決 .....	8 4
議案第81号の質疑、討論、採決 .....	8 5
議案第82号の質疑、討論、採決 .....	8 5
議案の一部訂正 .....	8 6
議案第83号の質疑、討論、採決 .....	8 8
議案第84号の質疑、討論、採決 .....	8 8
議案第85号の質疑、討論、採決 .....	8 9
議案第86号の質疑、討論、採決 .....	1 0 2
議案第87号の質疑、討論、採決 .....	1 0 3
議案第88号の質疑、討論、採決 .....	1 0 4

議案第 89 号の質疑、討論、採決 .....	105
議案第 90 号の質疑、討論、採決 .....	106
議案第 91 号の質疑、討論、採決 .....	107
散 会 .....	109

第 9 日 (9月29日)

議事日程 .....	111
出席議員 .....	112
欠席議員 .....	112
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	112
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	112
開 議 .....	113
議事日程の報告 .....	113
議案第 92 号の質疑、討論、採決 .....	113
議案第 93 号の質疑、討論、採決 .....	115
議案第 94 号の質疑、討論、採決 .....	116
議案第 95 号の質疑、討論、採決 .....	117
議案第 96 号の質疑、討論、採決 .....	118
議案第 97 号の質疑、討論、採決 .....	119
議案第 98 号の質疑、討論、採決 .....	121
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	122
発言の取り消し .....	125
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について .....	126
議員派遣について .....	126
閉 会 .....	127

23 双葉町告示第10号

平成23年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年9月2日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成23年9月21日（水）  
午前9時
  
2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

## 平成23年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月21日（水曜日）午前9時開会

### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第13号 双葉町財政健全化計画の完了について
- 日程第6 議案第77号 専決処分の承認について  
専決第31号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第78号 専決処分の承認について  
専決第32号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第79号 専決処分の承認について  
専決第33号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第80号 双葉町福島支所設置条例の制定について
- 日程第10 議案第81号 双葉町選挙公報発行に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第82号 東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第83号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第84号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第86号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第87号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第88号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第89号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第90号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第91号 平成22年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第21 議案第92号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第93号 平成22年度双葉町老人保健特別会計決算の認定について

- 日程第23 議案第94号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 議案第95号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第25 議案第96号 平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第26 議案第97号 平成22年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第27 議案第98号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第28 提案理由の説明
- 散 会



○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

○議長（清川泰弘君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時00分

---

再開 午前 9時20分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、8番、伊澤史朗君、9番、木幡敏郎君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月16日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月29日までの9日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から29日までの9日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（清川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（清川泰弘君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 皆様、おはようございます。行政報告を行いたいと思います。

平成23年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

改めまして、このたびの東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご家族、ご親族の皆様に対しまして心からお悔やみを申し上げます。

3月11日の東北地方大平洋沖地震と大津波による災害、東京電力福島第一原子力発電所の事故、さらに、それに伴う風評被害などにより、本町を初め県内、さらには日本全国にすべての面で困難に直面しております。町民の皆さんがふるさと双葉を離れ、長期間にわたり厳しく不自由な避難生活を余儀なくされていることへのご労苦、ご心痛はいかばかりか、お察し申し上げたいと存じます。

全国に避難されている町民の方につきましては、9月16日現在、亡くなられた方及び行方不明の方を除いた7,047名が41都道府県に避難されており、そのうち福島県内には3,151人、埼玉県内1,461人を含む関東圏には2,955人、その他の地域が941人となっております。

また、原子力発電所の事故から6カ月が経過いたしました。まだ原子力災害は収束に至らず、住民の立ち入りが制限される中、農畜産物出荷制限、除染で出た汚染土壌など新たな課題が次々と発生してきております。

このような中、町では町民の皆さんができるだけ早く不便な避難生活を終えられ、もとの生活に戻られるよう全力で取り組みたいと考えております。

一時立ち入りの実施状況について申し上げます。警戒区域内への住民の一時立ち入りにつきましては、5月26日から始まり9月1日まで計26回行われました。この間、立ち入りバスは延べ195台、参加者2,061世帯、3,547名の町民の方が一時帰宅を行っております。また、車両持ち出しは14回行われ、持ち出し台数は573台となっております。

震災により亡くなられた被災者のご遺族に対する弔慰金の給付につきましては、郡内で基準を統一するため、広域的な審査会を立ち上げ給付を進めることとしておりますが、これまで災害弔慰金として20件、5,750万円を給付しております。

応急仮設住宅や民間住宅の借り上げなどの状況であります。福島県内には、要望した755戸の応急仮設住宅が完成いたし、随時募集を行っており、避難所からの移動も進んでいるところであります。9月5日現在の状況を申し上げますが、入所決定戸数が213戸、入居者数が446人、民間借り上げ住宅については、県提供及び特例措置を合わせまして949戸、2,404人の方が入居及び入居が決定しているところであります。また、家賃を震災時にさかのぼっての適用については、避難先都道府県が早期に実施するよう福島県にも要請をしているところであります。

次に、原子力災害による損害につきましては、国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針が8月5日に示されました。これは、第2次指針の内容に検討が加えられ、賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害額を示したものであります。しかし、原子力発電所事故が収束せず、損害の全容が見通せない状況でもあり、精神的損害、風評被害、経済的損害等賠償範囲、さらには指針に明記されなかった損害の取り扱い、その他多くの課題が残されております。したがって、今後も福島県、関係市町村と連携を図り、中間指針の賠償対象の拡大も視野に入れて、東京電力、国が全責任を持ち最後まで確実な賠償がなされるよう強く働きかけていきたいと思っております。

政府の東日本復興構想会議は、8月25日「復興の提言」を決定、答申されました。関係市町村と福島県が求めてきた原子力発電所事故の損害賠償と地域再生に関する特別法の制定は、明確には示されず、国が責任を持って取り組むべきものとの内容にとどまりました。しかし、私たちを含めた事故の被災者に対する広く確実に賠償が行われるには、特別法の制定が不可欠であります。

このための検討の場として、8月27日には、福島県の復興再生に向けた対策等を協議するため、東日本大震災復興担当大臣を座長に、原子力災害復興再生協議会が設置されました。この会議には、私も構成員となっておりまして、当面、地域再生に関する特別法及び損害賠償等に関する特別法の制定、さらに除染対策、被害市町村の財源対策、各種拠点整備、そして政府系研究機関や国際機関の福島県への立地の6点について協議をすることになっております。今後引き続き早期にふるさと双葉町に戻ることができ、地元経済の再生、生活の再建が図れるよう意見を出してまいりたいと考えております。

内閣府原子力被災者支援チームによる警戒区域及び計画的避難区域を対象とした空間線量率の測定が実施され、その調査結果が公表されました。このことについては、町のホームページにおいても掲載し、町民の皆さんにもお知らせしているところであります。

また、政府及び環境省は、福島県復興事業の前段として、県内市町村の除染事業の人的支援及び財政的補助を行うに当たり、警戒区域及び計画的避難区域の12市町村でモデル事業の実施が予定されております。これは、今後の広域的な除染事業の基準づくりのため、手順や効果を検証し、本格実施につなげるものであり、さらに本格除染は、町復興のためには、第一に実施しなければならない作業でもあります。しかしながら、表土等の仮置き場の設置、除去費用の負担等解決しなければならない問題もあると考えております。

避難された方々の雇用の場の確保と行政機能の早期回復のため、第2期の緊急雇用創出基金事業を

活用し、役場臨時職員の増員を図りました。騎西及び猪苗代避難所で合わせて16名を採用し、第1期採用者27名とともに、行政一般事務補助、避難所運営業務補助等13の業務に携わっていただいております。

また、7月6日から8月29日まで5日間にわたり、町内の主要なため池25カ所の確認と20カ所の低水管理を実施しております。これは、震災の影響で堤体に亀裂が入り、漏水とともに決壊した場合には、下流域の家屋や農地等への被害の恐れがあります。このため定期的のため池等の管理を行い、2次被害の防止対策を行っております。

8月22日から25日には、3キロメートル圏内の一時帰宅に備えて、連絡道路等の確保のため応急補修工事を実施しております。さらに、9月14日には今後第2巡目の一時帰宅については、自家用車での立ち入りが予定されていることから、安全確保を図るため一般町道等の路面確認調査を行っております。

7月25日には、災害救助法に基づき避難所入所者以外の全国に避難されている町民の方々への生活必需品の申し込みを開始し、町商工会会員事業所より準備が整った商品から順次発送しております。一部に商品が整わずご不便をおかけしていましたが、今月末には商品も整い、全品一括での配送が可能となりますので、今後はご満足いただけるものと考えております。

国・県の義援金につきましては、現在第2次配分までの支払いを行っております。第1次配分につきましては世帯配分となっており、8月末現在で2,755件、第2次配分は世帯人数に応じた支払いで、同じく8月末現在で7,249件の支払いとなっております。そのほか、死亡・行方不明義援金65件、遺児義援金2件の支払いを行っております。

また、県内外から双葉町に寄せられました義援金につきましては、世帯人数に応じた配分を行い、8月末現在で7,249件の支払いとなっております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。今回の震災以後、避難などにより離れ離れになってしまった同級生と再会する機会として、「双葉町小中学校児童生徒再会の集い」を8月19日から21日まで、福島県猪苗代町を中心に実施いたしました。

現在、小中学校児童生徒の避難先は、北海道から鹿児島まで全国広範囲にわたっておりますが、児童生徒の約65%、365名の参加を得て、震災以後約5カ月ぶりの再会を果たすことができました。

今回実施いたしました「児童生徒再会の集い」は、「避難している子供たちに今後の生活や学習の見通しを持たせ、双葉町の子供としての自覚を高める」ことを第一の目的として実施しましたので、離れ離れとなっている子供たちのきずなを深めるため、さまざまなプログラムを企画いたしました。

特に、8月20日「猪苗代町体験交流館」で開催しました「全体セレモニー」では、「校歌斉唱」や「児童作文発表」を行うとともに、震災と原発事故で中止となっていた入学式にかえ「新1年生を祝う会」や「双葉町立小中学校教職員の紹介」などを実施し、双葉町の子供としての自覚を高め合いました。

また、午後からは体験活動として学校ごとに、施設見学会や物づくり体験などを実施し、クラスメートと楽しく過ごす時間を設けました。

最終日の「再会祈念の会」では、「災害が起きたこんなときだからこそ、家族・友達・命の大切さを学んでほしい」という先生の言葉を受け、子供たちは再会を誓い閉会といたしました。

本事業を実施するに当たり、ご支援をいただきました双葉町議会を初め福島県教育委員会、日本ユニセフ協会、その他関係各位に心より感謝を申し上げます。

7月31日には、標葉せんだん太鼓保存会主催により「太鼓フェスティバル・イン・騎西」が旧騎西高等学校体育館において開催されました。せんだん太鼓の皆さんや地元加須市の花咲徳栄高等学校の生徒の皆さんを初め、10団体150名が参加されました。会場に詰めかけた多数の町民の皆様の中には、太鼓の演奏に耳を傾けながら感激されていて、涙を流している方もおられました。夏の暑い日にもかかわらず参加していただきました各団体の皆様には、心から感謝申し上げます。

8月11日と14日の両日、ホテルリステル猪苗代と旧騎西高等学校グラウンドにおきまして、「盆踊り大会」が開催されました。それぞれ町民の皆様の有志による実行委員会が主催となり開催されました。先祖の供養と伝統芸能の保存・継承を目的に、両会場とも多くの町民の皆様が参加され、双葉温度などを踊り、楽しい一時を過ごしました。

旧騎西高等学校での開催につきましては、ご協力いただきました加須市や地元騎西地区の商工会の皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

また、これまで全国の市町村の皆様から温かいご声援、ご支援がありました。埼玉県、同県内各市、加須市、山口市、雲南市、東京都特別区、川崎市、札幌市など、及び福島県、県内各市町村などのご支援にもあわせて感謝申し上げます。復興までの道のりには、今後数多くの課題を克服しなければなりません。町民の皆さんとともに、一日でも早くふるさと双葉に帰れるよう、各種対策を全力で実施してまいりたいと考えておりますので、町議会を初め町民の皆さんのご協力、ご理解をお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案申し上げている案件について申し上げます。詳細については、提案理由の際に申し上げたいと存じますが、報告事項が1件、専決処分の承認が3件、条例の制定が3件、条例の一部改正が1件、人事案件が1件、平成23年度補正予算（案）が6件、平成22年度決算の認定が8件、合計23の案件となりますので、慎重なご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎報告第13号

○議長（清川泰弘君） 日程第5、報告第13号 双葉町財政健全化計画の完了について、報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 報告第13号 双葉町財政健全化計画の完了について、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第27条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年度における財政健全化計画の実施状況及び今後の財政の運営の方針を添えて報告をいたしたいと思ひます。

平成23年9月21日、双葉町長、井戸川克隆。

○議長(清川泰弘君) 以上で報告第13号を終わります。

---

◎議案第77号から議案第98号までの一括上程

○議長(清川泰弘君) 日程第6、議案第77号から日程第27、議案第98号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第98号までを一括上程いたします。

---

◎提案理由の説明

○議長(清川泰弘君) 日程第28、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 議案第77号 専決第31号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてであります。公告を行う場所を明確に表示するための一部改正であります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第78号 専決第32号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第5号)についてであります。歳出予算の総額53億5,717万9,000円のうちで、歳出の補正を行いました。

民生費の社会福祉費に敬老祝金の支給事務経費17万3,000円を追加、災害救助費に東日本大震災義援金配分システム改修委託料60万8,000円を追加、農林水産業費の林業費に公有林整備事業特別会計繰出金2,000円を追加し、これに伴い予備費78万3,000円減額いたしました。

議案第79号 専決第33号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は617万3,000円となりました。公債費の公有林整備事業償還利子償還のため増額いたしました。

議案第80号 双葉町福島支所設置条例の制定についてであります。福島県内外の避難者への各種証明書発行や相談受付などの窓口業務及び仮設住宅などの管理業務などを行うための条例制定であり

ます。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第81号 双葉町選挙公報発行に関する条例の制定についてであります。双葉町議会議員一般選挙を執行するに当たり、候補者が十分な選挙運動ができない状況にあることから、有権者へ選挙公報を配布するための条例制定であります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第82号 東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。これは東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税を減免し、税負担の軽減を図るものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第83号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてであります。双葉町福島支所設置条例に伴い、公告を行う場所に福島支所を加えるための一部改正であります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第84号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。双葉町教育委員会委員の吉田一弘氏が、9月30日をもって任期が満了となります。吉田氏は、教育委員として3年6カ月務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されてまいりました。改選期に当たり、吉田氏から後進に道を譲りたいとの申し出があり、今回新たに任命するものであります。

新たに任命する大久保敏己氏は、中学校2年生と高校1年生の子供を教育している保護者であるとともに、PTA活動を通して家庭、学校、地域社会の連携活動に積極的に取り組まれております。また、先生方や保護者からの信望も厚く、教育行政に保護者の意向が適切に反映されるものと考えており、教育委員として適任者でありますので、教育委員として任命するため議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億995万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は55億6,713万1,000円となります。

今回の補正は、平成23年度の実施事業等の見直しを実施し、歳入歳出の各科目の補正を行いました。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、町民税や固定資産税、軽自動車税など合わせて7億3,117万4,000円の減額となりました。

地方特例交付金は、交付金額の確定により10万6,000円を追加、地方交付税は、普通交付税交付金額の確定により4,516万6,000円の追加となりました。

分担金及び負担金は1,790万8,000円の減額、使用料及び手数料は4,944万9,000円の減額、国庫支出金は2,799万8,000円の減額となりました。

県支出金は、児童福祉費県補助金や農林水産業費県補助金等を減額、災害救助費県補助金や緊急雇用創出基金事業県補助金、核燃料税交付金等を増額し、合わせて7億8,357万8,000円の追加となりました。

財産収入は、財産運用収入と財産売払収入、合わせて2,576万8,000円の減額となりました。

寄附金は、一般寄附金とふるさと応援寄附金、合わせて293万8,000円を追加、繰入金は特別会計繰



入金など832万3,000円を追加、繰越金は2億3,867万9,000円を追加、町債は臨時財政対策債2,130万円の追加となりました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、双葉町福島支所設置経費や運営経費、双葉町議会議員一般選挙と福島県議会議員一般選挙執行経費等を増額し、実施事業の見直しによる減と合わせて2,189万8,000円の減額となりました。

民生費は、仮設住宅等管理経費や住宅生活必需品等の災害救助費経費を増額し、実施事業の見直しによる減と合わせて1億3,789万1,000円の減額となりました。

衛生費は、サーバイメーターや個人用電子式線量計購入費を増額し、実施事業の見直し、双葉地方広域市町村圏組合や双葉地方水道企業団負担金の減と合わせて1億7,083万4,000円の減額となりました。

労働費は、緊急雇用創出基金事業を継続するため、2,326万2,000円の増額となりました。

農林水産業費は、実施事業の見直しにより6,691万4,000円の減額、商工費は4,974万8,000円の減額、土木費は1億7,321万1,000円の減額、教育費は4億685万7,000円の減額となりました。

諸支出金は、決算剰余金の財政調整基金への積み立てや寄附金の各種基金への積立金12億2,187万円の増額となりました。予備費は554万円の減額となりました。

次に、議案第86号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億6,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億4,302万1,000円になります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が2億67万円の減、国庫補助金が3億9,020万3,000円の追加、療養給付費交付金が40万7,000円の追加、前期高齢者交付金が2,662万4,000円の追加、繰入金が211万5,000円の追加、繰越金が4,334万円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が99万5,000円の追加、保険給付費の療養諸費が2億5,575万8,000円の追加、出産育児諸費金が168万1,000円の追加、後期高齢者支援金が215万9,000円の追加、老人保健拠出金が69万7,000円の減、共同事業拠出金が179万8,000円の追加となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第87号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,500万3,000円を減額し、総額は3億6,533万5,000円となります。

歳入については、前年度繰越金260万1,000円を追加し、一般会計繰入金が5,760万4,000円の減額となります。

歳出について、総務管理費では、下水道使用料徴収事務委託料が557万5,000円の減額となります。

下水道建設費では、職員給料及び職員手当等が55万1,000円の追加となります。また、土木工事等積算機器保守委託料が24万円の減額、工事請負費が200万円の減額となります。いずれも東北地方大平洋沖地震及び福島第一原子力発電所の事故による警戒区域により、事業の実施が見込めないため

あります。

下水道維持費では、職員手当等が26万1,000円の追加となります。また、浄化センター維持管理業務委託料ほか6件の委託料が3,497万1,000円の減額、汚水処理及び管路施設維持補修工事ほか5件の工事請負費が1,302万9,000円の減額となります。いずれも東北地方大平洋沖地震及び福島第一原子力発電所の事故による警戒区域により、事業の実施が見込めないためであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第88号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ19万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を13万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金21万6,000円を減額し、繰越金1万9,000円を追加いたします。

歳出の主なものは、一般管理費の刈り払い委託料21万円減額し、予備費1万9,000円を追加いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第89号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億557万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金666万2,000円、繰入金47万5,000円、繰越金579万2,000円をそれぞれ追加いたします。

歳出の主なものは、総務費47万5,000円、国庫負担金過年度分返還金など諸支出金が278万7,000円、また繰出金797万4,000円をそれぞれ追加いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第90号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ232万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額が6,489万4,000円となりました。

歳入につきましては、一般会計からの事務費繰入金142万3,000円、繰越金が62万7,000円、保険料還付金が27万3,000円を増額となります。

歳出につきましては、法改正に伴う後期高齢者医療システムの保守管理委託料として140万5,000円、過年度分の保険料還付金として35万1,000円、後期高齢者医療特別会計から一般会計への繰出金として54万9,000円を増額となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第91号 平成22年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額60億8,820万7,000円、歳出総額が55億3,883万7,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は5億4,937万円となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源2億1,069万円を差し引いた実質収支は、3億3,868万円となりました。前年度と比較し、歳入が2億610万円、3.5%の増、歳出が7,062万5,000円、1.3%の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は20億5,837万8,000円で、町民税の個人分所得割が減となりましたが、固定資産税の償却資産の大幅な増などによりまして、前年度と比較し2億1,892万1,000円、11.9%の増となりました。

地方交付金は3億4,427万9,000円で、普通交付税の減により1億1,064万円、24.3%の減となりました。

国庫支出金は21億8,184万3,000円で、子ども手当や地域活性化・経済危機対策臨時交付金、電源立地地域対策交付金の増などにより1億1,046万円、5.3%の増、県支出金は3億2,427万5,000円で、緊急雇用創出基金事業県補助金や核燃料税交付金の増などにより3,727万4,000円、13%の増となりました。

町債は2億2,150万円で、3,520万円の増となりました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は8億7,342万4,000円で、前年度と比較し170万5,000円の増となりました。扶助費は3億7,305万2,000円で、8,330万6,000円、28.8%の増となりました。公債費は5億1,011万6,000円で、1億2,298万1,000円、19.4%の減となりました。

普通建設事業費は8億92万4,000円で、3億3,958万2,000円、73.6%の増、双葉北小学校校舎耐震補強・大規模改造事業や学校給食センター施設整備事業などを実施しました。

補助費等は5億9,865万5,000円で、6,933万1,000円、10.4%の減、後期高齢者医療特別会計などへの繰出金は6億904万5,000円で、1,384万1,000円、2.2%の減、積立金は12億2,253万2,000円で、2億2,731万6,000円、15.7%の減、公共用施設維持運営基金や公共用施設事業運営基金、災害援助特別資金貸付基金などへの積み立てを行いました。

なお、歳出予算額に対する執行率は、90.5%になっております。

次に、議案第92号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が8億856万5,000円となり、このうち自主財源である保険税は1億6,924万3,000円で、歳入全体の20.93%を占めています。

国庫支出金は1億9,535万3,000円で、そのうち療養給付費負担金が1億4,599万6,000円、高額医療費共同事業負担金が225万5,000円、財政調整交付金が4,572万5,000円となっております。

また、県支出金の高額医療共同事業負担金が225万5,000円、財政調整交付金が3,307万8,000円となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費交付金が3,766万1,000円、前期高齢者交付金が1億4,907万7,000円、国民健康保険団体連合会からの高額医療共同事業交付金が1,087万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金が9,293万2,000円となっております。繰入金は、一般会計から6,583万9,000円となっております。

歳出総額は7億6,394万4,000円となり、そのうち保険給付費が5億1,957万5,000円、後期高齢者支援金が7,737万1,000円、介護納付金が3,907万6,000円、共同事業拠出金が8,137万2,000円、保健事業

費が504万9,000円となっております。

歳入歳出差し引き4,462万2,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第93号 平成22年度双葉町老人保健特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町老人保健特別会計決算額は、歳入総額が14万8,000円、このうち繰越金が7万2,000円、過誤返還金が7万5,000円となっております。

歳出総額は14万8,000円、このうち一般会計への繰出金が12万9,000円、支払基金交付金償還金が1万9,000円となっております。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第94号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計の決算額は、歳入歳出とも179万5,000円であります。歳入は、一般会計繰入金の179万5,000円であります。歳出は、公有林整備事業費72万8,000円、公債費の償還元金2万7,000円、償還利子104万円あります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第95号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算額は、歳入総額は4億2,550万1,000円、歳出総額が4億758万2,000円あります。また、繰越明許費が225万8,000円、事故繰り越しが1,206万円であり、360万1,000円は翌年度へ繰り越しとなります。

歳入内訳につきましては、国県支出金509万7,000円、一般会計繰入金3億3,961万6,000円が主なものであります。このほか使用料及び手数料が6,895万5,000円、分担金及び負担金が312万8,000円、また諸収入及び繰越金が870万4,000円などとなっております。

次に、歳出について主なものを申し上げます。総務管理費では、下水道使用料徴収事務委託料が277万2,000円で、事故繰り越しが269万6,000円あります。水洗便所改造資金補助金及び資金融資利子補給金が73万8,000円などあります。

下水道建設費では国庫補助事業により山田1号枝線、山田2号枝線の舗装復旧工事を1,121万8,000円で施工しております。

下水道維持費では、浄化センターの設備の保守管理、及び放流水の適切な水質管理、水環境の保全を図るため浄化センター維持管理委託料が2,176万1,000円、事故繰り越し879万7,000円あります。また、浄化センター施設機器の修繕に164万9,000円、繰越明許費が225万8,000円、事故繰り越しが56万7,000円あります。

公債費では、管渠及び処理施設建設費に伴う借り入れ町債残高30億3,915万3,000円の元利償還金3億3,509万8,000円を支出しております。

以上により、本年度の下水道事業総決算額は4億758万2,000円となりまして、前年度決算額5億4,611万6,000円に対し1億3,853万4,000円の減額となっております。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第96号 平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計の決算額は、歳入は一般会計からの繰入金20万6,000円、前年度からの繰越金12万6,000円、合計で33万2,000円であります。

歳出は、団地の一般管理費として刈り払い委託に20万円を支出し、歳入歳出差し引き13万2,000円となり、平成23年度に繰り越しいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第97号 平成22年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額が5億9,038万2,000円となりました。歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者の方にご負担いただきました介護保険料が8,675万1,000円、国庫支出金が1億4,562万3,000円、40歳以上64歳までの第2号被保険者の方にご負担いただきました支払基金交付金が1億4,872万円、県支出金が7,609万2,000円、一般会計繰入金が9,236万9,000円となっております。

歳出総額は5億7,771万4,000円となり、そのうち介護保険の主体であります保険給付費が5億3,693万6,000円で、歳出全体の92.94%を占めております。また、地域支援事業費が844万7,000円、一般会計繰出金が1,184万円となっております。

歳入歳出差し引き1,266万7,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第98号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が6,408万8,000円、このうち後期高齢者医療保険料が4,174万4,000円で、歳入全体の65.1%を占めております。うち特別徴収保険料が3,307万2,000円、普通徴収保険料が867万1,000円となっております。また、繰入金が2,149万2,000円、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が1,816万3,000円となっております。

歳出総額は6,104万5,000円、このうち後期高齢者医療広域連合納付金が5,991万1,000円で、歳出総額の98.1%を占めています。また、総務費が36万4,000円で、うち一般管理費が16万8,000円、賦課徴収費が19万円、滞納処分費が6,000円となっております。

歳入歳出差し引き304万3,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎監査報告

○議長（清川泰弘君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

(監査委員 五十嵐一雄君登壇)

○監査委員(五十嵐一雄君) お手元に審査意見書をお配りしてありますけれども、今年に限っては、前年と違い書類等の持ち出し等ができないために繰越明許、それから事故繰り越しについて重点的に監査を行いました。

第1は、町民の皆さんに迷惑をかけないことが第一でありまして、計画途中の出来高払い等について支障がないように極力担当課にお願いし、確認をしていただきました。この中で、お話ししなければならないのは、財政健全化及び経営健全化についてでありますけれども、やっと3カ年平均が25%を下回り、これからというときに今回の震災に遭いまして、大変来年度からの、来年度というのは、今年度からの財政について厳しいものがあるのではないかというふうに思っております。税収が上がらない中、果たしてどうなるのだろうと、こんなふうに思いながら審査意見については、多くを語ることをしませんでした。せつかく25.0を下回りながら、23年度どうなるかわからないというのが現実でありまして、その辺はひとつ大変厳しいところでありまして、今から双葉町が抱えなければならない問題というのは、財政だけではないので、ひとつ町民の願いとしては、町、議会一体となって、楢葉標葉に帰れるように、皆さん頑張っていたきたいということでありまして、もう二度とこういう間違いを起こさないように、議員の方々も心して安全対策をやっていただきたいと、こんなふうに思っているのです。私はお金の流れを知っていますので、いろんな対策をあいまいにすることなく、しっかりした検査、監査をしていきたいと、こう思いますし、東電に頼ることなく国に責任をとっていただかなくてはならないと私は思っています。一企業の問題ではなくて、国が地域の面倒といたしますか、健康、財産を守っていただかなければならないと切に願っているところでありますし、私のところに12件の電話がありました。ぜひ五十嵐さん言ってくださいと、こういう話でしたので、余計に、わき道にそれましたけれども、ひとつそんな意見を差し挟みながら22年度の審査意見といたします。ありがとうございました。

○議長(清川泰弘君) 監査委員の報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(清川泰弘君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

(午前10時25分)

## 平成23年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年9月22日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

11番 佐々木 清 一 君

6番 菅 野 博 紀 君

5番 岩 本 久 人 君

3番 野 村 満 君

8番 伊 澤 史 朗 君

10番 谷津田 光 治 君

散 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝



---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（清川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号11番、佐々木清一君の一般質問を許可いたします。

11番、佐々木清一君。

（11番 佐々木清一君登壇）

○11番（佐々木清一君） おはようございます。事前に通告しておきました一般質問について議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず最初に、町の今後の考え方、そういったものについて若干質問させていただきたいと思います。東日本大震災、そして東京電力の第一原子力発電所の事故、あれから6カ月、半年です。いまだに町民は避難生活をしております。現在、東電原発の収束が私たちの双葉町には見えておりません。国、東電の二転三転の発表、何を信じていいかわかりません。将来に一点の希望も見えません。町民も精神的な苦痛、絶望感、これらにより体調を壊す人もおります。また、残念ながら避難先において、ふるさとに帰ることなく亡くなられた人もおります。本当に残念でなりません。家族の悲しみが本当に伝わってきます。自立することも難しくなっております。県は、避難所の閉鎖を10月中には終了したいとの話を聞いております。仮設住宅にも借り上げ住宅にも不安を感じている町民も少なからずおります。そんな不安を取り除くことが最も必要というふうに考えますが、そこで町の考え方を4点ほど聞かせていただきたいと思います。

まず1点目に、埼玉県この旧騎西高校の避難所、これはいつまでなのかをお答えいただきたいと思います。

次に、県内の避難所の現在の取り扱いはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、仮設住宅・借り上げ住宅に入居された町民に対しての今後の支援策等についてお聞きしたいと思います。

これらの住宅、仮設住宅等に対しての職員の配置、さらには情報等のあり方、そういったものにつ

いてお聞きしたいと思います。それでよろしく願います。

次に、復興計画についてお聞きしたいと思います。町民は一日も早く、帰れるものなら、ふるさとである双葉町に帰れる日を夢見ております。現実には、これが夢でなくなっしてほしい、そんな希望はだれしもが持っていると思います。でも、日々がたつにつれ、その実現すら見えてこない。国、県の支援はもちろんのことですが、私は町独自の復興ビジョンを策定するべきと思います。他町村のことは言いたくありませんが、「復興ビジョン策定委員会」を設置していると聞いております。町長は復興に向けてどんな考えを持っているのか、明確にお答えください。

次、補償問題についてお聞きします。現在、東電は仮払い等において、私から言わせれば、多少のお金を出しています。また、今月より補償問題も本格的に行われていると聞いております。でも、町民はみずから勉強され、東電、国に対しても補償問題に窓口相談しておりますが、到底納得のいく答えは返ってきておりません。将来に向けての不安もあり、悩んでおります。町として、町長は執行者として、この補償問題に取り組んでいると思います。町民のためにどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

次に、児童・生徒の集いについて、これは教育長にお聞きしたいと思います。8月の19日から21日まで、福島県内において「双葉町小中学校児童再会の集い」がありました。これは町長の報告にもありましたが、双葉町の小中学生558名に対して365名が参加したと聞いております。全員が集まることはなかなか難しいと思いますが、できれば全員が集まればよかったなと思いました。でも、参加した保護者、子供からは、大変よかったと話す人もいました。約半年ぶりの再会に涙する人もいたそうです。そこで、教育長、残念ながらさまざまな要件があり、参加できなかった人から、「またやらないのか、やってほしい」との声も聞きました。2回目以降実施する計画があるのかお聞きしたいと思います。よろしく願います。

最初のやつは、済みません、町長です。最後だけ教育長で、申しわけない。

(「町長ってここに書いてある」と言う人あり)

○11番(佐々木清一君) 通告、教育長というふうに出したのだぞ。

(「休議」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前 9時07分

---

再開 午前 9時08分

○議長(清川泰弘君) では、会議に戻します。

○11番(佐々木清一君) 今、教育長に最後の問題は質問ということでありましたが、町長に質問させていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 11番、佐々木清一議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

町の今後の考え方について。埼玉県旧騎西高校はいつまでなのかとおただしであります。現在も原発事故の収束時期がまだはっきり見通せない中にありますが、ここ旧騎西高校の中長期的な避難先としての活用を上田埼玉県知事から提供を受ける際には、避難所としての期限は設定されておりません。また、原因者からは双葉町で安心して住めるようにするための方向が示されていないため、町としては財源に限りがあるので、国と県がどのように復旧を考えているのか、まず示していただいて、検討してまいりたいと考えております。

次に、県内の避難所の取り扱いについてのおただしであります。福島県災害対策本部において「県内における被災者支援に関する当面のロードマップ」が発表されておりますが、この中では県内避難所を10月末までには全面閉鎖することとされており、県内における応急救助の期限についても避難所が閉鎖される10月末までとなっております。今後は、応急仮設住宅・借り上げ住宅等の保健医療福祉・雇用などの生活支援、居住環境の充実、住民同士のコミュニティづくりなど各地域のニーズに応じた支援策を進め、一層の生活安定を図ることとしております。

次に、応急仮設住宅・借り上げ住宅等に入居された町民に対しての今後の支援対策についてのおただしであります。まず県内の入居状況について、9月5日現在では、応急仮設住宅の建設戸数が755戸で、うち213戸446人、借り上げ住宅が県借り上げ分及び特例分を含めて949戸2,404人の方が入居を決定しており、今後は自立生活支援を中心にして進めてまいります。具体的な支援策及び方法につきましては、避難者の多い県内の各地域の仮設住宅内に連絡所を設置するとともに支援員を配置し、高齢者の医療や児童の心のケア、さらに治安対策や住宅環境の整備、町民同士のコミュニティづくりなどの支援に取り組んでまいります。

次に、応急仮設住宅等に対しての職員の配置、情報等のあり方についてのおただしであります。職員も通常事務及び災害事務等を兼務し、業務も増大しており、すべての地域に職員を配置することは困難であります。したがって、県内の拠点地域に職員を配置するとともに、各地域と密接に連絡調整による各種支援の実施及び業務のアウトソーシングとともに緊急雇用創出基金事業等を活用するなどして住民サービスに努めたいと考えておりますので、ご理解願います。

復興計画について。町独自の復興ビジョンについてのおただしであります。おただしのとおり、全国各地で避難生活を余儀なくされた多くの町民が早期帰町を望んでおります。しかしながら、帰町するための大前提である、原子力発電所事故収束がいつになるのかの明確な判断がいまだ示されておらず、大変な憤りを感じております。先祖代々から受け継がれてきた地域や文化をここで絶やすことは絶対に許されないことと思っております。

復興ビジョンは、今後の町の将来像を描くものでありますが、単なる願望であってはならず、現実を踏まえた「夢と希望」を与えるものでなければならないと考えております。原発雇用者の失業、関

連企業の縮小、廃炉予定原発との長期間の共存、生活に不可欠な線量低下・除染・除塩の実施、風評被害のもと第一次産業など厳しい現実の中、新しい生活設計をどのように描くか、さらに地震で大きな被害を受けた道路などのインフラの整備、また新産業創出などをどのように描くかなど基本方針として策定するものであります。事故収束が不透明な中、いつ町に戻れるか、多くの町民の方々が大きな不安を抱えていることと感じております。

このような中、町の復興ビジョンを策定し、町民の皆様にお示しすることは大変重要なことであると考えております。まずは、現在の状況を踏まえ、復興に向けた道筋（プロセス）を定めることが重要であると考え、事故発生の緊急避難期から復興した新生双葉町といった順序立てをした復興への道筋をお示ししたいと考えております。現在、その準備を進めている状況であります。復興した町の大原則として、「安心・安全な町」、「職場の安定した町」、「住環境が整備された町」であり、インフラ整備も十分整った中で、次世代を引き継ぐ子供たちが確認して、町に住むようになったときに町の復興であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、東京電力・国に対する補償問題について町の取り組みについてのおたただしであります。予想もしていなかった東京電力株式会社福島第一原子力発電所の放射性物質の拡散放出、核燃料の溶融に至る深刻な事故によって、私たち双葉町住民は避難指示及び警戒区域の設定によって、半年以上経過した現在でも自宅を離れ、仮住まいで不自由で精神的なストレスを抱えた生活を余儀なくされたままであります。

国が設置した原子力損害賠償紛争審査会は住民の声を聞かずに、単純で短絡的な補償金額を単価査定したような指針に基づく事業者の説明開始は、一般常識的な補償協議では考えられない経緯と手順で進められている印象を受けております。被災者の心情やストレスを単価査定し、引き起こされた各種障がい、今後の財産補償に踏み込まずに、現状で算定可能な単純部分を指針によって決定することで全体を査定、同意させるような補償交渉は、住民の望む補償への道筋とは乖離しており、本町被災者の状況に対して配慮を欠いたものと言わざるを得ないものであります。また、さきの中間指針はあくまで審査会の指針であって、被害者が訴えたものあるいは要求したものにに基づくものではないものです。

確かに損害賠償の補償交渉は個人の問題であり、それぞれに異なる考えがあるものと思いますが、補償交渉の席に立つ住民の皆さんには、過去に例のない立場の被害者であることや、求める補償を十分確認してから加害者との相談交渉に臨んでいただくために、安易な合意や悪意のある第三者を介した交渉にならないよう、その支援策についていろいろと情報収集並びに検討をさせていただいているところであり、今後その内容を吟味した上で支援に当たりたいと考えております。

次に、児童・生徒の集いについてのおたただしですが、行政報告の中でもお示しいたしましたが、「双葉町小中学校児童生徒再会の集い」を8月19日から21日まで、2泊3日の日程で実施いたしました。猪苗代町体験交流館を中心に、双葉町の子供としての自覚を高めるとともに、新たな生活への再出発

の契機にするなどを目的として、小学校の「卒業の集い」や小中学校の「入学を祝う会」などを開催いたしました。避難先が北海道から鹿児島までと広範囲にわたっておりましたが、多くの小中学生や保護者の皆さんの参加をいただき、盛会裏に終了することができました。しかし、おただしのとおり、残念ながら参加できなかった子供たちもおりましたので、今後、実施時期、方法等を保護者の皆さんの意見を聞きながら今後も実施してまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 答弁ありがとうございました。それで、最初の質問のほうで若干再質問させていただきます。

この旧騎西高校が、避難所が設定されていないということですが、今その中に財源に切りがあるということで、ただ避難されている方にしてみれば、やはり不安なところがありますよね。いつまでいれるのか、どうなのかということが、やはり二、三人集まるとそういう話が出てきております。私も聞かれます。でも、これについては答えることができないということで、あくまでも執行者ということで答えておりませんが、やはりある程度町民にその辺のところをわかりやすくめどをつけていただきたいというふうに考えますが、これについては別に答え要りません。

次に、避難所の現在の取り扱いのところ、多分避難所が閉鎖されれば、困るのは高齢者夫婦、さらにはやはりなかなか自立できない人、どうすればやっていけるのかというような人も、多分私の聞いた範囲でもいますし、町長の耳にも入っていると思うのですが、そういった方の相談窓口、それをやはり町として、丁寧にそういうものに対して対応しているのか、それについてちょっとお聞きかせください。

あと、借り上げ住宅とか仮設についてはわかりました。ただし、今町長の答弁の中では、私の聞き違いかどうかわかりませんが、県外、福島県以外の41都道府県ですか、にいる借り上げ住宅にもならない人、親戚のうちにいる人、そういう人たちには、やっぱりどういう支援策を今までやってきたのか。それと同時に、何が今一番そういう人たちが必要としているのか。そういったアンケートなどもやはり郵送しながら聞いて、必要なもの、特に言われているのは、県外の避難者に対しては何の物資も来ない、なかなか言っても届かない。その県外の県によってはまとまったところで、市役所等で物資を対応しているところもありますが、なかなかそれもわからない場所が多いとか、できないでいるということもあります。ですので、そういうアンケートをとりながら、今後多分これ長期化すると思いますので、やっぱりそういう人たちに救いの手を差し伸べるような、そういう方法を今後とるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

4番目のやつなのですが、これも今言われたので大体わかりますが、ただ、今一言も町長の声からなかったような気がするのですが、やっぱり双葉町民には生活保護者、また体の不自由な人、高齢者等、そういう人たちの生活状態、実態が今どんなになっているのか。きちっとやっぱり生活、問題なくしているのか。やはりその辺のところもきちっと把握する、私は必要があるというふうに思います

ので、この辺についても町長のほうへお聞きしたいと思います。

あと、復興については今聞きましたとおり、確かに帰れないのでどうしようもないので仕方ないのですが、ただ現在東京電力のほうで屋根にシートをかけると言っていましたよね。ただ、私が聞いた範囲では、今双葉町の屋根にシートをかけている実態が少ないというふうに聞いています。それはなぜかという、やはり工事関係者のほうからもそういう話をいただいたのですが、やはり濃度が高くて、そこに入れない場所が多いということで、全然その辺が進んでいない部分もあるということなのですが、多分町としては何%進みましたというような、恐らくとらえ方しかしていないのではないかと思います。でも、この復興の中には、そういった住居、今町長が答弁の中で住居関係、インフラ、その中にもこの住居というのは大変重要なのですよね。やはりこの辺については東電にしっかりと対応してもらわないと、どうしようもないと思うのです。我々が壊して逃げてきたわけではないのですから。確かに地震で壊れたかもしれませんが、それを直すことができない形をつくったのは東京電力ですから、やっぱりその辺のところについても町長の考えがあったらお聞かせをお願いしたいと思います。

あと補償問題、これも今町長からいろいろと答弁いただいたので、余り私のほうから聞くこともないのですが、ただ、今現在の考えの中でだけ少し話させていただきたいのですが、町長にもこれについて考えあれば答えてもらいたいのですが、まず3月11日震災があって、その後12日に町長のほうから、町のほうから避難しなさい、遠くに避難しなさい、みんな体一つですよ、避難したのは。着がないですよ。靴も履きっ放し、1足しかない。そんな中で、やはりその先々において、少しずつ使いたくないお金を使いながら下着を買ったり、いろんな形しながらやっぱり避難生活をして、双葉町の場合川俣以外にもありますけれども、そういう場所で店を探しながら買ってきて、そういう状態の中で、今回の補償の中で領収書がなければだめだとか、それを証明するものがあるかとか、そんなばかな話ってありますか、町長。多分町民の、私は全部とは言いませんが、ほとんどの人がその店、店を回りながら少しずつ買って歩いて、領収書くださいなんて言って歩いている人いないと思うのです。そのときはすぐ帰れると思っていますから、まだ。こういうことになると思っていないと思うのですよね。だから、そういう中で、やはり今東電が言っているような賠償の説明というのは、本当に町長が今回は説明会を却下するというようなことを言っていますが、私もそのとおりだというふうに考えていますし、今度事業所のほうがまだ80ページほどあるということで始まったようです。

こういう東電のやり方というのが、私はどうしても納得いかないですよ、町長。やはりだれのために私らはこういう苦勞をしなければならぬのだ、みずから出した問題ではないのですよね。みずから出したのであればいいのですよ。それで、この賠償支援機構、こういったものを設置しながら、そこである程度決めてくるのでしょけれども、損害の金額についても聞きますと、そういう金額はどこから設置してくるのだと聞きますと、交通事故とか、そういった賠償問題と絡めて金額を設置しているというふうにも聞いたのですが、私の間違いでなかったらそういうふうに聞いたのですが、こ

れとこれとは別なのですよね、正直言って。ですので、第1回目100万円仮払いいただきました。その後、1人30万円ずついただきました。これを今度の補償から、金額から差し引きますよ。私らは、100万円は一軒一軒にくれたのですから、これは身体的なもう補償以外の問題だと思っているのですよ、これは。これは別問題と考えてほしいのですよ、正直言って。町長からもきつく言っていただきたいのですが、やはりそれ以外のものできちっとした補償をするのが補償だというふうに私は考えるのですね。100万円ずつくれましたからやります、それ引きます、それはだれ考えてもおかしいと。私らは、どんな苦勞で二転三転しながら避難所を逃げて歩いているのだと。そういう苦勞を考えたら、100万円の金なんて補償の中に入らないですよ。

その辺のところもしっかりと町長のほうでも考えていただきたいし、あともう一点は、やはり今よくテレビ見えていますけれども、東電の対応とか補償問題とか、やはり我々を忘れていてのではないかと思うのです。ということは、我々は最低でも双葉町は10キロ圏内ですよ。多分ほとんど入っていますよね、10キロ圏内に。そういうことを言っただけで、温度差があつて失礼と言われるかもしれませんが、10キロ圏内で、今足元にいる立地町が最近は取りざたされていない。どうしてもメディアにしても、30キロ、20キロ圏内の、そういったものしか取り上げていない。我々目先にある、足元にある東京電力が、どれだけ今苦勞しているかということがわかっていない。一律の補償、そんなの考えられないというふうにも思うのですが、ちょっと長く再質問になってしまったのですが、これに対しても、ちょっと総合的に町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、児童生徒のほうは、やはり子供たちがふるさとに帰ってふるさとの友達と会ったり、これが今言われているきずな、そういったものを大事にするためにも、ぜひ厳しい予算の中であるでしょうけれども、これは実現してほしいし、またこういったものに対しても東電あたりの補償、国の補償をきちっと、一部でもいいから、やはり入れてほしい。そういうふうなこともやっぱりやっていただくことも、もう当たり前だというふうに私は思います。それで、その辺について、ちょっと長くなってしまったのですが、町長、考えをちょっとお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難所の問題でございますが、私どもは災害救助法のもとに、今いろいろと問題処理をされております。しかし、その災害救助法には原子力災害の条項がございません。したがって、国はどういう感覚で我々を毎日避難させ、そして生活を支援しているのかわからないところがございますので、常にこのことは国のほうには意見を申し上げておりますが、何ら動きが見えません。この辺が非常に残念でございます。

常々私は、期限を定められていない避難の中で応急仮設住宅に入ること自体が苦痛であると、応急仮設住宅に入るものではないということを申し上げてまいりました。しかし、どうもそういう声には耳を貸していただけない状況でございます。したがって、避難所を閉鎖するとかどうするかというこ

とも、法的には国はできないはずであります。したがって、我々が自主的に避難所の利活用を今後とも図っていかねばならない。高齢者あるいは弱者のためには、受け皿としてないといけないというふうに考えております。一律的に、今県内においては避難所閉鎖ということではありますが、私は災害救助法のもとで行われることについては反対であります。何ら原子力災害に基づく災害救助というのはされておりませんので、非常に残念でありますので、町独自にでも避難所において継続して、弱者の方のために受け皿として今後とも考えていきたいと、そのように思っております。これを云々と言うのであれば、やはり法を整備してもらって、しっかりとした対応をしていただきたいと、そんなふうに考えております。県外にいる方についても、いろいろまことに十分でなかったことがございますが、これから少しずつ落ちつきを取り戻した中で、今までの分も含めて皆さんに支援をしてみたいと考えております。

賠償の問題もかかわってくるわけでございますが、領収書の数、これは避難所にいる方は余りないかと思えます。しかし、自主避難されている方、県外に避難されている方は多くの領収書を用意して、賠償の積み上げにさせていただきたいなど、そんなふうにも考えております。

生活実態調査をすべきだと、これ当然このようなことはさせていただきたいと考えております。今までなかなかできなかったことに対しまして、おわびを申し上げ、今後実行してみたいと考えております。

復興計画についての屋根の工事の進捗状況が、濃度が高くて余り一気に進められないということでございますが、やはり原因者である東京電力が責任を持って町民の皆さんの要求にこたえていくべきものということで、今後も強く東電のほうに要求してみたいと思えます。

それから、賠償問題についてでございますが、まことに現状は紛争審査会の指針のみということで、甚だ一方的で、私どもの置かれている立場、あるいは気持ち、あるいは今佐々木議員が言われたように、町民がいろいろと困難に直面しているこの原因を我々はつくったわけではございません。しかし、賠償のあり方については全く私も納得をできないところでございます。日本の国に常識というものがあれば、その常識をもってまず賠償に臨むべきだと、そんなふうに考えております。その後に紛争審査会というものが活用すればいいものということで、この賠償問題についての取り組み方が東京電力は間違っているのではないかと私は思っております。したがって、このたび町民の皆さんに、東京電力による相談会の中断を申し入れいたしました。この中断を申し入れたことは、誠意ある態度を示してほしいと、こういう態度があるまでは中断をしていただきたいということでもあります。この誠意のある態度というのは、町民の皆さんから私のほうに、変わったと、そして親身のある話を聞いてもらえるようになったと、優しさが感じられると、そういう状況が絶対必要だと、そんなふうに考えております。

我々避難するときには、政府から避難指示が出ました。しかし、今は賠償問題については東京電力が行っておりますが、そのときに領収書をとっておけるとか、賠償問題の準備をして避難をしてくださ



いという言葉は一言もありませんでした。この辺も国に対して、優しさのない対応について異議を申し上げていきたいと考えております。佐々木議員も含め議員の皆様方には、今後このような申し入れについての行動をともにしていただきたいと考えております。企業の皆さんも、利益を補償の算定基礎とするようなことについては甚だおかしいのではないかなということ、前から申し上げております。これも、やはり企業それぞれの事情がありますので、その事情のもとに円満な話し合いの中で進めることが、東京電力が社会的信用をつけるためにも、そしてまた、今、国会で議論されている、増税をしてその賠償費用を捻出する、国民に対してお願いをできる環境をつくるためにも、我々の考えを十分聞いていただいて賠償交渉に当たっていただきたいと、そんなふうに考えております。

（「議長、アンケート調査はやるんかっていうことだよ」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） 答弁漏れあったようでございます。

アンケート調査は、いろいろもっと違う分野もありますので、やらせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 町長に今答弁をいただきまして、よくわかったというよりも、これで今納得するしかないのかなというふうに思います。

これから今、その中で町長が中断をして、町民に中断をお願いするというような話がありましたけれども、やはりこれはここだけではなく、双葉町民すべてに対してこの話をきちっとしなければならぬのかなというふうに思いますし、どんな方法でこれを通知しながらやっていけるか。それと同時に、やはり町民に署名活動というか、そういうものもいただきながら、やはり町民が一体となってやっていく必要があるのかなというふうにも考えますが、これについてお答えをいただいて、私の質問を終わります。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

この賠償問題というのは、これで我々はすべて解決するわけではございません。やはり解決するということは、もとどおりの生活ができるところまで続きます。したがって、今度の3月11日から8月31日までの期間を完了するというような合意を要求しているようでございますが、それは全く私は納得できないものであります。やはり我々の要求することは、もとどおりの双葉町にしてもらうことであります。したがって、東京電力には双葉町民に対する相談窓口を閉じるようお願いいたしました。9月17日付で東京電力の社長にお願いいたしました。以降について、東京電力はいかなる場面を使っても、双葉町民には相談会はしないものと確信しております。私の声の届かない町民であっても、東京電力はそのような行為に出ることはできないはずでありますので、そのように思っております。

なお、今度広報紙と一緒に私の考えをしたためて、町民の方に相談会の中断申し入れについての真

意をお伝えしたいと思っております。なお、今後この問題については、大変大きな問題でありますので、全町民の力を結集して、町民の皆さんの思いを東京電力あるいは国のほうに届けていかなければならないと考えております。

○11番（佐々木清一君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（清川泰弘君） 通告順位2番、議席番号6番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

6番、菅野博紀君。

（6番 菅野博紀君登壇）

○6番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号6番、通告に従い質問させていただきます。

1番、町政全般について。平成23年3月11日に起きた東日本大震災から半年がたち、いまだ続く先の見えない避難生活、今後の生活のこと、将来のことなど行政と町民は話し合いながら町政運営していくべきだと思います。このようなことから、町政について質問させていただきます。

（1）番、内部被曝検査で、ゼロ歳から3歳の検査は本人に受けさせないで、保護者など震災時一緒の方が受けるようですが、このようなことで本当によいのでしょうか。大人が受ける被曝と子供が受ける被曝に違いはないのか不安が残りますが、行政としての対応をお伺いいたします。

（2）番、福島県の避難所が閉鎖されたり、これから閉鎖されますが、今後避難所を出ていかれる方の生活に対して、行政としてどのように考えているのかお伺いいたします。

（3）番、双葉町の幼稚園、小学校、中学校について今後どのようにお考えなのか、今後の計画等があればお伺いいたします。

（4）番、義援金についてですが、一時義援金では国から35万円、県から5万円、計40万円になります。この申請受け付けは町の業務だと思いますが、この申請業務が公平に行われていたか、申請業務に間違いはなかったかお伺いいたします。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 6番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、内部被曝検査で、ゼロ歳から3歳の検査が本人ではなく保護者など震災時一緒の方が受けるようになっていて、このようなことで本当によいのかとのおたがしでございますが、今回の内部被曝検査は福島県が実施することになっており、福島県からゼロ歳から3歳乳幼児の検査につきましては保護者が受けるように示されました。これは、この内部被曝検査を行う機器が、検査中に検査を受けている方が動いてしまうと正確な計測ができない恐れなどがあるため、かわって保護者などの方に検査を受けていただき、お子さんの被曝を推計するとのことですが、早くこのような子供が受検可能な機械の開発を急ぐよう求めてまいります。

次に、福島県の避難所が閉鎖されたり、これから閉鎖されますがというおたがしでございますが、

これまで県内外の避難所から応急仮設住宅への入居や一般賃貸住宅等の借り上げ特例措置、公営住宅などへの入居などにより居住先を移動された被災者の皆さんや、福島県が予定している今後の計画的避難所の閉鎖に伴ってそれぞれの施設へ移動される予定の皆さんには、大変な心労をなさっておられることと思います。双葉町といたしましても、今後も格差のない支援や情報提供を目指して努力してまいり所存でございます。

その主なものとして、福島県内への支所の設置を期に、各応急仮設住宅への支援や連絡を行う支援員の配置や、支所窓口での円滑な諸手続処理のためのさまざまな受け付け事務窓口を準備検討中であり、さらに全国に広がる被災者にも、不便さを解消することを目的に、各方面の情報インフラを活用するなどのサービスの提供を今後とも努力していきたいと考えております。また、先に行っている生活必需品の配送もようやく軌道に乗っておりますが、安心して帰宅できる日を迎えられるように、状況に応じた支援施策を可能なものから実施したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

双葉町の幼稚園、小中学校、今後どのように考えているのか、今後の計画があるのかのおたただしですが、福島第一原発事故により避難を余儀なくされている当町において、多数の子供たちが分散避難しており、教育の環境は劣悪であります。半年過ぎた今でも、国、県においては軽んじているようでありませぬ。そこで、私は9月12日、国会議員の方々に子供たちの悲鳴を届けて対策を至急とるようお願いしてまいりました。心のケアとギャップ解消に取り組んでいただくことを希望しております。今後は、町立学校、幼稚園が1カ所で学ぶことができるような環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国、県の第1次配分の義援金の申請の受け付け業務が公平に行われていたかというおたただしでございますが、まず義援金の内容につきましては、「義援金の配分申請について」の配付と双葉町のホームページによる周知、及び旧騎西高校とリステル猪苗代における説明会で説明をさせていただきました。義援金の申請受け付けは4月22日から、双葉町埼玉支所、リステル猪苗代での窓口や郵送などによる申請書の回収、受け付けを行っております。申請に際しさまざまな相談もありましたが、申請書の回収、受け付けに際しましては、公平に、そして問題がないように対応してまいりました。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 菅野博紀議員のご質問にお答えをいたします。

双葉町の幼稚園、小学校、中学校、今後どのように考えているのか、今後の計画等があるのかのおたただしでございますが、教育委員会といたしましては、これまで全国に避難している園児・児童生徒の就学状況及び避難箇所の把握を行い、就学の機会の確保や就学援助等の支援のため、入園料、保育料、学用品購入や通学費など、保護者に対して手厚い支援や、双葉町小中学校教職員による面談及び電話等による教育相談を通して、避難している子供たちの心のケアに努めてまいりました。今後も避難先の各都道府県市町村のご支援、ご協力をいただきながら、子供たちの就学の機会を確保してま

いりたいと考えております。

また、双葉町の将来を担う子供たちを育成するため、学校の再開については最重要課題と認識しております。子供たちがより安定した教育環境の中で就学できることを第一に考え、再開する時期や場所等を町当局と十分協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） では、ちょっと納得のいかない部分があるので、再質問に入らせてもらいます。

（1）番の内部被曝検査ですが、確かに県というのはわかります。それも私もわかっていて聞いているのですけれども、町当局で何でそういう対応ができないのかなと。内部被曝、よくホールボディカウンターと言われますけれども、動いてはだめだったら、ゼロ歳児から3歳児は特にお昼寝の時間とか寝ている時間があるではないですか。そういう交渉を町でしたのか。県に対してそれをしたのかどうか1つ、僕は問題になってくると思います。

それと、先日ちょっと広島の被爆者の方たちとお話をするような機会がありまして、お話をしていたときに、被曝に関してのちゃんとしたデータがいまだかつてないと。ましてや長崎、広島の被曝と、今回の被曝は違うでしょう。それで、尿とかそういうのも出るんで、できればそのお話を聞いた中では、町民全体で町の予算を使ってでも年に三、四回ぐらいの検査ができないのかと。県、国と言う前に、やっぱりそこで町民と話し合って、やっぱり双葉を、今教育長も別のことでの答弁ですけども、将来を担う子供たちを最優先にして、ぜひそういう予算をとるのも町としての責任ではないでしょうか。生命、財産を守る。これから、今生きている子供たち、老人の方々、働く世代の方々の生命を守るというのは、町の最重要課題だと私は思います。ぜひそういうところに予算を組んで、やるべきことをやる、やらなくてはならないと思います。

町はよく、国、県にやってもらえない、やってもらえないと言いますけれども、町民から見れば行政がやってくれないと言っているのと一緒なので、そこら辺をよく考えて、町民と話し合って、ぜひともこの検診なり何なりをちゃんとできるような方向性のことを調べていただきたいと思いますが、それに関してちょっとご答弁をお願いします。

あと、福島県の避難所が閉鎖されたりという（2）番のことで言わせていただくと、リステルで一番あれなので、わかりやすいので言わせてもらいますと、最初に7月15日閉鎖しますよという予定がありましたよね。次に、8月15日。僕は7月7日からリステルのほうに行かせていただきました。町民が移動しなくてはならないのに、仮設住宅も何もできていない状況で閉鎖しますよという町の対応は、僕はおかしいと思います。それはもう過去のことなので、それはしようがないと思います。ただ、閉鎖して出るに当たって、これからは避難所にいるよりも自立しなくてはならない。自立しなくては

ならないときに何が一番必要かというとお金ですよ。町として、東京電力さん、国に生活をしていくだけの補償金なり生活できるお金の面の交渉も、全体として代表してやるべきではないかと思えます。騎西にいる方でも、やっぱり自立していくだけの生活資金がないがために自立できない方もいらっしゃると思います。そういうことをやっぱり、何回も言うように、本当に町民の方と行政、執行部が話しすればわかることができているのかなと。アンケートとか、そういう問題ではなくて、ちゃんと対面で話しなくてはならないと私は思います。

それと、先ほど佐々木議員からも出ましたけれども、お年寄りがある程度どこかの仮設に集めるとか、そして本当に老人ホームではないですけども、グループホームみたいな感じで見るとか、そういうこと案等を、やっぱりこれもいろんな人の話を聞いたりすれば、老人の方が、やっぱり同世代の方が集まればお茶飲み友達もできますし、逆に管理のほうも1カ所で皆さん見やすくなるのではないですか。そういうような提案も何もなくて、ただ閉鎖ですよというのは、これは行政としていかなものかなと私は思います。もっと子供を集める地域とか、そういうものの提案が全然ないです。ただ閉鎖とか、出ていきなさいよと。生活していけない人はどうするのですか。その町民の声をちゃんと行政は聞いていますか。ということが、僕は全体的に言いたいことなのですけども、まだ終わってはいないですけども、それはやっぱり話し合いとか、そういうものをしなくてはならない。町民を平等に扱ってほしいというのが、私は一番の願いです。閉鎖とって、埼玉に来たくない方もいらっしゃる。なるべく福島にいたいという人の気持ちを酌み取るような話し合いをぜひしてほしいと私は思いますが、それに関して町長のお考えをお聞かせください。

(3) 番の幼稚園、小学校、中学校、福島にできれば、ここもそうですね、埼玉も。できれば同じ幼稚園に通っていた子、同じ小学校に通っていた子、同じ中学校に通っていた子が一人でも多いところに避難したい、子供のことを思えばという親がいっぱいいます。それはもう教育長よくご存じだと思います。よくお話もしているんで、よくわかると思いますが、その原因がいじめですよ。1人で行って、放射能とか何とかという話が出ていじめられたりなんかする子供たちが結構いますよ。それも、何ともできない事実です。何ともできない事実であれば、そのために福島に帰っている方もいらっしゃる。福島のほうがいと。親もいいし、子供もそういう環境のほうが都会よりもいいでしょうということで帰っている人いますが、そういう人たちがよく言うのが、やっぱりできれば学校を何とかしてほしいと。北小がなくなるのですってとか、そういう質問を一時期私も随分されました。それわからないです。わからないですけども、教育長のほうにもお聞きに何回か行ったときありますけれども、半年で先生が来なくなるとか何とかというようなお話があって、いろいろ教育委員会にも私もお聞きしていますけれども、その不安を取り除くのも、親が不安であれば子供が不安になりますよね。ましてや今回の被災の一番の被害者は、僕は子供だと思っています。

だけれども、町長、よく町長も今回の震災の被害者は子供だと言いますが、子供に対して再会の集いみたいなこともやっていますけれども、本当に日常生活で、お金とかではなくて、やっぱり

そういうものも考えた保護者との話し合いですか、保護者の意見を聞くような場もつくらなくてはならないと思います。毎回こういう相談来ると、話す場がないから話せない、そういうふうになってきているので、やっぱりこういう話し合いもちゃんとしていってほしいと思います。

あと、本当に教育長のほうに、さっきの答弁で学校の再開が最重要課題ということで、私も本当に少しでもお力になれることがあれば、ぜひとも頑張ってやっていただきたいと私は思います。その決意を一言後で、再質問の中でひとつお願いします。

あと、(4)番の義援金についてですが、これ町長、僕は公平だとは思いません。実を言うと、私も含めて何人かに相談されて、私も義援金の相談室に行っています。うちは2世帯だと思いますということで行ったときに、2世帯ではないではないかと。要綱があるにもかかわらず、何にも言えないままに、そういうふうに言われて帰ってきている人がいっぱいいます。普通に考えれば、私も先日出させてもらって、すぐ回答が来ました。僕が出させてもらった理由が、この私持っているQ2というやつですね。県の要綱ですよ。これは役場の窓口でもらっているんで、間違いのないものだと思います。これが見たいのであれば、皆さんに今お配りしてもよろしいのですけれども、これ読みます。

1つの住居に複数の世帯が生活した場合のとらえ方。基本的には住民票上の世帯で判断する。しかし、住民票上世帯分離していなかった場合でも、実際は生計を分けており、世帯が分かれていたという場合には、①番、公共料金（電気、ガス、水道）の領収先が分かれていること。これが1つ目の要綱ですね。まあ複数でこれ請求できればということと、2番に行政区長、隣組長、民生委員、そういう人たちが証明をしてくれればいいですよということも書いてあります。(3)番が、本人及び世帯主の申し立て誓約書により総合的に判断して複数世帯と認める。それで、家計簿、請求書等があればということなのですけれども、これ読んでいくと、ちょっと腑に落ちないことが随分あると思うのですよ。ほとんどの方が、私も同世代でお話を聞いていると、親のほうと、領収書はないけれども、親にちゃんと毎月の生活費って渡して、2世帯のような運営をしているうちが非常に多いです。

それで、これで2世帯でもらった人が、行政区長とか、そういう人の証明書でもらっている人がいらっしゃる。それで、私の申請用紙に書いたのは、③番の本人及び世帯主の申し立てだと。うちの父のほうで、それは申し入れ電話でしています。それで、私も文書で出しました。その文書の中に、行政としての複数世帯に見えない理由をお聞かせくださいと。複数世帯と認めないのであればということを書いた文書を私出しました。その理由もなしに、ただ複数世帯ではないよと言うのはちょっとおかしいなと。もらっている人もいらっしゃるのですよ、同じような状況で。それは、町で逆に複数世帯と認めて出している件数を教えてください。同じ住所に住んでいて複数世帯と認めて出している件数は、今お聞かせください。それで、これが本当に公正公平なのか。もらう側と出す側、これ40万円だけではないですからね。東京電力の100万円にも、これかわることなので、これはちょっと件数と、そのことについて、何か本当にこういうふうに行っているから公平だということをお聞かせ願えるような答弁があればお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

内部被曝の問題でございますが、前段で佐々木議員のお答えにも言及しなければならなかったことですが、今放射能から身を守るということで我々は避難しておりますが、どうもこれが多く最近語られておりません。これほど重要な課題については、本当に語られておりません。私は、さきの知事との意見交換の場でも、土、環境の除染、これは本当にやっていただきたい、やるべきだと。しかし、同時に肉体の除染もぜひお願いしたいというような話を申し上げましたが、明確な回答はいただけませんでした。今、県のほうにも、この体内被曝についての質問書を出しておりますが、まことに回答が来ておりません。自分でやれと、双葉町でやれというお話でございますが、やはり検査するためにはそれなりの技術者がいないとだめなものですから、町独自ではできませんが、それをやっているところもございますので、もう自主的にやる時期は遅いかもしれませんけれども、やっていかなければならないと思っておりますので、早急にそのスケジュールを組み立てていきたいと思っております。

ただ、子供については、やはり昼寝時期がその検査時期と合うかどうかというのはわかりませんので、どのようにすればいいのかよく研究して、やはり一番大事なのはゼロ歳から3歳ぐらいが大事なわけですから、何か方法がないのか、今後勉強してまいりたいと思っております。町独自の検査を今後やっていく考えはあります。

それから、2番の避難所の問題でございますが、県が県がということを行っていると言われますけれども、まずもって災害救助法の中で対応できるものは可能な限りやっていただかないといけません。私どもは、望んで避難しているわけではありません。強制的に避難をさせられたわけですので、やはり全面的な補償、対応、これを求めていくものと考えておりますが、本当にもどかしい限りでございます。これから県内においては、応急仮設あるいは借り上げ等の住宅に皆さんが入っていきますので、それぞれ抱えている問題について対応を考えております。1つには、社会福祉協議会のほうにも、それぞれの仮設住宅のあるところの、大きくあるところには職員を配置してケアに努めてまいりたい。あるいは、病院のほうでも協力を申し出てきておりますので、そのような支援を受けたい。あるいは福島県も高齢者に対する、あるいは弱者に対するケアをしていきたいということもございまして、あらゆる手だてを考慮して、組み上げて立ち上げてまいりたいと思っております。

学校問題です。まことに私は、子供たちには大きな環境変化における学力差、今後の入学試験等において、この差を同じ尺度でいいのかという問題を提起して歩きました。まずもって、この学力格差が生じてしまいました。この中で公平な競争というのは当然できないわけですので、今対応を国会議員の皆さんは考えてくれるような話を伺っております。それから、やはり子供たちが安心することは、1カ所で学ぶことが必要だと考えております。早急にこのようなプランも立ち上げて、国、県と協議に入るべきものと考えておりますので、これも取り組んでまいりたいと考えております。

4番の義援金についてですが、個人的なご要求に対しましてはこの場ではお答えできませんので、

一般的なお答えをいたしますが、やはり職員はそれぞれの責任のもと仕事をしております。その都度問題が生じた場合には、上位の県等に相談しながらも、あるいは勉強しながらも対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。件数については、今ここで調べてみないとわからないということですので、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） 菅野議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

私たち教育委員会といたしましては、先ほど町長からも答弁がございましたように、私たちは町当局のいろいろな課題や悩みの内側にあって悩んでいる状況がございます。学校の立ち上げにつきましては、町の動き、町の立ち上げの状況によりまして大きく左右されるところがございます。しかしながら、ひそかにといたしますか、このことについては大きな重要課題であるというふうに考えておりますが、私が今考えておりますことは、現在区域外就学で子供たち全国の各学校に、とりわけこの騎西地区には、騎西小中学校に130名ほどの子供さんが就学しておりますが、この子供たちが今安定的にまず学習活動ができることを願いながら、全国ネットワークで校長を中心にして先生方に、そのケアに目を光らせるようお願いしているところであります。そのことをまず今やりながら、今後町の動向を見て、そして町当局と十分な協議をしながら、何年後にどのような状況で学校を立ち上げることができるのかを模索してまいりたい。そのことについては、内々県の教育委員会に話を、問いかけをいたしまして、そして学校の存続、そして立ち上げ等について鋭意検討してまいりたいというふうに強く思っているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「生活費のことでもらってない。今後町として生活費等の補償等に関して、2番の避難所から出て生活費等とかお金が大切でしょうって。お金が、生活費等とかの不安があるんだけど、それは町としてちゃんと上の、上位、県なり電力なり、そういうことに対してのことを交渉をしないんですかっていう話もしてるんです」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 町長。

（「議長、どういうこれ進め方しているのか。質問者が挙手もしないで町長と話し合ってるなんて、何でもさせるばかりで、議長は」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 今のはちょっと暫時休議で。

休憩 午前10時14分

---

再開 午前10時15分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。



町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま菅野議員のご質問に対しまして、自立するための支援についての答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきます。

これから、これも考えておるところでございますが、公平公正ということの中で行政は執行しなければなりませんので、その方だけでいいのかという、今度逆の要求も来るかと思っておりますので、やはり町民の方の困っている方についての支援のあり方は、時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。職場がなくて、応急仮設住宅の政策を進めて職場が用意されないと大変なことになるなという思いで、仮設住宅ができたからそれで終わりではないですよということを上位の方には常々申し上げてきました。やはり生活の道を断たれた中で、避難生活を今強いられているわけでございます。これは、我々はその実感を感じておるわけですがけれども、双葉郡民7万人、それと何不自由なく今でも生活できるような方々が、私どものことを議論されて法律をつくられていることについてもいかなものかということ常々考えております。したがって、私どもにこうしろというような方については、一緒に生活をしていただきたい。応急仮設住宅ができたからよかったねと言う方には、ぜひ入っていただきたい。もろもろの問題が見えてくるでしょうから、ぜひやっていただきたい。

先ほど災害救助法だけでは、私はだめですよ。各大臣にも、これは3月中に要望の折に申し上げてきましたけれども、新たな法律を早く立ち上げて、親身になって対応していただくような法律整備をぜひお願いしたいということをお願いしたのですが、依然としてでき上がっておりません。このようなことになると、私が今、菅野議員が言われるようにその方たちの困っている現状を、やはり原因者である東京電力にこの話は、今言われたことも含めてつないで交渉して、そして対応を考えてもらうと、このようにしたいと思っております。また、町としてどうすれば公平性の中で、その方たちに対応できるかということ再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 内部被曝に関しては、私は検診というのはホールボディのことだけではなくて、甲状腺がん等がよく言われますけれども、そっちのほうの検診なのです。ホールボディを今受けて、本当に尿、便で、汗とか、そういうので排出すると言われているもので、今ほとんど検出されないだろうと言われる方もいらっしゃいます。それであれば、やっぱりがんとかそういうものは早期発見で助かるものですよね。命が助かるというものを考えれば、そういう検診、ちゃんとした検診、どのような検診がいいのか。PETとか人間ドックとかいろいろありますけれども、それをちょっと調べていただいて、私も協力したいと思っておりますが、そういう親とか保護者とか、そういう人からやって、年に本当に何回やれば大丈夫なのだって。進行も、若ければ若いほど早いです。そういうような検診を年に何回か、町の予算を使ってでもやっていただけないかというお話を私はしたつもりなのですが、それに関してのご答弁をいただきたいです。

あと、避難所の閉鎖のことに関してなのですがけれども、時間をいただいてと町長答弁されましたけ

れども、実を言うと福島の方で電話いただきました。私も思いましたけれども、私は今回の補償の件に関しては、同意書もみんな判こを押すしかないのだと。納得しないけれども、押すしかないのだと。今後、生活していけないからという人もいるので、その辺の交渉は東京電力さんときっちり表に立って、本当に声を上げてやっていただければ、騎西の方々でも、「一緒に座り込みでも何でもやってやっ」と言う方もいらっしゃると思います。だから、ぜひこれ本当に何回も言うようですけれども、声を上げて、町長、町長には執行者として町民に説明責任もありますから、今回のこともそうですけれども、やってちゃんと説明して、ちゃんと町民の同意を受けなくてはならないということもありますので、声を上げてちゃんとやればみんながついてきてくれて、本当に1つに町一体になると町長よくおっしゃいますけれども、それはやっぱり話し合いの中でやるべきだと私は思いますので、その点について再々質問させてもらいます。

3番目の学校に関しては、ぜひとも実現に向けて頑張っていていただきたいと思います。いろんな意見があるかもしれないですけれども、町として情報交換を保護者としていただいて、一步一步それに近づけば、保護者の方、子供たちも納得していただけると思いますので、ぜひとも何回も、毎回言いますけれども、町民と保護者との話し合い、子供たちと話をさせていただいたり、そういうことを教育委員会一生懸命やっていますけれども、今後もぜひともやっていただきたいと思いません。

あと4番目、これ再々質問で質問するようなことではないですけれども、町長、これ実際にはこの制度があること自体も窓口で質問に来た人に教えていないし、それをわかっている人にも申し込み用紙すら出していないのですよ。それ何人も私知っていて、聞いて私も言っているのに、個人的なことではないのです、これね。その申し込み用紙さえ渡せないというのは、これ役場業務としては絶対おかしいですよ。その制度があるのに、これ読んでちゃんと勉強してやっていますと言って、これ私持っている用紙以外にもQAというのがあるはずなのですからね。そういうものを全然出していない、教えない。それは、公正公平とは私は言えないと思います。ちゃんとやっていけば、私こんなところで言いませんから。ずっと話をしているのに全然話にならないので、一般質問に入れさせてもらったのですけれども、これ声多いので、ちゃんとした申請業務をちゃんと読んでやっていただくように、私は要望したいと思います。それに関して町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。そして、答弁をいただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思いません。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、検査でございしますが、これは今度の検査があるのですが、メニューに追加できないかどうかということの研究をするように、もう健康福祉のほうには指示をしておりましたので、まことにこれは大事なことです。取り入れていきたいと考えております。

それから、我々声なき声ではありませんが、代弁者としてはいろいろ国あるいは県、東京電力には

申し上げてきました。しかし、きょうの新聞にもあるように、何か説明資料には改善しないという、言い切っているようでございますが、あれは多くの町民の感情を逆なでするような状況というふうにとらえておりますので、直接要求行動をしたいと考えております。実情をやはりわからないで、そのような判断をされると困りますので、我々の気持ちを整理して、町民の皆さんと要求行動をしてみたいと考えております。声を出したいと、大きな声を出したいと考えております。ぜひご協力をお願いいたします。

学校ですね、これも実現に向けて、今どれがいいのか考えながら頑張ってみてみたいと思っておりますのでございます。実は、9月いっぱいまでに子供さんから、どう思うか、何を希望するかというような意味を含めて、町に思うようなことを作文に書いてもらっております。提出期限が今月いっぱいですので、その中に何を考えて何を求めているかの意見の集約ができるものと期待をしているところでございます。そんなことを集計できたら、また話し合いながらその問題を整理して、その提起をされた実現にどうやってこたえるかの道に入りたいと考えております。

今、窓口業務については何もわからないことが多かったということでございます。これについては、よく指導をしてみたいと思います。健康福祉課長に、その旨を説明をさせたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げます。

今後窓口にいらっしゃった方につきましては、わかりやすくご説明をするようにしたいと思います。以上です。

（「そういう質問じゃないですよ」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） はい。

○6番（菅野博紀君） 済みません、今終わると言ったのですけれども、そういう説明ではなくて、ちゃんと公正公平に、自分たちで再質問のときに、町長はそういう公正公平に行っていると言いますが、受ける側から見たら公平ではないということを僕は言っているのです。それで、自分たちで言っているのに、その説明もしなければ紙さえよこさないというようなことを言っているのです。それはちゃんと直すところは直すとか、そういうことをちゃんと答弁していただきたい。直さないなら直さないで。

○議長（清川泰弘君） 菅野君のほうは質問はいいのですね。

○6番（菅野博紀君） そういうことに答えてくださいということを言っているのです。

では、わかりました。いいです。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

一般質問を続けます。

通告順位3番、議席番号5番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

5番、岩本久人君。

（5番 岩本久人君登壇）

○5番（岩本久人君） 議席番号5番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ出しております通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、3月11日以降厳しい避難の中、お亡くなりになられた方に対しまして、謹んでご冥福を申し上げます。

それでは、大きく3点についてお伺いいたします。1点目、町長の政治姿勢についてお伺いします。

3月11日の東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故から、はや半年が経過いたしました。既に町内の一時帰宅も、3キロ圏内を含め終了したところです。多くの町民の方は、一次避難所、二次避難所から応急仮設住宅や民間借り上げ住宅へ移動し、自立への1歩を踏み出したところです。しかし、避難状況はいまだに全国へ分散しており、役場機能も県外移転のままであり、行政サービスの低下は町民の不安、不満を募らせるばかりであります。これからの双葉町はどうなるのだろうか、復旧・復興ビジョンはいつ策定されるのだろうか、先が見えない中、双葉町の今後の展望を考えなければならぬことから、数点についてお伺いいたします。

1点目、役場機能の移転に当たり、リステル猪苗代避難町民の皆さんの署名運動や、町商工会からの要望書など、どのように思われたか。また、移転のきっかけにはなったのかお伺いいたします。

2点目、県内への役場機能の移転に当たっては、町長自身の執務室は移動する考えはないのでしょうか、お伺いします。

3点目は、役場機能移転後、町民が避難する受け入れ市町村との行政連携が重要になってくると思いますが、そうした支援体制は考えているのかお伺いいたします。

4点目、双葉町復興ビジョン計画策定へのプロセス、スケジュールをお伺いいたします。

5点目ですが、町復興ビジョン策定においては、町民の皆さんの意見を反映させなければいけないと思いますが、町民アンケート調査を実施する考えがあるのかどうかお伺いします。

大きく2番目です。長期避難の住環境整備と健康管理についてお伺いします。「長引く避難生活の中で一番の願いは」という問いに、「早くふるさとに帰りたい」という答えが、福島民報社の県内避難者100人アンケートで最も多かったようです。「困っていること」という問いでは、住居関係が一番多く、通院など健康面の意見もありました。そういう中、避難を余儀なくしていますが、今後応急仮設住宅や借り上げ民間賃貸住宅への入居後の安心して暮らせる生活環境と心のケアについてお伺いいたします。

1点目、応急仮設住宅入居後、高齢者や障がい者へ配慮した安全なバリアフリー化への改善や、交通の便が悪いところの買い物や、病院通院ができない交通弱者対策など、居住するに当たっての設備面、生活面への支援策をお伺いします。

2点目ですが、応急仮設住宅や民間借り上げ住宅への入居が進むと、一次、二次避難所になかった孤独感や閉塞感から、うつやPTSDなど心的障がいや持病などの悪化から、人知れず「孤独死」などの恐れもあるやしません。今後の対応をお伺いいたします。

大きく3点目、今後の学校教育についてお伺いします。本町の教育委員会は、平成21年4月、「双葉町教育振興基本計画」を策定いたしました。生き生きと学び続け社会から求められる人材育成を、学校・家庭・地域が取り組むことが基本理念となっております。今後の本町の学校教育の姿はどのようになるのか、お考えをお聞きします。

1点目は、先月8月19日実施された「児童生徒再会の集い」で、全国から365名の児童生徒たちが参加をして、5カ月ぶりの再会を喜んでおりました。子供たちのこのような様子に触れてどのように思われたかお伺いいたします。

2点目は、長引く避難の中で、今後の本町学校教育のあり方についてどのような姿を描いていくのか。また、どのような方向を考えているのかお伺いします。

3点目は、双葉の子供たちのきずなをどのようにつないでいくのか、お考えがあればお聞かせください。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、署名運動についてですが、署名運動、直接私には届いておりませんので、詳しくはお答えできません。人に聞きますと、電話で了解を求めて、それを署名に代筆したというような話も伺っておりますので、署名のあり方はどうだったのかなと、そんなこともちょっと思いもございます。また、商工団体の要望でございますが、これは商工会としての要望ではなかったかなと思います。したがって、商工会は町の補助団体でもありますし、またいろいろと経済的なつながりのある団体が、政治的な行動が果たしているのかどうか、今後の問題を残すものではないかなと、そんなふうに考えております。いずれにしても、町民の皆さんの要望をお聞きしまして、このたび郡山市に福島支所を設けることにしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番目の町長室を移すのかということでございますが、町長室については、当然私も必要と……

（「ご提案をしておりますだ」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） ああ、そうですか。ごめんさない。

## ◎発言の訂正

○町長（井戸川克隆君） もとい、訂正をさせていただきます。

1の（1）の答弁のほうについて訂正をさせていただきます。先ほど移転について申し上げましたが、移転のご審議をお願いしているところでございますので、訂正方よろしく願いいたします。

○町長（井戸川克隆君） 次に、移転に当たっての町長執務室をどう考えているかということでございますが、当然それは設けるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、受け入れ先市町村との連携、支援体制のおたただしですが、今後は避難所から応急仮設住宅、借り上げ住宅に移った避難者に対する自立生活支援を積極的に進めていく必要があると考えております。このため、町の各種支援とともに避難先市町村でのサービスが同じく受けられるよう連絡調整を図るとともに、県内の避難者の多い地域に連絡所を設置し、保健医療福祉サービスを初め、居住環境の充実対策などを推進してまいります。また、受け入れ先市町村から費用負担を求められていますので、対応してまいります。

次に、復興ビジョンの計画策定のスケジュールについてのおたただしではありますが、復興ビジョンは今後の町の将来像を描くものであり、単なる願望であってはならないものであり、現実を踏まえた「夢と希望」を与えるものでなければなりません。しかし、現実には事故収束が不透明であり、いつ町に戻れるかもわからない状況であります。まずは復興への道筋を立てて、それを町民の皆様にお示しし、その中でビジョンを策定したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、復興ビジョン策定には、町民の意見を反映するための町民アンケート調査が必要ではないかとのおたただしですが、現在双葉郡内8町村のすべての町民の皆様を対象に、福島大学災害復興研究所におきましてアンケート調査を行っております。その調査のデータをもとに、不足部分があれば、再度追加的なアンケート調査を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、応急仮設住宅入居後の設備面や生活面への支援策についてのおたただしではありますが、前の質問にもお答えしましたが、自立生活支援の対策が重要になってまいります。したがって、保健医療福祉などの生活支援、居住環境の充実、住民同士のコミュニティづくり、さらには買い物バスの運行なども検討を進め、生活の安定化を図ってまいります。

次に、応急仮設住宅や借り上げ住宅への入居が進むと、孤独感から、うつやPTSDなど心的障がいや持病の悪化から、人知れず「孤独死」の恐れもあり、今後の対応はとのおたただしですが、応急仮設住宅等での入居者の問題は、これまでの阪神・淡路大震災などの応急仮設住宅で、特に高齢で独居者の方の「孤独死」の問題が指摘されておりました。双葉町の応急仮設住宅で「孤独死」を出さないため、安全で安心な住環境、豊かな人間関係が再生できる環境、町民一人一人の健康づくりなどコミュニティづくりを柱として取り組みを進めるとともに、精神的なケアの面も管轄する保健福祉事務所及び町社会福祉協議会等との連携を密にしながら取り組みたいと考えております。

次に、「児童生徒再会の集い」での子供たちの様子に触れてどのように思われたかとおたがしですが、未曾有の災害をもたらした東日本大震災の発生から半年を経過し、被災された町民の方々は、今なお避難所生活等を余儀なくされながらも、生活の再建に向け立ち上がろうとしています。特に町として、教育環境の整備については最優先で実施するよう国に要望しているところでございます。今回開催されました「児童生徒再会の集い」で子供たちに触れることができ、改めて双葉町の次代を担う子供たちは復旧の希望であるということ強く感じることができました。子供たちが集い、双葉町の子供であることの自覚を持つことにより、学校が立ち上がり、そこから地域づくりにつながると確信しておりますので、そのことを踏まえながら、子供たちの教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 岩本久人議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点でございますが、「児童生徒再会の集い」での子供たちの様子に触れてどのように思われたかとおたがしでございますが、8月19日、子供たちは3月11日の震災以来、約5カ月ぶりに友達や教職員に再会することができ、大変感激、感動しておりました。会場には、満面の笑顔で友と再会する子供たち、感きわまって涙を流す子供の姿がありました。また、各校の校歌を声高らかに歌う子供たちの姿に、子供たちの心のたくましさを感じました。

実施後のアンケートでは、この会に参加できたことや教育委員会が開催してくれたことに対し、感謝の言葉を述べている児童生徒も多くおり、双葉町の子供たちの素直さや心の成長も感じることができました。この事業は、6月の企画段階から8月の実施に至るまでは、非常に困難な道のりでした。しかし、当日の子供たちの姿とアンケートの結果が、本事業の何よりの評価だと思っております。

次に、今後の学校教育のあり方はどのような姿か、またどのような方向性なのかというおたがしでございますが、教育委員会といたしましては、子供たちが安定した教育環境の中で就学する機会を確保することが重要と考え、これまで全国に避難している子供たちの就学支援のため、入園料、保育料、学用品購入や通学費など、保護者に対し手厚い支援や、双葉町小中学校教職員による面談及び電話等による教育相談を通して、避難している子供たちの心のケアに努めてまいりました。今後も避難先の各都道府県市町村のご支援、ご協力をいただきながら、子供たちが安定した教育環境の中で就学できるよう努めてまいりたいと思います。

今後の本町の学校教育のあり方、方向性につきましては、双葉町の将来を担う子供たちを育成するため、学校を再開することが最重要課題と認識しております。しかしながら、学校を再開するに当たっては、子供たちがより安定した教育環境の中で就学できることを第一に考えており、現状の区域外就学という形をとらせていただきながら、双葉町の学校として再開する場所や時期等を町当局と十分協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、双葉の子供たちのきずなをどのようにつなげていくのかというおただしであります。双葉町の次代を担う子供たちに、双葉町の小中学生であることの自覚を持ってもらうことが大切だと考えておりますので、今回開催いたしました「再会の集い」などの交流事業の実施や、幼稚園就園奨励費、小中学校児童生徒就学援助費などの支援を今後も継続することにより、きずなをつなげてまいりたいと考えております。

また、避難先においても、双葉町教育振興基本計画の中で示しております「生きる力」の育成ということで、学習の習慣化とともに、望ましい生活習慣の確立が必要であるということ、  
「学校だより」やホームページなどで全児童生徒に対し周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） どうもお答えありがとうございました。

町長の政治姿勢の1点目の役場機能の移転に当たってのリステルの皆さん方の署名運動、商工会の要望書ということで町長にお伺いしたのですが、直接リステルの要望、署名運動は届いていないので、そのリステルの方の意図はよくわからないというようなことで、大変冷たいような言い方だというふうに私は思っておりますが、これまでリステルの避難者の皆さんを含め、多くの町民の皆さんが役場機能を福島の方に移してくれということで、当然町長の耳にも入っているわけで、そういう多くの皆さんの声を、署名運動、代筆だからどうのこうのではなくて、それぞれ皆さんお声をかけながら、いろんな方法で署名運動をされていたわけで、そういう思いというものは受けとめなければいけないというふうに思います。ましてなかなか町長が聞き入れてくれなかったということで、県議会のほうに署名提出したり、また埼玉県で加須市のほうまでそういう運動をされているわけなのですね。そういうようなことを町長は、私の手元に来ていないからというようなことで、そういう今の答弁で大変どうかなというふうに私は思います。

(2) 点目の町長の執務室を県内に移動するお考えはないのかということで、当然移しますということでございますけれども、当然町長も福島支所ができれば、そちらのほうに町長自身も移るような考えがあるのでしょうか。いろいろ福島の方々に機能だけ移してくれればよいというような、そういう町民の声もありましたけれども、町長自身も県内に戻って執務に当たるべきだというふうに私は思います。

埼玉県も、この旧騎西高校が行く行く県の災害時避難所モデル、防災拠点として活用する考えなどもあるというふうに聞いておりますので、町長ももうそろそろ埼玉県のことよりも福島県、双葉町のことを考えなければならないというふうに思いますので、ぜひ被災地である福島県、双葉地方が被災地なわけですから、現場に遠く離れてこの埼玉県にいては、これからの復旧、復興が本当に遠のいてしまうのではないかとこのように私は思いますので、どうぞその福島県の被災地のど真ん中に構えて、これから執務に当たっていただきたいというふうに思うのですが、その辺のお考えがあるのかお聞か



せいただきたいと思います。ましてや双葉地方の責任者でもありますし、これから国と県が被災地の復旧、復興に当たる、その福島復興再生協議会のメンバーでもあるわけですから、その辺のところをお考えをお聞かせください。

それと、役場機能移転後の町民が避難する受け入れ市町村との連携ですけれども、避難している場所が、要するに避難所の皆さんの今度生活圏でもありますから、避難している行政の方からの情報の伝達なども私は大切になってくると思います。仮設住宅や借り上げ住宅へ住んでいる避難者へ、この避難している行政からの必要な情報を提供してもらうような、そういう働きかけ、方法がとれるものなのかどうかお伺いいたします。

それと、仮設住宅内でのコミュニティを構築するために自治会の立ち上げが必要だと思いますが、まだ各避難所、自治会が立ち上げられていないようなので、早急に立ち上げて、橋渡し役の会長などを決めていただいて、近辺、地域の方との交流というのもこれから必要になってくるというふうに思いますので、早急に対応していただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

それと、心のケアですね。健康管理についてですけれども、心のケアの問題ですが、避難して1カ月ぐらいまでは、各一次避難所に赤十字の方とか、あとは県から派遣された保健師の方などが、巡回訪問で血压をはかったり健康相談もあったのですけれども、避難所を出て、特に借り上げ住宅などに移ってしまうと、もうそういう支援がなくなってしまうのです。仮設住宅の場合は、町民の方と寄り添いながら住んでいるわけですが、借り上げアパートの場合は、周りに知り合いの方がだれもいなくなって、非常に孤独になってしまいます。新聞などにも、ある大学の先生のお話が載っていたのですが、特に高齢者にとってふるさとから離れるということは、心身ともに悪影響が出てくるそうです。天災ならある程度あきらめもつくのですけれども、原発事故という人災と受けとめると、もう耐えがたいショックと苦痛になるということです。この悪影響というのは、生きる気力がなくなったり、うつになってしまったりする。体の抵抗力が下がったり、アルコール依存症にも陥る恐れもあるということです。直ちに医師とか心理カウンセラーなどのきめ細かなケアが必要だというふうに言っておりました。

そういう中で、高齢者の方が精神的にも体力的にも負担を強いられるのですけれども、3月11日以降、要支援とか要介護の認定を受けられた方の人数を教えてくださいたいと思います。先ほど借り上げアパートには巡回サービスがないということを行いましたけれども、保健師の方とか、そういう専門的な方、今度福島支所を移す場合に、第三者の方、民間の方にいろいろ支援員としてというふうに考えていらっしゃると思うのですが、そういう健康アドバイザーの方のチームをつくって立ち上げて、借り上げ住宅に住んでいる方の高齢者とか要介護の方へ、巡回訪問で心のケアとか健康チェックをしてはいかかかというふうに思うのですけれども、そういう考えがあるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、被災者特例法で、どこでも行政サービスが受けられるということですが、ことしの特定健

康診査の予定、いつあるのかどうか。それぞれ避難している行政で受けられるのかどうか、まだいまだに示されていないものですから、その辺計画がありましたら、具体的にお答えお願いいたします。

あと学校教育問題の再質問ですが、先日民友新聞に、県教育委員会で隣県の小中学校へ6名の教員を派遣するということが載っていました。児童生徒の心のケアに当たるとありました。新潟県ですか、山形、栃木に、新潟県には小学校に1名、中学校に2名、山形には中学校に1名の教師の方、栃木のほうには小学校に2名の教師の方を派遣するそうです。当町では、県内外の小中学校へ通う児童生徒へこのような対応の考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

災害時における学校の役割は、まず児童生徒の安全確保、それと教育活動の再開に努めることが基本だと思います。福島県内での学校再開は、各町村でも始まっているところもあります。少ない人数でも、いつの日か戻るための受け皿にしたい。あるいは、再開に意味があるということで、魅力ある教育をして、戻ってくる子供たちを待ちたいというふうに教育委員会、また学校側がおっしゃっております。双葉町も県内で学校を再開する最善の努力をすべきだと思いますし、また町当局のほうにもやはりいろいろ相談してお願いすべきだというふうに、早急にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほども猪苗代の町民の皆さんの署名のことについて聞かれましたけれども、やはりその本文を見ないと何を要求されているのかわかりませんので、答えようがありません。ただ、思いとしては伝わったということをご理解していただきたいと思います。

それから、この質問の内容についてですが、ちょっと確認させていただきたいのですが、役場機能の移転ということではなくて、支所を設けるということで今ご提案をさせていただいておりますので、どちらでも全国におられる町民の皆さんのために行政サービスが受けられるようにするという趣旨でありますので、ここに移転ということで断りがありますので、そのことについてお答えするわけにいきません。私は、町長の執務はどちらでもできるようにしたいと考えております。もちろん郡内の会長という要職にもありますので、福島支所ができればそちらのほうに行く回数も多くなるものと思っております。

それから、住民の皆さんに対する対応でございますが、いろいろと課題が山積しておりますので、自治会等の立ち上げも当然これは予定に入れておりますので、ある程度入居率が高まった時点でこちらからご説明をして立ち上げていただきたいなど、そんなふうにも思っております。いかんせん入居率が、まだまだ過半数に達していないところもありますので、余り早い時点でやるのは、住民の皆さんの意見を集約するにはいかなものかということで、その機会をとらえて適切に対応していきたいと考えております。

2の(1)についてですが、そのとおりと考えております。最初答弁が、私のほうからさせていただきましたが、そのとおりというふうに思っております。要支援、要介護の人数については、健康福祉課長がここでわかれば答弁をさせたいと思います。後ほどこれは健康福祉課長のほうからご説明をさせます。

次に、(2)番の心のケア、特定健診等についても、これは担当である健康福祉課長のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長(清川泰弘君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(竹本良一君) 岩本議員のご質問にご説明を申し上げたいと思っております。

3月11日以降、新たに要介護、要支援状態になった方の人数ということではありますが、個々に資料を持ち合わせておりませんので、数についてはご答弁することができません。

あと、2点目の借り上げ住宅等へ入っている方への心のケアということではありますが、これにつきまして過日福島県の県南保健福祉事務所並びに県中、県北の保健福祉事務所に訪問いたしまして、これらについて協議をしたところであります。借り上げ住宅の場所とか含めて大変な状況あるわけですが、この辺の実施について、今後とも打ち合わせ、協議をしたいというふうに思っております。

あと、特定健診の実施についてであります。これにつきましても全国の都道府県に町民が避難されております。その関係で、大変実施については困難な状況あるわけではありますが、福島県の国保課のほうで、現在やり方について検討をしております。近々その方法、集合契約とか、そういった方法でできないかということで検討をしております。近々回答をいただけることになっております。

以上です。

○議長(清川泰弘君) 教育長、江尻邦夫君。

○教育長(江尻邦夫君) 岩本議員の再質問にお答えをいたします。

第1点でございますが、福島県の近隣県に派遣をしている教員の件についてでございますが、この権限につきましては、これはもっぱら県の教育委員会の仕事でございます。ちなみに、本県、埼玉県には6名の教員が既にもう派遣されてございます。その一連の流れの中で、近隣5県に改めて募集をかけて派遣をしているというふうに聞いております。ちなみに、双葉町の教員の方もお一人手を挙げて栃木県に派遣をされているというふうに、そういう状況もございます。この件につきましては、福島県の教育委員会が各都道府県にどのように対応していくかということにかかっている状況もございます。しかしながら、町の教育委員会といたしましても、他県に子供たちが行ってございますから、そのことについて十分配慮しながら、先ほども答弁で申し上げましたが、子供たちのケアを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、県内につきまして申し上げますと、双葉郡にも40名余りの教員が存在してございます。その方々は、県内各地に子供たちの避難状況を配慮して、兼務発令をもって学校勤務をしているところでございます。3人の校長につきましては、福島と郡山と会津若松市に教育委員会付で配置されて

おります。その校長を中心にして、各学校の教員と連携をとって、何か子供たちに事あれば、兼務している教員がそこに赴きましてケアをする体制をとっております。もし何か皆様方から情報がございましたら、私どもに情報をいただきまして、その情報によって各校長並びに兼務している学校の校長、それから教員にお願いをしてケアをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校の再開の件でございますが、これは現在双葉地方の8カ町村のうち5町村がそのことをしようとしている、またはしている、そういう状況がございますが、大変なご苦勞をされて、再開をしようとして実施しているところでございます。聞き及ぶところによりますと、子供たちも大変いろいろな事情を抱えて、ご家庭の事情によってなかなか集まる状況が難しいという、そういうような状況もあるようでございます。

今後このことにつきましても、先ほども申し上げましたが、町当局との連携、現在このようにして埼玉県と、拠点が役場でいうと郡山の福島支所というような状況もございますし、福島県におきましても拠点が幾つかに分かれておりますから、そのような状況の中でどのようにしたら双葉町の学校が再開するのか、そのことを町当局とこれまた十分協議をしながら、学校の再開について、これ軽率にそのことを行いますと、他町村で苦勞しているような状況になりかねないということもございますから、当面はこの区域外就学の中で安定的に子供たちを教育活動させながら、その機を見ていきたいと。その機会を見て、そして前向きに検討していきたい。そんな考えでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

(「答弁ちょっと漏れている。議長」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 5番、岩本久人君。

○5番(岩本久人君) 答弁漏れているところがあるのですが、避難している行政からの情報支援、それをどのようにやるのかどうかと、あと私は健康アドバイザー的なチームを編成して、巡回サービスとか何かをお考えがあるかどうかということ聞いた。その2点ちょっと答弁漏れていると思うのですが。

(「1の(3)」と言う人あり)

○5番(岩本久人君) 避難している場所からの行政の情報伝達。

○議長(清川泰弘君) ちょっと休議します。

休憩 午前11時30分

---

再開 午前11時34分

○議長(清川泰弘君) それでは、会議に戻します。

5番、岩本久人君。

○5番(岩本久人君) 再質問なのですけれども、再々質問ですか、最後の質問になります。

教育長に今後の学校教育についてですけれども、教育振興基本計画の1ページ、これコピーがあるのですけれども、重点7番なのですけれども、「生徒指導を充実し、明るい学校、学級づくりを推進します」。そして、重要施策の中で、④の「規範意識の向上と生活習慣の改善、双葉町7つの約束と1つの教え。子供と親、地域と一緒に実践する」とありますね。もうこのことが一番私は、子供たちを教育する上で大切だというふうに思います。これを、この避難の中で、どういうふうにこれ実践していくかということが問われるのではないかなというふうに思うのです。

約束1、あいさつをする。約束2、「はい」と返事をする。約束3、うそをつきません。約束4、目を見て聞き、話をする。5、時間を守ります。6、片づけをしっかりとします。7、履物をそろえます。教えとして、やっていけないことは絶対にしません。生活習慣の改善で、早寝早起き朝ご飯って、教育長がしょっちゅうそれおっしゃっていたと思うのですが、やはりこの避難中、かなり皆さん子供たちを本当にケアするのにも、親御さんも大変苦労されていると思います。騎西の高校で生活している子供さんの姿を見ると、本当にこういったことを親御さんが実践できるのかなというふうにやはり思うのですね。かなり、やはりそういう環境にいらっしゃいますので。これから、だから双葉町を担う子供たちを育てる上で、やはりこういう散り散りばらばらになっているから、学校教育、学校も再開できない。難しいというのはわかるのですけれども、やはりそれに向けて努力をする。他町村も大変苦労しているようですから、それを見て、我が町が足踏みをしていたのでは、やはり子供たちがかわいそうではないかなと。一日も早く子供たちが福島に戻って、友達と一緒に学びたいという、そういう考えだと思いますので、そこはやはりその教育振興基本計画を忘れずに頑張っていたきたいというふうに思うのですけれども、もう本当にしつても何もなかなか難しいのではないかなというふうに、親御さん思うのですね。その辺これからどういうふうにこれ、子供たちの心のケアとかきずなというものを考える上でどういうふうにこれ、学校を再開するという中で教育委員会のほうの考えを再度またお伺いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

それと、最後になりますけれども、この避難中本当に亡くなられた方が数多くいらっしゃって、本当に双葉町に帰りたいたいと思しながら、なかなか帰れずに亡くなっておられます。皆さんが散り散りばらばらになっております。なかなか本当に会いたくても会えない、行きたくても行けない、そういう状況の中で、このままでは本当に人間関係も疎遠になって、心も本当にばらばらになっていくような気がいたします。何とか町民のきずなを取り戻さなければならぬと思いますけれども、町長は原発事故に対応している作業員の方へ本当に感謝をしなければいけないというふうに町の広報のあいさつの中でもおっしゃってございましたけれども、役場機能を、役場機能というか業務を福島県のほうに一部移すということなのですけれども、先ほども私言いましたけれども、何回も言うようですが、町長も本当に被災地に戻って町民のきずなを取り戻すように頑張っていたきたい。そのように最後にまたお願いして私の、そのことを頑張っていただけかどうかお聞きして最後の質問に、終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） では、ちょっと休議。

休憩 午前11時41分

---

再開 午前11時42分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） 岩本議員の再々質問にお答えをいたします。

岩本議員がおっしゃるとおり、私も大変もどかしい思いでいる状況でございます。学校が立ち上がった暁には、岩本議員がおっしゃることを、災害以前の双葉町の学校教育の振興基本計画に沿って継続的に実施できるものと考えておりますが、現在の状況の中では各都道府県の学校の中に区域外就学という形で子供たちの管理をゆだねている状況になってございますので、そのことをトータルとして私どもがそのことの施策を進めていくことは、かなり困難な状況であります。しかしながら、騎西地区におきましてもリステルにおきましても、各方面に先ほどの7つの約束と1つの教えのプリント等は配付させていただいて、どうか校長先生、このことについてもご配慮いただいて、双葉町の子供に限らず、このようなことについて教育の中でお勧めいただきたい、そういうお願いをしている状況もございますので、今後学校が立ち上がることを鋭意検討しながら、この思いだけは持ち続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

本当に散り散りばらばらになっている、実際そうであります。この原因者が、最近は何か昔の会社の風土に戻ってしまったのかなと、そのように考えて、受け取られるように今はなっております。何も私も一日も早く帰って、もとどおりの双葉町で生活したいわけですから、岩本議員が言う、あるいは多くの町民が言うのは当然です。しかし、現実には現実でございます。今、子供たちの意見、あるいは子供を抱える親の意見聞きますと、福島には戻らないという意見がかなり多くありますので、私が戻っても、今の雰囲気では子供を持つ親は放射能に子供をさらすわけにいかないという思いのほうが多いようでありますので、岩本議員ももう少しこの地域の親あるいは子供たちの意見もお聞きになっていただきたいなど、そんなふうを考えております。

いずれにしても、双葉町の再建、再生、これは成し遂げなければならないと、そんなふう考えておりますので、戻れる環境をまずつくるのが大事であろうと。戻れる環境づくりをして、皆さんが本当にこれを信用して大丈夫だなどと思ってもらえない限り、今難しい問題がございます。農業にして

も風評被害があって、双葉の地で農業生産ができるかどうかということも非常に真剣に心配されております。農業者の方は、なれないこの地域で再生をしたい、再建をしたいという思いを話聞きますと、本当に涙が出る思いでございます。そんな中で、どちらにあっても双葉町は再起を図れるように、町民の皆さんの意見を踏まえながらやっていくつもりでございますので、ぜひよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○5番（岩本久人君） ありがとうございます。

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後 1時00分

○議長（清川泰弘君） それでは、午後の部を再開します。

一般質問を行いたいと思っております。

通告順位4番、議席番号3番、野村満君の一般質問を許可いたします。

3番、野村満君。

（3番 野村 満君登壇）

○3番（野村 満君） 皆さん、こんにちは。議席ナンバー3番、野村満でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に沿って順次質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災並びに原発事故発生からもう半年が過ぎまして、なれない環境のもとで不自由な生活を余儀なくされている被災者の皆様に改めてお見舞いを申し上げます。依然として原発事故の収束が不透明で長期化する状況にあり、これから先健康に留意され、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。まず初めに、1件目の避難生活に伴う行政のあり方についてですが、大震災並びに原発事故発生から早くも6カ月が過ぎ、全国に分散しての避難生活は不安がつきまとい、なれない生活で心身ともに限界の様相を呈している状況にあります。このような生活がいつまで続くのか見通せず、当面は不満のない平等な安定した生活の維持、確立と、行政のあり方が一層問われるところであります。そこで、県内外に避難する町民の生活と行政のあり方について、以下の点についてお伺いいたしたいと思っております。

1つ目ですが、第一次避難所が閉鎖となり、多くの世帯が仮設住宅及び借り上げ住宅に移ることになりますが、それぞれ県内外に分散しての生活が始まろうとしています。ついては、9月1日現在における県内、県外の仮設住宅及び借り上げ住宅等の入居状況について、把握できる範囲において、県内は地域ごと、県外は各県ごとの世帯数と世帯人数をお聞かせください。

次に、2つ目ですが、町から避難されている方々へ情報の伝達は的確かつ公平に行われているものと思われるが、不公平や不備な点はないのか。また、日本赤十字社やNPO及び町から配られた支援

費以外の支援物資の配布ですが、どのような方法で行われているのかお聞かせください。

3つ目、県内地域に避難生活している仮設住宅等へ職員による訪問は行われているのか。また、避難所から仮設住宅へ移動し、共同生活から環境が変わり、心的外傷を抱えている方などへの心のケアが必要と思われるが、その支援体制をどのようにお考えなのかお聞かせください。

4つ目、長期にわたっての避難所生活から一変仮設住宅へ移ることになりますが、入居者のコミュニティの維持対策と、県内外の借り上げ住宅入居者の町に対する意見や要望等の集約など対応はどのように行われているのでしょうか、お聞かせください。

5つ目、先ほど前段で申し上げましたように、原発事故の収束の先が見えてこない不透明な状況にあり、避難生活の長期化が予想されます。それを見据え、仮設住宅周辺の環境や医療福祉に対する整備を今後どのように進めていく考えなのかお聞かせください。

6つ目、仮設住宅及び借り上げ住宅への入居が進み定着すれば、生活の支援体制や情報の伝達方法などきめ細かな対策を講じていかなければなりません。行政の円滑化を図る上で、県内地域に分散している仮設住宅を単位に自治会等組織化する考えはないのかどうか。

また、自治会単位にパソコンを設置し、データベース化を図り、ネットワークの活用によって情報をやりとりできるシステムの整備を行う考えはあるのかどうかお聞かせください。

7つ目、仮設住宅入居者に対し、医療過疎や買い物弱者と言われないようにするため、町独自に公共交通や乗り合いバス等の整備について検討する考えはあるのかどうかお聞かせください。

8つ目、東京電力は、このほど本補償に向けて損害賠償の指針を発表し、このほど本格的な損害賠償請求に入るため、被害者個人へ請求に必要な用紙が配付されました。申請に当たり、手続の説明も156ページにわたる内容が記載されていて、手続には複雑で理解しにくい点も多いと聞いております。その支援策をどのように考えているのか。また、請求手続の簡素化と、円滑に進めるため、複数の学識経験者、弁護士等を町独自で依頼する考えはあるのかどうかお聞かせください。

次に、2件目の町復興ビジョンと健康管理についてですが、今一番優先しなければならないのは、原発事故の早期収束と復旧、復興に向けた放射能に対する環境の整備であります。また、これに並行して放射線量の正確なデータ把握と情報公開などスピード感をもって実施し、町民の健康管理に重点を置かなければなりません。ついては、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目ですが、先般町内の広域モニタリングの調査結果が公表されました。それによると、これから除染を実施するに当たり、観測地点においても空間の放射線量率の数値に差が出ているようですが、町内全域の土壌の除染というものは可能なものなのでしょうか。学術的判断や技術的手法など、どのように進めていくお考えなのかお聞かせください。

2つ目、国や県に頼らず、町独自によるモニタリングの実施計画はできるのでしょうか。また、空間放射線量の調査データを全町民に公表する考えはあるのかどうかお聞かせください。

3つ目、放射性物質に汚染された汚泥や瓦れきなどの処理に、政府は中間貯蔵施設を県内に設置す



る方針であるように報道されているが、執行者として納得できるものなのか。また、町としてこの問題をどのように受けとめ、国、県に申し入れしていく考えなのかお聞かせください。

4つ目、放射能による精神的苦痛ははかり知れないものがあり、被災者のメンタル面に与える影響は大きなものがあります。みずからの手で慎重に情報を集め、自分の身は自分で守るという気概、その姿勢から放射線量を確認することで不満も不安も和らげることができるというもので、町独自の被災者に個人線量計の配布を検討する考えはないのでしょうか、お聞かせください。

5つ目、町復興、復旧策として新たなまちづくり構想など、町の将来像を執行者としてどのように考えているのかお聞かせください。

次に、3件目の税徴収と対応についてですが、3月11日の大震災と原発事故を境にして町の税収も大幅に変化し、その代表的なものは町税等の税収の減少です。ついては、滞納処分状況と徴収対策についてお伺いいたします。

1つ目ですが、3月11日現在において、確定申告未申告者の人数はどのくらい存在したのか。また、大震災等の損害で雑損控除等が特例により、町民税や固定資産税等の免除が適用されていますが、未申告者の取り扱いと処理はどのようになるのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、大震災、原発事故発生に伴い、現年度及び過年度の滞納額も特例により猶予扱いされるものなのか。また、破産や住所不明等、現時点で把握している欠損件数と金額はどのくらいになるのかお聞かせください。

次に、4件目、町財政についてですが、本町はこれまで財政の健全化を目指し、取り組んできたところであります。大震災と原発事故により、財政に与えた影響は大きなものと言えます。これから復旧、復興に向けた財政負担の増加など正念場を迎え、これからの町財政の行方が大いに心配されるところであります。ついては、町財政全般についてお伺いいたします。

1つ目ですが、国、県において基金の取り崩しについては、ある程度柔軟性を持った対応であると言われていますが、具体的に一般財源に繰り入れできる基金名と金額はどのくらいになるのかお聞かせください。

2つ目、本年度の地方債の償還額については、通常の償還金額ということを知っていましたが、平成22年度同様、利息は特例によって免除対象になるのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、大震災及び原発事故発生に伴い、平成23年度において各種委託料や工事請負費など歳出削減を図られてきているが、災害対応に関する費用の増加が心配されます。歳入歳出のバランスから見て、今後の財政の見通しをお聞かせください。

次に、最後になります。5件目の文化財の管理についてですが、避難の長期化が想定される中で、町指定の文化財を初め、神楽など民俗文化財の保管管理が大変気になるところであります。今後どのような対策を講じていく方針なのかお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、野村満議員の一般質問の通告書についてお答えいたします。

9月1日現在における県内の仮設住宅の入居状況についてのおたただしですが、地域ごとに福島市の応急仮設住宅の入居決定者が46世帯85人、郡山市が59世帯109人、会津若松市が5世帯12人、白河市が17世帯34人、猪苗代町が10世帯30人、いわき市が76世帯176人の計213世帯446人となっています。なお、福島県外に応急仮設住宅の提供は受けておりません。

借り上げ住宅については、9月15日現在で通常型と特例型を合わせて受け付けた件数が県北建設事務所管内で179件447人、県中建設事務所管内が247件630人、県南建設事務所管内が117件305人、会津若松建設事務所管内が56件133人、喜多方建設事務所管内が16件41人、南会津建設事務所管内が36件48人、相双建設事務所管内が59件111人、いわき建設事務所管内が315件741人で、計1,025件2,456人となっております。県外の借り上げ住宅については、各都道府県でそれぞれに受け付けを行っているため、町では該当住宅数の把握ができておりません。

次に、町から各避難者へ情報の伝達が的確かつ公平に行われているものと思われるが、不公平、不備な点はないかとおたただしですが、現在情報伝達として、双葉町公式ホームページ臨時サイト（災害版）の開設、双葉町メールマガジンによる町情報の配信など、わかりやすく迅速に提供しているものと考えています。さらに、「広報ふたば（災害版）」など紙ベースによる伝達は、郵送によりますが、発送日前の避難先住所の移動等で遅れることはありますが、確実にお届けするように取り組んでおります。

また、支援物資の配布などどのような方法で行われているのかとおたただしですが、支援物資につきましては、旧騎西高校の第2体育館で、旧騎西高校へ避難されている方へ、日時を指定して物資の配給をしています。ホテルリステル猪苗代についても、支援のあった物資を必要に応じて猪苗代に配送して供給しております。また、旧騎西高校へ直接来場された方については、曜日に関係なく供給しております。しかし、全国各地に避難している方々全員には、避難先が多岐にわたっているため、支援物資がすべて行き渡っていない点もありましたが、生活支援物資の配布等を行い補てんしているところであります。

次に、避難生活している仮設住宅等への職員による訪問は行われているのか、心のケアが必要と思われるが、その支援体制をどのように行う考えなのかとおたただしですが、まず応急仮設住宅への職員の訪問であります。これまで入居が完了している「福島市さくら」及び「福島市富田町」などの応急仮設住宅の巡回・訪問を実施しております。その巡回・訪問には、可能な限り保健師が同行するようにし、血圧測定や健康相談を受けるなど心身の状態の把握に努めており、高齢の避難者の健康維持・向上のため健康体操なども行っております。また、心のケアにつきましては、巡回・訪問で得られた情報等をもとに地域の保健福祉事務所との連携を密にしながら取り組みを進めたいと考えており

ます。

次に、応急仮設住宅のコミュニティ維持対策及び県内外の借り上げ住宅入居者の意見、要望の集約のおただしであります。県は「県内における被災者支援に関する当面のロードマップ」に基づき、10月末まで県内すべての避難所が閉鎖する方針を示しており、当町においても入居が進むものと考えております。今後、移られた避難者の方々の自立生活に対する支援を中心に行い、生活安定を図っていく必要があります。特に住民同士のコミュニティの形成は、高齢者やひとり暮らし世帯の孤立化防止や今後の復興、そして地域づくりのためには非常に重要であります。このため、県内の各仮設住宅単位で連絡所を設置、県の絆づくり応援事業により、入居者とのつなぎ役として複数の支援員を配置してまいります。また、入居者同士で地域活動団体の組織化とともに、協働によるいろいろな活動によるコミュニティの形成を図ってまいりたいと考えております。

また、県内外の借り上げ住宅者及びその他の避難者の方には、ホームページによる情報の伝達、さらには意見、要望を初め問い合わせや各種申し込み方法等を総合的に受け付けを行うコールセンターを開設しておりますので、この活用とあわせ、支所に直接連絡をいただくことにより対応しております。

次に、避難生活の長期化を見据えて応急仮設住宅かいはの環境や医療や福祉に対する整備を今後どのように進めていく考えかとおただしですが、応急仮設住宅の近隣の環境整備など双葉町としては難しい面はありますが、応急仮設住宅を所管する福島県と協議を行いながら改善したいと思っております。また、医療や福祉に関しましても、管轄する保健福祉事務所と連携し、各医療機関や福祉団体などの協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、仮設住宅に自治会等の組織化と情報の伝達手段としてのパソコン設置の考えはとおただしですが、先ほどの質問と重複いたしますが、住民同士のコミュニティの形成をするためには、応急仮設住宅単位の自治会等の組織化を図っていく必要があると考えております。その中で、協働による自治会活動を実施していただければ、今後の復興、地域づくりにとっても大きな原動力になるものと考えております。また、情報の伝達、さらには支所と連絡所との連携などのためにも、ネットワーク化は必要でありますので、設置に向けて検討してまいります。

次に、町独自の公共交通、乗り合いバス等についてのおただしですが、今後応急仮設入居者が進むことにより、特に高齢者やひとり暮らしの方などの生活弱者の方などにとっての生活支援策としての交通手段の確保は、必要不可欠なものと考えております。したがって、買い物や通院のためのバスの運行とともに支援員による通院介助、買い物代行支援などの方法も検討してまいります。

次に、東電は本補償に向けた損害賠償の指針を発表したが、個人申請に難題も多く、その支援策どのように考えているのか。また、円滑に進めるため複数の学識経験者、弁護士等を町独自で依頼する考えはあるのかとおただしですが、ご質問にあります指針は原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」

ですが、佐々木議員のご質問にもお答えしましたとおりでございますが、行政機関として個人の損害賠償に直接関与することは、法制上でもさまざまな制約があることはご承知のことと思います。

しかし、原子力発電所事故の損害賠償補償は、双葉町のみならず多くの町村の住民が被害者として避難生活を強いられている現状にあって、双葉町としては原子力損害賠償紛争審査会の発表した指針の単価に対して現状の避難住民の実態や、精神的な状況を十分理解した上で指針の見直しを要望するとともに、その支援策についていろいろと情報収集並びに検討をさせていただいているところであります。先般も説明会の開催に当たり、被災住民に対して過度の負担を強いるような賠償補償手続に対しては、東京電力株式会社に対してその見直しを求めたところであります。放射能汚染の原因者たる事業者が、ようやく手続を始めたところでもあり、今後その内容を確認した上で、行政として可能な支援と対応をこれからも行いたいと考えております。

次に、町内モニタリング（空間放射線量率）の調査結果、測定地点において数値に差が出ているが、町内全域の土壌の除染は可能なものか。判断と手法などどのように進めていくかのおたがいでございますが、これまでの文部科学省、経済産業省などが発表した測定データでもその広がり方は、気流の方向、地形に大きく左右され、狭い地域であっても大きな差が測定結果として検出されているところであります。

この放射能汚染につきましては、既に放出拡散された放射性物質によるものと、現在でも福島第一原子力発電所から出続けている放射線によるものがございまして、現在の主たるモニタリングは空間放射線量率のグレイではなく、人体が受ける放射線のエネルギー量としてのシーベルト単位で一般的に行われております。これらの汚染源となっている放射性物質を取り除くことで、人体が受ける放射線量を減らすことを目的に除染を行うものでありますが、国は「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の施行によって本格的実施する旨の発表をしておりますが、各方面からの要望等により除染が緊急性の高い事業であることから、「除染に関する緊急実施基本方針」を打ち出し、除染事業への着手を急いでいるところであります。

警戒区域の双葉町は、国が責任を持って除染に当たる基準を大きく超えているため、国が本事業を実施することになりますが、本格的な除染実施に当たり、除染の手法、効果を実証しながら進めることとなるため、浜通り12市町村でまずモデル事業としてさまざまな環境を想定した一定区域内で除染を実施し、その効果的な手法や実際の進め方について確認を行った上で全域的な除染に着手する考えであると伺っております。

町の復興の第一歩は完全な生活環境を取り戻すこととと考えており、まず放射性物質による人体への悪影響を取り除くことを目的とした除染事業でありますので、国や関係機関との連絡調整を密にして、除染のモデル事業から本格的な除染事業まで、しっかりと確認しながら当たってまいります。

次に、町独自によるモニタリングの実施計画は、また空間放射線量率の調査データを全町民に公表

する考えはあるのかとのおたただしですが、町独自によるモニタリングの実施につきましては、既に主たるモニタリングは文部科学省、経済産業省及び福島県が実施しており、その結果の一部はリアルタイムで関係省庁や市町村のホームページで公表されております。現段階での町単独でのモニタリングの実実施計画は未定であります。先除染モデル事業や除染の本格的な実施に伴い、その結果を検証するためや、復興計画の基礎データとして細部にわたる独自調査が必要と判断される場合には、独自での実施を検討する考えであります。現段階では、関係省庁の測定結果を活用したいと考えております。また、これらの実施となった場合には、まとまり次第これを公表し、町全体で環境に関する情報を共有したいと考えております。

次に、放射性物質に汚染された汚泥や瓦れきなど、政府は中間貯蔵施設を県内に設置する方針と聞かれますが、執行者として納得できるものなのか。また、町としてこの問題をどのように受けとめ、国や県へ申し入れしていく考えなのかとのおたただしですが、双葉町は長い歴史と豊かな自然に恵まれたよい町です。今度の避難生活をして、改めて強く感じたところです。この話は報道でしか知ることができませんが、直接私に来る話ではないと理解しています。多くの町民の皆さんからは、だめだと言われております。まして今回、このようなことが起こるなどとは一度も国、東京電力から説明がありませんでした。来町された際に、国、東京電力の方に安全について尋ねると、「必ず絶対にありません、安心して下さい」と言われてきました。双葉町に責任はありません。したがって、汚れたものはすべて持ち出していただくことが常識です。双葉町が地球上からなくなるようなことはできません。子々孫々まで永久に町は残しておくことだと考えております。国、県は双葉町に無用な話はしないと考えております。

次に、放射能による精神的苦痛を回避することから、町独自により、町民に個人線量計の配布を検討する考えはとのおたただしですが、今回の原子力発電所の事故により放射能、放射線の被曝は、放射線が目に見えないだけに不安であり、精神的な苦痛は多くの町民が感じております。個人線量計の配布につきましては、福島県内の15歳までのお子さんと希望される妊婦につきましては福島県の事業で配布する予定をしておりますが、町独自で個人線量計を町民の皆さんに配布することについては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、町の復旧、復興策として新たなまちづくり構想など、町の将来をどのように考えているのかとのおたただしですが、復旧3原則として考えている「安全・安心な町」、「職の安定した町」、「住環境が整備された町」をもとに、災害に強いまちづくりを町民の皆様とともに役割を分担しながら、新たなまちづくりをしなければならないと考えております。

町の復興は、町民の願いでもあり、将来を担う子供たちのためでもあり、この災害をすべての町民と乗り越え、地域の特性を活かした新たな産業の創出、さらに保健医療・介護・福祉・教育が町完結型となるようなまちづくりを進め、震災前以上のまちづくりを目指して、すべての町民が住み続けたい、さらには住みたいと思うようなまちづくりを進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

たします。

次に、3月11日現在において、確定申告未申告者の人数はどのくらい存在したのか。また、大震災により雑損控除等の特例により、町民税、固定資産税等の免除が適用されているが、未申告者の取り扱いと処理はとのおたただしですが、3月11日時点での確定申告の未申告者は確認できませんが、現時点では約500名が申告できていない状況です。また、税法改正により東日本大震災の被災に伴う雑損控除が平成22年分に適用になりました。未申告の方については申告時点からの適用になります。

次に、震災、原発事故発生に伴い、現年度及び過年度の滞納額も特例により猶予扱いされているものなのか。また、破産や住所不明等現時点で把握できる欠損件数と金額はとのおたただしですが、地方税法では滞納者に対する震災等による猶予の制度はありますが、現在のところ実行したものはありません。今後も納税の趣旨を理解していただき、納付の奨励をしていきます。また、震災以後の欠損件数であります。現在のところ破産や住所不明等の事由により欠損したものはありません。

次に、国、県において基金の取り崩しについては、柔軟性を持った対応であると言われているが、具体的に一般財源に繰り入れできる基金名と金額はどのくらいになるかとおたただしであります。一般財源として繰り入れできる基金は、財政調整基金と減債基金であります。財政調整基金の平成22年度末現在高は2億1,580万9,000円、減債基金は66万6,000円となっております。また、9月議会定例会に上程しています議案85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第6号）が可決されますと、財政調整基金は14億3,966万9,000円となる見込みであります。

次に、本年度の地方債の償還額については、通常の償還金額とのことでありましたが、平成22年度と同様、利息は特例により免除されるのかとおたただしであります。平成22年度においては、各地方債の定期償還期日が3月下旬に集中しており、3月11日に東日本大震災が発生し、償還期日までに被災市町村において償還事務を進めることが難しかったこと、また被災市町村が多かったなどの理由から特例として認められました。平成23年度の償還分においては、延滞利息の特例による免除は認められていないのが現状であります。

次に、平成23年度において、各種委託料や工事請負費など、歳出削減を図られてきているが、災害対応に関する費用の増加が心配される。今後の財政の見通しはとのおたただしであります。今後の財政の見通しについては、税収等の落ち込みにより自主財源が減少し、地方交付税や国・県補助金、地方債等の依存財源を活用し財政運営をしなければならない厳しい状況になることが心配されます。今後の財政の運営に当たっては、国の動向等を把握しながら、状況の変化に的確かつ堅実に対応していくことはもちろんのこと、基金の取り崩し額を最小限に抑えること、地方債の発行に当たっても後年度において公債費負担が過大とならないよう発行額を最小限にとどめることなど、継続的な財政の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

---

◎発言の訂正

○町長（井戸川克隆君） 先ほどの答弁の中で間違った発言をしましたので、訂正をお願いしたいと思います。

仮設住宅等の中で、応急仮設住宅への職員の訪問であります。これまで入居が完了している福島市さくら及び「福島市富田町」と申し上げましたが、「郡山市富田町」に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） ただいまの訂正よろしくお願いいたします。

---

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 野村満議員のご質問にお答えをいたします。

長期避難を想定し、町指定文化財並びに民俗文化財をどのように保管管理していく方針なのかのおたがしでございますが、まず町が指定している文化財につきましては、新山城跡、鴻草磨崖仏、両竹磨崖仏、目埒十一面観音座像、寺内前阿弥陀如来座像、十三仏画の6件であります。震災以降、これらの文化財の現況の確認は行っておりませんが、今月28日に一時立ち入りを行う予定でありますので、実態を調査するとともに、とりあえず郡山の個人宅にあり管理上緊急性のある「十三仏画」のみの持ち出しを行いたいと考えております。なお、持ち出した文化財については、福島県立博物館に一時保管を依頼することになっておりますし、他の指定文化財につきましても、一時立ち入りの機会をとらえて実態の把握に努め、対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、民俗文化財についてであります。現在、歴史民俗資料館に保存展示してある文化財につきましては、一時立ち入りでの調査の結果、一部破損しているものがありましたので、今後どのように対応するかを検討してまいります。保存上、カビや虫の害などで支障があるものにつきましては、持ち出しを行い、福島県立博物館等に一時保管を依頼するなど、適切に管理する計画であります。

以上、文化財の管理については、今後の原子力発電所の収束状況を見ながら、一時立ち入りを繰り返し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） どうもありがとうございました。何点か質問をさせていただきます。

まず、1件目の2番なのですが、この避難物資の配布についてなのですが、実はある避難所から私に電話がありまして、保存食品があるから、支援物資が多くあるから、取りに来れる方がいれば連絡してほしいと、そういう連絡がございました。私、早速県内の仮設住宅に入居されている方に連絡をとりましたところ、数日たってからその方から、いただいてきましたと、大変助かりましたと、そういう電話をいただきました。それで、この避難生活において食料調達なんていうのは、一番困っているのはみんな同じなのですね。みんな同じ共通した問題だと思います。それで、この公平公正の原則からいっても、せめて県内の仮設住宅、それと借り上げ住宅入居者に連絡してほしいと、こんなふう

に思いました。この避難所において、どこからこの物資が届いたのか。そして、この基準となるものの配布、それを記録する名簿などを作成して管理されているものなのか。それと、これら物資の受け渡しとか、そういうものに関して管理は職員がなされているのか。それともだれが担当されているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、1件目の6番、ネットワークの活用についてお聞かせいただきました。パソコンを設置するというような考えのようでございます。それについて、先日新聞を拝見しますと、住民みずからが自治会を組織し、活動に要する経費の一部を補助するというような方針が新聞に載っていました。これどういうものに対して、この範囲がどこまでなのかよくわかりませんが、そういうことでこの自治会等も奨励しているようでございます。町としても、自治会も組織するというような考えのようです。このパソコンを設置するということは大変いいことだと、こんなふうに思います。パソコンを活用した事例がたくさんあると聞いております。その中でも、いろんな支所とのやりとり、情報のやりとり、それから諸問題も解決できるというようなことで大変いいわけでございます。具体的に言うと、できれば自治会が組織されて、例えばそういう自治会単位にパソコン設置されれば、そこに町民開放用の端末機、それを設けて、インターネットを利用して、連絡所を結んで、各分野にわたって申し込みだとか、それから照会ができるシステム、こういうシステムを構築することができると思うのです。その検討はあるのかどうかお聞かせください。

それから、1件目の8番ですが、東京電力の損害賠償に係る申請支援策ということでお聞かせいただきました。何事も慎重にやる、そういう意図から中断を申し入れたと。賠償に対する住民説明会の中断を申し入れたというようなことを町長のほうからいただいております。何かこれに対して得策、名案でもあるのかどうか。そしてまた、この申請を円滑に進めるために、申請のマニュアルみたいのを町独自で作成できないものかと。そして、それを全町民に配る考えはあるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2件目になりますが、2件目の1番の土壤の除染方法をお聞かせいただきました。この除染は、なかなか難しいものがあると思います。本県は7割以上が森林に囲まれているのです。覆われているのですね。それで、双葉町も同様なことが言えると思います。土壤や大気の除染だけ実施しても、森林から木の葉に付着したものや、それから落ち葉に蓄積されたものの濃度が高いというような結果が報告されております。このように森林全体の除染も視野に入れ、計画しなければならないと思います。莫大な経費がかかると言われております。除染は全部国に求めるものなのか、それとも町が主体になってある程度は行うのがいいのか。早くできるのには、やっぱり町が主体になってやるのが早くできるわけでございますが、そういうことを考えているのか、その対応をお聞かせいただきたいと思います。

それから、3件目ですが、町税等の滞納状況と徴収状況ですが、確定申告における未申告者の取り扱いをお聞きしました。現在は、この特例措置によって何ら問題はないと思うのですが、収入額を、



この決め方なのですが、決まらないと、まず聞き取りやみなし処理をされますと、それがベースとなって、この会場において不公平感が生ずるように思われるのです。これどうなのか。ここら辺がちょっと気がかりなので、それをお聞かせください。

それから、3件目の2番、欠損件数と金額についてお聞きしました。現在はないということでございます。しかしながら、避難生活が長期化すれば、住所不明者や死亡、それから破産など法的な措置によって、要するにチャラになるというようなことも出てきます。これからそれが増加するわけでありますので、その対応策についてお聞かせください。

それから、5件目です。文化財関係なのですが、管理について今お聞かせいただきました。今、文化庁では文化財のレスキュー事業とか何とか、そういう名称の事業を開始したと聞いております。今一番気になるのは、うちのほうの国指定の清戸迫の壁画なのです。これは、当然この事業には入ってくるのかどうか。

そしてあと、国、県指定の文化財同様、町指定の文化財もこの事業の中に適用されるのか。激甚災害では、その指定を受けますと国指定の文化財については、修復費用については全額補助なのですよね。県や町の指定の文化財の費用についての扱いはどうなのか、これ教育長がわかる範囲でお聞かせいただきたいのですが。

さらに、現在管理している、部落で各地区で管理している神楽があるのですよ、神楽。そういう神楽、かなり古い歴史を持つものでありまして、焼失や盗難、こういうことが起きますと大変なものです。これ二度と手に入れること、入手できないのですよね。これに万全を期する必要が急務であると思うのです。この保管管理について、教育委員会としての具体的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員の再質問にお答えいたします。

まず、食料の問題ですが、これは税務課長のほうから説明をさせます。それから、パソコン等の活用等については、総務課長のほうからご説明申し上げます。損害賠償については、私のほうからご説明いたします。森林等の除染については、住民生活課長からご説明をさせます。それから、確定申告については、税務課長のほうからご説明をさせます。その次は、増加を防ぐ方法、税務課長からご説明をさせます。

それでは、私のほうから本補償に向けた賠償問題についての妙案があるのかということでございます。今、それは考えているところということで、余りこの案はここでは発表したくありませんので、ちょっと預らせてください。まだ練り直しも必要ですので、大変重要なことです。マニュアルはまだございません。

それから、町独自で作成配付、これはできるのであれば、可能であればしたいし、何らかの形で町

民の皆さんと共有を図りたいと、そんなふうにも考えております。いずれにしても、この問題につきましては本当に大変重要な問題だと考えておりますので、慎重な中で考えてまいります。学識経験者、弁護士等についても、相談相手が必要ですので、この方たちも参加していただくという方向で進めたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 税務課長。

○税務課長（大沼 武君） 野村議員のご質問に対しましてご説明いたします。

支援物資の関係の件でございますが、ご質問のあった物件がいつのどのようなものか把握しておりませんのでちょっとお答えできませんが、支援物資の管理につきましては、町の職員1名と緊急雇用の職員2名で管理運営をしております。

続きまして、未申告者の対応でございますが、確定申告がまだできていない方の所得に対して、みなし処理ということは実施しておりません。あくまでも本人に対して申告をするように要請してまいります。

滞納処分の欠損金ですが、避難生活が長期化すると居所不明、死亡、破産等の方が増加するというところで、これらの対応ということですが、居所不明、死亡、破産の方につきましては、滞納処分の停止の要件となっております。欠損処分の対象となっております。これらを中断するためには、交付要求や差し押さえ、納付誓約書を提出してもらうような方法がございますので、これらで実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 野村議員の再質問にご説明申し上げたいと思っております。

パソコンの設置の関係であります。野村議員もおっしゃったように、県のほうでも今後の工程表を示されております。その中で、仮設住宅等入居者支援連絡調整会議というものを県庁内に設置して、幅広く仮設住宅者等の支援をしていくということになっておりますが、その中の事業ともあわせて、あと町のほうでも今後福島県内に支所を置きたいということにしておりますので、その支所と各仮設等の連絡所にも支援員の配置ということもございまして、それらの連絡調整のため、あるいは仮設等に高齢者ひとり暮らし等が入ると思っておりますので、安否情報、健康情報等についても、やはりパソコンでネットワークを結んで逐次情報を得るということも大変必要だと思っておりますので、今後検討していくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） 野村議員の再質問にお答えをいたします。

私も、先ほどおっしゃっていただいたように、まず最初に心配だったのが国指定の清戸畑でございました。それで、早速に学芸員にも指示をしてございましたが、ご存じのようになかなか立ち入りがあるようにいかない状況が今まだ続いておりますので、これにつきましても現在継続的な事業で工事

等ができずに事故繰越しの状況になってございますから、これについては1番目にまず実態を把握して、先ほどの国の事業、この内容について後ほどわかる範囲で課長のほうから答えさせますが、などを使って進めてまいりたい。その他文化財等につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。これも鋭意進めていかなければなりません。

それから、民俗文化財、これちょっと歴史民俗資料館だけ頭にございまして、神楽等につきましては各保存団体がございますので、その保存団体との連携を今後図りまして、これも重要なものがございますからマークして、今後の立ち入り状況も踏まえて、そして連携をとって、保存に万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

今の私の答えに不十分な点について、生涯学習課長のほうからつけ加えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（清川泰弘君） 時間来ましたけれども、もう一人の答弁。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（今泉祐一君） 野村議員のご質問に対しましてご説明いたします。

先ほどのご指摘ですが、文化庁におきまして文化財等の救援事業ということで、レスキュー事業というのがあるようです。私どものほう、ちょっと詳細は確認はしておりませんが、目的としましては、貴重な文化財等の破棄と散逸を防止することを目的とするということで、その事業がございます。これにつきましては、清戸埴並びに町の文化財等々もございますので、ちょっと詳細を確認いたしまして、該当するのであれば、それに沿って申請するなり、そういう手続をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 野村議員の再質問についてご説明申し上げます。

森林の除染についてのご質問でございますが、森林につきましても町の安心・安全な環境の復元ということでは、森林も町としては全面的に国に要求してまいります。ただし、森林につきましては、国有林の部分につきましては除染チームと、あと農水省との協議が若干かかるかと思っておりますので、その辺は事前に時間がかかるかもしれないということだけをご了解いただきたいと思います。

○3番（野村 満君） 最後に1ついいですか。

○議長（清川泰弘君） いや、終わってください。

○3番（野村 満君） では、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清川泰弘君） 通告順位5番、議席番号8番、伊澤史朗君の一般質問を許可いたします。

8番、伊澤史朗君。

（8番 伊澤史朗君登壇）

○8番（伊澤史朗君） 議席8番、伊澤史朗です。議長に一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ事前通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月11日の東日本大震災から、はや半年が過ぎ、いまだに私たち被災した双葉地方の住民は将来の復興の姿が見えてきません。福島第一原子力発電所の収束ができなければ、次のステップへ進むことができないからです。しかし、半年という期間は、避難している住民にとっては、生まれ育ったところとは違う環境の中で不自由な生活を余儀なくされているわけであり、毎日が不安と心配の中で、一日一日をどのように過ごせばよいのかわからない状況の中で、精神的に多大なストレスを感じ、特に高齢の方々にとっては、長年住みなれた田舎と違い心が休まらないなど、体調を崩し、命を落とされた方もかなりの人数になっています。若い世代の方々も、子供たちの健康や教育の心配ははかり知れないものと思われ、原発被災地からの避難のため、心ない人たちから、放射能への偏見から、いわれない差別を受けているのも耳にします。いまだにふるさとへ戻るための具体的な条件が国から示されず、被災している町民の不安やストレスは頂点に達していると思われ、今こそ町として、今後の復興のためのビジョンを発表して、町民の将来の目標を定めるときだと思われ、私たちのふるさと双葉町へ帰れるのか、帰れないのか、町として町民が一丸となって一致団結して、どのようにすべきかを示すべきと考えます。目標を決めることによって、不安やストレスを少しでも軽減し、希望を持つことが大切だと思われ、頑張ろうという気持ちを持つことができると思われ、そういう思いから、次のことについて質問いたします。

行政全般について質問をさせていただきます。まず、1番目に、福島県内に約3,000人以上の双葉町民が居住していますが、役場機能がないために、不便を感じていると言われていたますが、支所等の機能の移転を考えているのか。また、場所は。その理由をお伺いいたします。

2番目に、ほとんどの町民が今月中に民間借り上げ住宅や仮設住宅に移るわけですが、仮設住宅には支援物資が届いているようですが、個人避難や民間借り上げの住民の方には支援物資を配る考えはあるのかどうか。あるのなら、いつごろなのかお伺いいたします。

3番目に、双葉町民は全国47都道府県のうち45都道府県に避難しているとお聞きしましたが、その人たちに行政として公平公正な情報やサービスをどのように提供しているのかお伺いいたします。

4番目に、3月11日以降、内部被曝を含め、健康被害を正確に把握するため、ホールボディカウンタなど、放射線量の検査を町として考えているのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 8番、伊澤史朗議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

支所等の機能移転の考えと設置場所のおただしであります、福島県災害対策本部において、「県内における被災者支援に関する当面のロードマップ」が発表されました。これにより、多くの避難者の方が、応急仮設住宅や借り上げ住宅への移転が進むものと考えております。今後、この方々への自立生活支援を行い、生活の安定化を図る施策を実施していく必要があります。したがって、県内外の

避難者に対する行政サービスの提供と利便性の向上のため、ここ埼玉支所とともに福島県内に拠点となる支所を設置して対処していく考えでありますので、ご理解願います。また、場所につきましては、福島県の中心地であり、県内の主要都市からも交通が至便な郡山市に考えております。

次に、個人避難や民間借り上げの住民の方に支援物資を配る考えがあるか。あるのならいつごろになるのかとのおたがしであります。これまで応急仮設住宅入居者へ配布された支援物資は、福島県災害対策本部から応急仮設住宅入居者への生活支援をして行われたものであります。また、第一次並びに第二次避難所入所者以外の全国に避難されている町民の皆様に対しましては、町からの支援として、現在災害救助法に基づく生活必需品等の生活支援物資の配送を行っているものであります。

次に、全国に避難している人たちに、公平公正な情報やサービスをどのように提供しているのかとのおたがしであります。情報の提供については、双葉町公式ホームページ臨時サイト（災害版）として、町の災害支援に関する情報を広く迅速に提供するために開設しており、携帯電話からも町公式ホームページをいつでも閲覧することができることとなっております。さらに、双葉町メールマガジンに登録をいただいた方へは、町からの正確な情報を迅速に配信されることとなっております。

また、紙ベースによる情報提供として、「広報ふたば（災害版）」の発行、国、県災害対策本部からのお知らせなど、皆さんの生活再建に必要な各種支援情報を提供しております。さらに、各課等における行政サービスは、町民の皆様へ随時お知らせするなど、郵送や電話相談などで行っているところでもあります。

次に、原子力発電所の事故による内部被曝や健康被害を正確に把握するため、ホールボディカウンターなど、放射線量の検査を町として考えているのかとのおたがしですが、ホールボディカウンターにより内部被曝検査につきましては、今回福島県が人口の約1割程度の方を対象とし、妊婦、子供を中心として実施することになっており、双葉町といたしましては、妊婦、ゼロ歳から3歳までの乳幼児の保護者など、4歳から小学6年生まで、3月12日の原発事故以後避難するまで双葉町や浪江町の津島地区及び20キロ圏内にいた方を対象として内部被曝検査を実施することといたしました。検査場所は、茨城県の東海村にあります独立行政法人日本原子力研究開発機構が予定されており、最初の検査が9月29日となっており、70名の方が検査を受ける予定です。検査は、本年の11月まで予定されております。

なお、今回福島県から検査対象者数が、人口の約1割ということで示されましたが、今後検査対象者数の増員、第2次検査の早期実施、そして早期に希望する町民が全員検査を受けられるよう、福島県に要望しているところであります。また、県以外の機関にも受検を要請したいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 町長の答弁をいただきましたが、私の質問に関しまして行政全般と、そして1番から4番までの質問にお答えをいただきました。午前中から同僚議員の質問で、かなり重複している部分が多くありまして、この1から4番までの質問の総括的な質問をさせていただきたいと思

ます。

3月11日の東日本大震災から半年以上がたち、町民の皆さんがふるさと双葉町に帰りたいという思いは募っていると思います。昨日の町長の行政報告の中で、双葉町に戻るため、さまざまな取り組みをお聞きしましたが、町民が全国41都道府県に分散してしまい、双葉町が行政として、どのような手段でどのような方法で自治体を存続していこうという考えがあるのか。

また、行政として双葉町が存在していくため、例えば仮設住宅が福島市、郡山市、猪苗代町、会津若松市、白河市、いわき市と県内だけでもかなりの数になります。住民の不安を取り除くため、まず町としてやらなくてはならないことは、情報を町民と共有することだと思います。そして、高齢者の方々には健康を維持するために介護や福祉をどのように提供できるのか。また、幼稚園、小中学校生のために教育施設はどのようにするのかなど、問題は山積みされていると思います。そのような取り組みをするためには、町民との対話はもちろん議会とのコミュニケーションを常にとり、意思の疎通を図ることが大切と考えますが、今後町長はそのことに対してどのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 伊澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、おただしのように、町民は全国各地に点在しております。この原因となったのは、言うまでもなく放射能の放出であります。放射能と、今戦うべきがございません。したがって、このような結果になって大変残念に思っております。本来であれば、この本議会も双葉町の議会において、皆さんに財政再建のうれしい報告ができるものであったはずでございます。また、23年度は新たなまちづくりに向けての希望に満ちた年でもございました。本当にじくじたる思いであります。こんな状態が長く続くことは不可能であります。したがって、当初から災害救助法による応急仮設住宅に私ども長くとどめることはできませんということを国、県のほうに強く要望してまいりました。これは、大変急ぐ話でございます。

我々今現在は、ステップワンというような状況に私は考えております。ステップツー、ステップスリーあたりが町へ帰ることができる段階かなと考えておりますが、そのステップツーについて、今除染の仕方、サンプリングの中で国が行う今打ち合わせをしておりますけれども、一番濃いところと一番薄いところの2カ所をやっていただいて、どのぐらい減少するのかということも判断材料にしなければなりません。いずれにしても放射能と戦う我々は、そんな頑丈な肉体しておりません。子供たちにとっては、至ってそのとおりであります。したがって、ステップツーとしては、どこかに全部がまとまれるような場所が必要だなという考えがあります。しかし、現実的にどこにどのようにしてやるというところではまだ至っておりませんけれども、考えとしては1カ所で教育も受け、そして町内の方が町民相手の商売もできるような、そして住まいも1カ所というようなことでできればいいなと考えております。現在それぞれの町民の皆さんは、それぞれに職につかれています。

また、学校がもう転校が嫌だという親もおりますが、その辺は時間がかかっても理解を深めて、全部が1カ所であればいいなと、そんなふうにも考えております。そして、しっかりと双葉町をきれいにしていただいて、やがて帰ると、そのような考えを私は抱いております。理解をお願いしたいと思います。

また、町民の皆さん広く意見を聞く、そしてまた議会の皆さんとの話し合い、これは私は全然拒んでいるものではございません。できるだけそのようにしたいと考えておりますので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 今町長の答弁で、ステップツー、その状況になれば、場所は特定できませんけれども、双葉町民が1カ所にまとまって生活すると、そういうふうなことを考えておられるというふうに私受け取りましたし、残念ながら今、福島第一原子力発電所の原発被災は、収束が年内にということで、細野大臣はたしか事あるごとにお話をされておりますが、収束という考え方が私はちょっと理解できていないのですけれども、収束できたらば国の方向を示していくということを前の菅総理も言っておりました。しかし、私たちが戻れるための条件ではないわけです。先ほど町長言われたように、ステップツーということになるかと思ひますし、今回私たちの避難の期間が、間違いなく1年で戻れるというふうに考えている町民の方はおられないと思ひますし、かなりの長い期間避難生活を余儀なくされる、そういうふうに考えておる町民が大多数だと思っております。

そういったことから、今回議案80号で双葉町の支所設置条例というものが出てきて、双葉町も本格的に福島県内に戻るための準備段階に入ったというふうに考えておりますし、町長におかれましては双葉地方広域市町村圏組合管理者、そして双葉地方町村会会長、そういった役職も現職であるわけですし、先ほど午前中同僚議員からの質問でもありましたが、加須の支所にいる時間よりも、県内の支所がもし設置された、まだ設置されたわけではありませんけれども、今議会でその支所の設置条例が可決されれば支所ができるわけです。そういったような状況になった場合、他町村との連絡調整、そして復興、復旧のためには、双葉町単独で復興、復旧ができるわけではありませんし、郡内8カ町村、そしてそのほかの4カ町村ですか、今回いろいろな原発災害でかかわっている市町村が12市町村だと思っておりますし、そういった関係市町村と協力して復興、復旧、そして私たち住民の補償や賠償に対して協力してやっていかなければ、双葉町単独だけではとてもおぼつかないと思っておりますし、そういったことに対して町長の見解を伺いまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの伊澤議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、現在私の立場から申し上げますが、双葉地方広域市町村圏組合の管理者、町村会会長並びに今12市町村と言いましたけれども、現在は13市町村の連絡協議会というものもございます。そ

の会長もしております。この13市町村協議会というのは、原発事故における被災を余儀なくされた市町村の団体でございます。こちらの連携強化並びに行動というものも非常に重要だと考えておまして、絶えず担当職員といろいろとやりとりをしながら、今後の行動のことに腐心をして、行動計画をしているところでございます。そんなことで、福島県内における業務も相当数ふえるだろうと、これは確かにそのとおりでございます。また、郡内8カ町村においてもなかなか温度差がありまして、全部同じような復興計画にはならないところではありますが、それぞれの主権を尊重しながらも共有できる部分は共有して、いろいろと協力してやっていきたいと、そんなふう考えております。

ステップツーにつきましては、まだ場所の選定はできません。これは、子供たちの健康も十分考えたことで判断しなければなりません。また、子供たちの意見も取り入れていきたいなど、そんなふうにも考えておりますので、構想は構想で、実現的にはまだ白紙の状態ではありますが、前も述べましたように応急仮設住宅の生活というのは大変厳しいものですね。夕べも実は郡山の仮設住宅で避難指示が出まして、2世帯が夜中に大雨のために避難をいたしました。そのような、まだ避難をしたためにまた避難をするような状況にも立ち至っているわけですので、そんなことのないような、本当に安心して夜が眠れるような環境もぜひ国、県あるいは東京電力には理解をしていただかなければならないと考えております。これは、単にお金がないとか何とかという問題でなくて、何としても我々はやっていただかなければならないものと考えております。伊澤議員にも特段のご協力をお願い申し上げたいと思います。

○8番（伊澤史朗君） ありがとうございます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10分間暫時休議します。

休憩 午後 2時25分

---

再開 午後 2時35分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

一般質問を続けたいと思います。

通告順位6番、議席番号10番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

10番、谷津田光治君。

（10番 谷津田光治君登壇）

○10番（谷津田光治君） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

まず、町条例や規則について、前々から何度か質問をさせていただいたり意見を述べたりしてまいりましたが、条例、規則等の整理はなされているのかお伺いいたします。

先ほどからの一般質問、いろんな質問が出ました。支援物資の配布、支給についても出ました。こ



れらについては、やはり双葉町の処務規程や職員の服務規程、これらに職員はすべて事務を迅速かつ的確に処理し、住民に対しては親切丁寧でなければならない、こういう規定があります。職員は、法令、条例その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、町民全体の奉仕者として公共の利益のため云々という規定もあります。ですから、職員は何の仕事させられても、公平に平等に全町民に対してやらなければ、そういうような対応をしなければならないということになっております。ですから、支援物資をいただきに行った人に差をつけるようなことがあっては、これはだめです。何人かの人にそういう話を聞いております。

質問に入ってしまったけれども、現在双葉町にはこの震災で30人の人が亡くなりました。いまだに行方が知れない人が5人おるといふふうに新聞紙上では発表されております。多分この人数で間違いはないというふうに思っております。ご冥福と、家族の方々にはお見舞いを申し上げたいと、そのように思っております。

次に、町復旧、復興についてです。町の復旧、復興についての基本方針をお伺いいたします。これは、今議会にも補正予算が示されました。3月議会の途中で避難したのですが、町長からは23年度の立派な施政方針、これを我々議会人としていただきました。でも、この施政方針は、全く今は役には立ちません。ですから、町長が6カ月過ぎた現在、いわゆる施政方針は没ですので、やはりこれから町の復旧、復興、町民の避難支援等々の方針が示されて当然かというふうに私は思っております。また、その方針に基づいて補正予算が組まれるというような手順で進むべきというふうに思っております。どのような町長お考えしているのか、それをお伺いいたします。

それから、次はこの前町長、満を持して投稿したのかどうかわかりませんが、民報新聞に載っていた町長の記事がありました。寄稿ということで、双葉町長、井戸川克隆ということで、「震災6カ月を前に思う」というような、これかなり不満を持って書いてあるようですが、町長が新聞に出しても、この議会で、この議場で町長、不満あるなら新聞でなくて議員に向かって言ってください。何かこれでは町長、この町長の寄稿では、やっぱり町長も人ごとというように、そういうふうに言っているように、読んだ感じとしては、国、県知らないところで法律ができているとか何が決められているというのは、裏を返すと我々議会が知らないところで町長が決めていくということになってしまうのです。だから我々と、町長もここで言っている、相談すれば早いのに、議会と相談すれば町のことも早く進むのかもしれない。逆にブレーキがかかるのかもしれないけれども、やはり先ほどから皆さん質問していますように、話を皆さんにしないということは、うんと不満もできてくるし、不平も言うようになってくるような気がするのです。ですから、これを一々こうだあだと言っても、大した問題ではないような気もしますけれども、町長何を、町長の真意が、多分これ以外でもあるような気がするのです。ちょっと議会でも協働、共助でやれと町長言っていますので、何か議会にやらせること、やってもらいたいこと、頼みたいことがあれば、やっぱり議会ではっきり言ったほうが私はいいような気がするのです。この内容と、まず町長の考え方を聞きたいと思っております。それから、ま

た再質問させていただきます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 10番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

条例、規則等の整理についてのおただしであります。普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律または政令により処理することとされるものを処理することが定められ、これらの法令に違反しない限り、独自の条例や規則を定めることができるとされております。

今回の東日本大震災及び原発事故によって、町民の皆さんは全国に避難を余儀なくされており、条例規則に沿って処理する事務ができないものもあります。また、処理すべき事務には予算と連動するものがありますので、実施が不可能なものは減額措置を行い対応してまいります。さらに、上位法令の改正によらなければ条例、規則の改正ができない法定受託事務もあります。これらは、上位法との関連もありますので、必要に応じて改正の手続を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

復旧、復興についてですが、町が復旧、復興するための大前提は、原子力発電所の事故の早期収束であります。収束が不透明であり、いつまで避難生活を送ればいいのか、すべての町民が不安の渦の中にあります。震災で被害を受けた家屋の調査や倒壊家屋の撤去、交通網や生活に最も必要なライフラインの整備、津波による沿岸地域の瓦れきの撤去、さらには最大の問題である原子力発電所事故による放射性物質で汚染された土壌の除去作業など、さまざまな問題がありますので、復旧、復興までは時間が必要であると考えております。先祖代々から受け継がれてきた地域を、未来永劫存続させることが最も重要な責任であり、将来を担う子供たちのためでもあります。

復興の基本方針については、災害に強くすべての町民が「安全・安心の町」、「職場の安定した町」、「住環境が整備された町」として復帰の3原則であると考えています。そのためには、復興への道筋を立てて、災害発生時から新生双葉町を表したプロセスや手順を、避難生活を送っている町民の皆様を示し、復旧・復興に向けてどのように歩いていくかが明確化され、町民間、町民・行政間で復旧・復興の流れが共有化され、町民のきずなの維持につながるものと考えております。一日も早い事故収束に最大限の努力をしていただくよう、引き続き国に要望してまいります。早期の町復旧、復興のために取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、福島民報社に寄稿した内容についてのおただしですが、今回の大震災の対応については、初めてのことはいうものの、6カ月が過ぎようとしているのに明確な道筋が見えてこないら立ちと、町民の皆様からの電話に答えるためにも大事なことを見失うことなく、問題の解決をしなければならぬと語ったものであります。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 先ほどからの一般質問の中で、福島さくら、飯坂、郡山、喜久田、富田、

日和田、白河、いわき、このような仮設住宅、それから借り上げ住宅の答弁もございました。これに町長、つくばの公務員住宅を加えていただきたいと思います。つくばの公務員住宅も、町民四、五十世帯移るような状況になっておりますので、少しずつでもふえるような状況になっております。ですから、これらも加えていただきたい。

それから、自治会の話が先ほど質問にありました。私も、この自治会とはちょっと違うのですが、今区長条例規則があります。これは、組織としてはありますけれども、実態としては区長さんはいますけれども、地域の方が何人かです、周りに住んでいるのは。加須の避難所にしても、いわきにしても、郡山にしても、福島にしても。ですから、これは町長、やはり条例ですから、条例規則ですからね。これも何とか考えて、これに類似するような自治会長なり、そのような役職を考えて、一時区長条例規則は凍結しても私はいいと思うのです。いずれ双葉に戻ったときに、また復活すればいいわけですから。だけれども、ここの仮設住宅地域に150だの200あれば、50か100世帯に1人とか、そんなような人員の配分をして、今の区長さんの役目を担ってもらえる自治会長さんみたいな、そういう条例をつくれれば、それも可能であるし、この前支所の説明のときに連絡所。だから、連絡所を設けても、その人たち何人か、連絡所に3人置きたいといえば3人お願いすればいいわけですから、区長給料くれるみたいに、臨時職として雇って給料上げてもいいわけですから、何か武内君、長いこと総務課長、企画課長をやっているのだけれども、それぐらいはうまくできるような気はしませんか。

私は、職員今80人しかいない。特別職3人。通年雇用6。44が今の臨時でいる。でも、それプラス何人かいるはずですね。広域圏組合からも1人来ているし、東電さんの人も役場内にいるのだから、何かは手伝ってくれているのだと思います。ですから、80人の頭で臨時雇用で44人いるとすれば、やはり支所つくれば少なくとも役場の事務全般という、80人の半分で40人ずつ分けるというわけにもいきませんでしょうから、でも20人からの職員は必要になるような気がします。ですから、仮設住宅等々に連絡所を設けて連絡員を配置するというのも、これも職員が必要になったのでは、もっと支所に詰める職員が少なくなるわけですから、ですからそんな区長さん条例をちょっと直せば、自治会長さん条例でも何でもその辺はできるような気がしておりますので、町長それを、先ほどは何か検討するという答弁でしたけれども、まず自治会の設置に向けて検討という答弁でしたけれども、これは前向きで検討していただく気があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

町では、町長の答弁では、県の災害対策本部と、こう言っているのですが、町にも災害対策本部条例というのがあるのですよね。これ、まず県は上位であるとしても、町のほうもこの条例に基づいた復旧作業なり対策は十分立てているとは思いますが、やはり帰りたいけれども、帰れないというような状況の中で、先ほどから質問出ているように、ぐあい悪くなる人も出てくるというような状況に6カ月たつとなりますので、この辺も十分検討していただきたいというふうに思います。

とりあえず町長、そのつくばの公務員住宅の件と、今話した自治会を前向きに区長さんのような扱いの何か条例規則ができないかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

つくばにもつくらなければならないと考えております。また、おただしのように、従来の区長あるいは隣組単位の組織が今成り立っておりません。自治会を立ち上げたいという裏には、やはりそこに区長さんみたいな役職を持った方がいてもらわないと、うまく機能できません。役場職員は、今言われたように限りがございますし、大変職員も疲れております。早く目を覚ませと言うのですけれども、なかなかやっぱり今回の避難というか、この事象に対しては疲労こんぱいのようです。したがって、町民の皆さんと協働ということを申し上げております。町民の皆さんの協力を得て、そして円滑なる自治会あるいは避難所についても運営をしていただきたいなど、そんなふうを考えておりますので、今お話をいただいたような条例等も見て、合致したような考えの中で自治会のあり方を立ち上げていきたいと、そんなふうを考えております。災害対策本部については、これ災害対策本部の中で、また毎日が業務をしながらも一般業務もしているということで、毎日会議を開いております。この対策本部というのは、私どもが双葉町に帰るまで続くものということで、大事に引き続きやっていきたいと考えております。

先ほど1回目の質問の中で、大変答弁漏れがあったように思いますので、少しふやして答弁をさせていただきたいと思うのですが、あの記事になった中には、できないことが非常に多かったということなのです。政府側との話し合いの席では、国に責任あるということがどの場所でも言われているのですが、どうも実感がわかないのが現状であります。例えば、除染の話であります。除染をするのは20ミリシーベルト以下については市町村の責任でやることというようなことが取り決められました。東京電力がそれを支援するという文言になっております。これはとんでもない、反対ではないだろうかということが、まず今私は間違っているというふうに思っております。その法律をつくる方たちは、一体本当にこの現状を知ってつくっているのだろうか。それとも、違う考えが根底にあるのか、ちょっとわかりませんが、非常に被害であることが我々は忘れられているのではないかとということで、非常に残念でなりません。賠償問題についても、多くの議員の皆さんも違和感を感じていると思っておりますけれども、何回も言いますけれども、10万円という精神的被害の算定の仕方、これについても、これは完全に個人差があるものと思っておりますが、なぜこれが一般的に通ってしまうのか、常識の世界では通用しないことが大手を振ったように通用するようなことを、無理な要求が逆にされているのではないかとということで、残念でたまりません。

中間処分場の話でございますが、今いろんなところで話が出ておりますけれども、話をする人のところに持っていったきたいと、私は率直に考えております。我々は、そういう約束をせずに原子力発電所の誘致を私どもの先輩の皆さんが決定したものと私は考えております。したがって、このような事態にされて、さらに人が住めない環境に置かれるいわれは何物もないと、そんなふうを考えております。本当に残念でなりません。

文中にありましたように、常識の話出させていただきました。私が相手の車を壊した。そうしたら、この車、何か相手の言うとおりにやらずに、これで乗っているというようなことが本当に常識なのかと。例えば、あの新聞記事とはまた違う話ですが、隣のうちを私が壊した。どう見てもこれは復元不可能だから、この土地を私が買いましょうと、出て行ってくださいというような話に、この今私どもに何の断りもなく、この処分場も含めて話しされていることは、それに値するものというふうに思えてならないのです。本来であれば、まず謝ると。相手に謝罪をして、どうしたらいいか聞きます。そして、納得のいくところまで補償して、あるいは新築して返せと言われるかもしれません。それをして、どうでしょうかという話をして、これならいいと言われるところまで精いっぱいやるのが普通の話でございます。

ところが、今回は我々の身体、健康にも影響するような大きなことでありながら、肉体の除染という言葉も出ていませんが、私は最近肉体の除染という言葉も出すようにしています。土地、環境の除染も必要ですけれども、我々町民の多くが被曝しています。この被曝が、現在は、今はかるとないから、ないという評価されるのですが、これは私は全く納得できない。当時の12日から20日の間にはかかったらどうだったのだろうと。ヨウ素被曝か何か必ずしていました。しかし、それをはからずに、今はかるとありませんから影響ありませんと言うような学者もおりますが、甚だ我々の権利を侵害した発言であります。これがまかり通るような世の中であれば、やがて子々孫々から批判されるのは当然だと思いますが、他力本願ではなりませんので、我々もこれは主張していかなければならないという思いを持って書きました。

災害救助法で、今我々応急仮設とか支援物資とか支援してもらっていますけれども、原子力災害というのが災害救助法に入っていない。法律がない中で、今まで6カ月間扱われてきました。この先も見えません。私は、3月の何日だったか、ちょっとここでは忘れましたが、全原協の役員会の席上、総理大臣から各大臣回って歩きました、役員の皆さんと。そのときに各大臣には、新たな法律をつくっていただきたいと。災害救助法では決して賄わないでいただきたいと申し上げて、ずっと回ってきましたけれども、いまだにそのようなことが実行されていません。非常に私どもは、声なき声を出せない動物になってしまったのかということ、そうではありません。決して、私はいろんな機会でもって訴えておりますが、このようになっているのが悔しいわけですね。

やはり国に対しても保安院の方々に、町長応接に来られたときには、「安全は大丈夫なのですね」という尋ね方は何回もしてきました。しかし、そのたびに、「大丈夫です。ありません。絶対ありません」ということを言われてきました。特に検査期間の延長問題のとき、13カ月から24カ月に持っていこうといったときには、私は猛反対しました。安全の点検ができない、確認ができない中で、そのようなことをされては困りますということで猛反対しました。4月に実行したいという、これは国のほうでも実施を見送りましたけれども、このときも安全については十分議論をさせていただいたつもりです。そのほか東電の幹部の方が来られたときも、必ず安全については話を聞くようにしてしまし

た。そのたびに、「安全です。大丈夫です。とめる、冷やす、閉じ込める」、これしか言いませんでした。したがって、あの言葉は葬り去られては困るわけです。そういう思いもありまして、書きました。

さらに、国の責任、国の責任と言いますけれども、国の責任が明確になっていないような気がしてなりません。これは私が勉強不足なのかどうかわかりませんが、その証拠に、知らない間に、放射能の除染は市町村の責任においてやると、こんなふう決められたことについては、国の責任はない、何か責任回避したのだと、そんなふう考えております。などなどいろいろな思いがありまして、投稿したわけでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） いろんな思いが、今になるとよみがえってくるのかもしれませんが。あれだけ遠くに逃げろ、それが埼玉県さいたま市だった。次が加須市になった。最初のうちは、かなり福島県を捨てた双葉町長みたいな非難と、何とか悪者扱いみたいな感じの記事、発言が多くありました。今どうですか、町長。福島県の中通り、国見、福島からずっと白河まで、結構悩まされているのですね、線量が高いということで。やっぱりおれの考えたとおりであったと今でも思っているのかどうか、それをまず聞きたいと思います。

それから、条例規則のほうにちょっと戻りますけれども、双葉町では8課1室、課設置条例、これは行政規則あります。だから、今回の補正予算で減額補正をして、もう何か課が実際ありますけれども、課のもう担当事務がないとかいうところについては、もうこれどっちにしろ現実はこちらに基づいた職員の配置はしていないと私は思っているのですが、ですからもう緊急対策として何か考えたいかがでしょうか。やはり総務課に行けば総務課長がいて、何人かの職員がいるというような、そういう状況の中でずっとやってきて、ここ6カ月役場に入っていくと、どの課の課長がどこにいるのだから、もうわからない。十把一からげみたいな仕事の状況ですから、だから少しずつ整理をして、復旧、復興、町に帰れる日まで本当に歯を食いしばって頑張っていたかなければ、町長常に言う職員は町の原動力ですから、双葉町役場にいるときはそう言って、埼玉騎西高校に来たら違ったではまずいのですから。ですから、先ほども言ったように、町長初め職員も一生懸命やった。ちょっと足りないことあったら議会にも声かければ、手伝う人はいると思います。でも、余り役場の仕事を知られては困るようなこともあるのかもしれませんが、臨機応変に考えて話し合い、町長も国、県には、我々も町で決めろと言うのだから、議会あと幾らも改選期までありませんけれども、お互いに共助だか協働だかでやったらいかがですか。町長、今の話で何か私に答弁くれればありがたいけれども、答弁ひとつ。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

遠方に来たことについての考えを聞かれました。いろいろな批判ありますが、私はそれなりに効果があったなと思っております。まずもって2つの県をまたいでみて、それぞれの県の対応の違いもわ

かりました。そしてまた、2つの県知事から応援を受ける、この二重の力強さも感じております。出会いも多くできました。その間忙しかったのですが、新たな出会いがいっぱいできました。助けられることも多かったわけでございます。それらが評価されるのは今ではないと、やがてだと、そんなふうに考えております。

双葉町の町民の皆さんは、福島県でも福島県外でも、自分の思うところに住まいを設けることができます。一方、県内にいる町村の方は、出たくても出れないのだという声も聞いております。現在も福島県から県外に出る方の人数があります。これは、その人その人の価値観の中で自分の身を守る、そのための行動だということで、私はこちらにきなさいということはいたしません、最大限生活が成り立つこと、そして安全であること、この2つの中で行動していただきたいと、そんなふうに考えております。

課の担当事務の問題ではありますが、まだまだ落ちつきは取り戻せませんが、やはりここに来ますと少し職員にも落ちつきの部分が見えてきました。いよいよ見直すことができるような環境にもなってきました。可能な範囲で、現実にあったような形で見直しをさせていただきたいと考えております。

また、議会の皆さんとの話し合いでございますが、だんだんと本当の問題が浮き上がってきております。ここは議員の皆さんにも一体となって、そしてまた町民の皆さんと一体となって、我々が主張すべきことを主張すべき時期に参りました。したがって、皆さんにお願いすることが見えてきた以上は、ぜひとも協力をしていただいて、町民のために頑張ってもらいたいと、そのように考えておりますので、ご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 最後、10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 24年と6カ月、大体一般質問はこれで打ちどめになる予定にしております。長いことお世話になりました。

これで終わります。

○議長（清川泰弘君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時17分）

## 平成23年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年9月28日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第77号 専決処分の承認について  
専決第31号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第78号 専決処分の承認について  
専決第32号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第79号 専決処分の承認について  
専決第33号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第80号 双葉町福島支所設置条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 双葉町選挙公報発行に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第82号 東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第83号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第84号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第86号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第87号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第88号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第89号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第90号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第91号 平成22年度双葉町一般会計決算の認定について

散 会



○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第1、議案第77号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 条例中、「当分の間、双葉町埼玉支所掲示板に掲示してこれを行う。」に改める」となっておりますが、当分の間とは、どのぐらいの期間を指すのでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まさに我々は考えてもいなかったこの事態に立ち至っております。一日も早く双葉町に戻りたいと私は考えております。しかし、何といたっても我々の健康の問題、そしてまた町が立ち直れる、再び今までどおりの町になる、そういうことが、まだまだ見通せないことに、毎日焦りという立ちを考えております。私は、東京電力にも、一日も早くもどおりの生活をしたと、なるべく早く帰れるようにしていただきたいと、そんなふうに申し上げております。また、国並びに県にもそのような話をしております。したがって、晴れて私たちが双葉町に戻って、今までの生活ができるまでの間ということになりまして、いまだ時期は示せないところが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この条例の一部改正は、以前から申し入れておいたものなのですが、条例に「当分の間」という文言は、私は余り似つかわしくないような気がするのです。ですから、今当分の間とはどのぐらいの期間を指すのかということをお聞きしました。町長の答弁も私の考え方も、早く帰りたいということですから、そう変わりはないと思うのですが、やはりここに「当分の間」と書き入れるからには、どのぐらいの期間かということ想定して書いていると思っております。私には、でなかったら、これは何も「当分の間」なんていう文言を条例に書き込む必要はないのです。ですから、やはりどのぐらいの期間を町長は想定して当分の間なのかということをもう一度お答えくだ

さい。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まことに明快な答えが今のところ出ません。やはり除染の手法、技術も固まっていない、そしてまたその後の出た物の処理の方法も決まっていない、もう6カ月以上経過しました。しかし、だんだんと私たちの存在が世間から忘れられてしまうのではないかと、非常に危機感を持っております。何をさておいても、日本国じゅうすべての力を結集してこの問題に、私たちも協力をしないわけではありませんが、一体となって日本のこの汚名返上のために、国の指導者には行程表を示していただきたいと、そんなふうを考えております。ステップツーが今見通しが立ったということでございますが、私はまだまだ厳しい状況にあるのではないかなと推測をしております。そんなに簡単ではないのだと、そんなふうに思っておりますが、やはりここは人類の英知を結集して、一日も早く安定状態に持って行っていただいて、そして放射性物質の除去をしていただきたいと考えております。何回も申し上げますが、この気持ちの中で当分の間ということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この当分の間の裏には、いわゆる埼玉支所をいつまで旧騎西高校に置くかということが隠れているわけです。ですから、あそこの避難所をいつごろまで継続するのですかという意味合いもあります。ですから、町長の言っていることはわかるのですが、私の聞いていることの答えにはなっておりません、気の毒ですが。ですから、書かなければよかったです、これね、「当分の間」。ここに公告式条例に基づいて掲示場をつくる、設置するということは、あそこにいつまでか、どのぐらいの期間かわかりませんが、これ当分の間ですから、あそこに双葉町役場埼玉支所があるということに私は理解してお聞きしたのです。でも町長の答え、答弁は、ちょっと私の聞いていることには答えていないような気がするのです。だから、当分の間というのは、どのぐらいの期間ですか、それは裏を返すと埼玉支所がどのぐらいあそこにあるのですかということなのです。やはり当分の間ですか、お答えください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたしますが、私も本当に辛い思いをいたしております。今いろいろと町の方向性を探るにしても、まずステップツーの後の行程表を見て判断をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号 専決第31号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第2、議案第78号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号 専決第32号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第3、議案第79号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号 専決第33号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

（「議事進行」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○議長（清川泰弘君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時16分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今の発言取り消しますので。

○議長（清川泰弘君） よって、議案第79号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

（「議事進行」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 一般質問のときにもこの問題は、職員の組織表、それから担任意務等々は、双葉町課設置条例同規則には職員の担任意務が明記されている課設置条例規則があります。次の議案に入る前に、それらの組織図と、その組織図に何人ずつ職員が配置されているのかがわからないと審議に入ることは私はできないように思います。ですから、それを町長執行部局から議長を通じていただいてほしいのです。常任委員会するときも申し上げましたし、一般質問のときも質問しています。ですから、一般質問からきょうで何日あったのかわかりませんが、これはちゃんと準備して我々に提示しないと、これから入る補正予算にも、やはり審議が少し飛び飛びになってしまって、しっかりした審議はできないような気がします。議長を通じていただいてください。

---

◎発言の取り消し

○議長（清川泰弘君） ここで、先ほど谷津田議員が発言したことを取り消しましたので、それはそれで承認を皆さんに諮って、取り消しを認めますか、いかがですか。

（「異議なし」と言う人あり）

---

○議長（清川泰弘君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時18分

---

再開 午前 9時45分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま谷津田議員からご指摘いただきましたことに関しましてお答え申し上げます。

条例規則がございます。現在このとおりやっている業務と災害対策本部としての業務が並行してやっております。だんだんと落ちつきも取り戻してきつつありますので、この基礎づくりに基づいて、あるいはまた規則に不都合な部分の見直しを図っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） ないようですので、次に進みます。

---

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第80号 双葉町福島支所設置条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 福島支所設置条例についてなのですけれども、当初郡山支所という名称を、郡山支所という名称だったわけなのですけれども、それが福島支所というふうになったわけですが、この郡山から福島支所になったその理由というか、意図なのなのですが、そちらのほうをお伺いしたいということ、今後福島県内に支所あるいは出張所などできる可能性、場合などがあるものなのかどうか、そちらのほうをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 岩本君、今の質問ですけれども、郡山支所というのは、議案として上程はしていないのですけれども。

5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） ただいまでは質問、取り下げさせていただきます。

○議長（清川泰弘君） ただいまの質問は取り下げということで、了承してください。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 説明書、主な業務の内容、これは支所は役場の業務全般ですから、特に今差し当たって必要なのは、この説明いただいたものと理解してよろしいですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問の中で、とりあえずこの主なものとして上げました。ただ、業務としては、全般をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号 双葉町福島支所設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第5、議案第81号 双葉町選挙公報発行に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号 双葉町選挙公報発行に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第6、議案第82号 東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、野村満君。

○3番(野村 満君) 16ページの文言をちょっと確認したいのですが、特定避難勧奨地点ありますよね、特措法17条第8項ですか、これ「1年間の積算線量が20マイクロシーベルト」となっているのですが、これ「20マイクロ」でいいのですか、「ミリ」ではないですか。これちょっと確認したかったのです。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。



○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして税務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 税務課長。

○税務課長（大沼 武君） 3番、野村議員のご質問に対してご説明いたします。

国民健康保険の減免の条項の部分で、「積算線量が20マイクロシーベルト」となっておりますが、これは確かなものかということですが、20マイクロシーベルトと考えております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） これ15条から入っていつていますよね。これあれですか、「マイクロ」でいいのですか、本当に。そうすると、マイクロだと全部該当しますよね、ほとんど。これちょっと私おかしいと思っていたのですが、ちょっと調べてください。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時55分

---

再開 午前10時00分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

---

◎議案の一部訂正

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員のご質問に対しましてお答えいたします。

ただいまご指摘のとおり、これは「M」というものを「マイクロ」というふう読み違えたようでございます。そこで、私のほうから、この議案について訂正をお願いしたいと思います、よろしく計らいお願い申し上げます。

○議長（清川泰弘君） ただいま町長のほうから「マイクロ」と「ミリシーベルト」の間違いだったということで、訂正の願いがありましたけれども、皆さん、お諮りしたいと思いますけれども。

3番、野村満君。

○3番（野村 満君） そうすると、やっぱりこれミリシーベルトということだとすれば、やはり今後これに付随して全部これこの条項が生きますよね。だから、それも直してください。そうしてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ご指摘のとおりこの文面を「ミリシーベルト」として訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくご訂正をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） ただいま町長のほうから「ミリシーベルト」に訂正をしていただきたいの

発言がありましたが、このことについて皆さん賛同いただけますか。皆さんのほうにお願いがありましたので、このことについて、訂正よしということでよろしいですか。

(「異議なし」と言う人あり)

---

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) これ上位法だと思うのですけれども、説明は受けたのですけれども、実際に原子力災害、本町、あと近隣市町村で400万円以上、簡単に言うと400万円以上の方は課税されるということになっていますが、実際にこの原子力のこの災害が起きたのは、国または東京電力さんのおかげだと、おかげというよりもせいだと思えます。それで、私たち今避難生活していますけれども、課税されるということは、今この避難生活で、ゼロというよりもマイナスからのスタートしている中で、この400万円とか、そういうものに関して町として、上から言われているものに関して、上位法だとしても、これ抗議なりそういうことはしたのかどうなのかお聞きしたいです。抗議というか、やっぱりこれちょっとおかしいですよということを、ほかの人たちとはまた違うということをお聞きしたいです。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 菅野議員の言われることは、ごもっともだと思いますが、私自身抗議はしておりませんでした。このことについて、詳しく税務課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 税務課長。

○税務課長(大沼 武君) 菅野議員の質問に対してご説明いたします。

この条例を作成するまでには、各郡内町村または県等とこの条例を作成するまでには、十分な協議をしたものであります。それに対して県、国にも現在の郡内町村が置かれている、町民が置かれている立場と、そういうものを訴えたものであります。総務省の考えとしては、全町民を一括の減免することに対しては、合議制がないという、適切でないという判断がされましたので、現在の所得段階での減免の条例となったものであります。郡内の町村の現状は、十分訴えたつもりであります。

以上です。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 上位法とはいえ、この震災、そしてまた今避難者の皆様がマイナスからのスタートで一生懸命やっている中で、この課税するというのは、全くもって私はおかしいと思います。

おかしいと思うので、私はこの議案には反対させていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号 東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 起立多数です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第7、議案第83号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第8、議案第84号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号 双葉町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第9、議案第85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第20款町債。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款総務費。

6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 16ページ、委託料、受付業務等委託、これコールセンターのことだと思うのですけれども、これどちらのほうでやっているか、場所というか委託先とその場所をちょっとお聞きしたいです。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 菅野議員のご質問に対しまして総務課長から説明をいたします。

○議長(清川泰弘君) 総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 菅野議員の質問にお答えいたします。説明いたします。

仙台の業者さんで、実際にやっているのは福島営業所でやっています。

○議長(清川泰弘君) 6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 私のところに随分電話が来て、コールセンターに電話しても何もわからない。わざわざ外に置いて委託、これ1,000万円以上ですよ、これ追加も入れて。それを考えるならば、支所内に置いてちゃんと答えられるような、ただ話を聞くだけのコールセンターでは、全くもって意味がないと思うのですけれども、その点についてどういうふうにお考えなのか。ましてや外に出して答えないコールセンターでは、ある意味がないと思うのですけれども、そこら辺に今後どういうふうにしていくのかをお聞かせ願いたいです。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまの菅野議員の再質問に対しましても総務課長から答えさせます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明いたします。

当初委託するときに業務内容すべて説明をして契約をさせていただきました。その業務内容については、災害面ということで、かなりの業務ございます。それで、できるだけコールセンターのほうで来た場合については、直にすぐ回答をいただくというのが基本であります。中にはやはりどうしても役場、担当かけないとわからないという部分については、再度町のほうに問い合わせをよこしていただいて、すぐ町の担当者のほうにそれぞれ説明を求めて回答、直接問い合わせ者に対して回答しているというような部分がございます。今後確かに菅野議員おっしゃるようなコールセンターすべて解決できればいいのですが、できない部分もあります。できるだけ今後もコールセンターの中で解決できるような資料の提供、あるいは役場のほうからの指導といいますか、それを図っていきたいというふうを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） これお願いになってしまうのですけれども、町民の声を聞いてください。そういう批判の電話が町に行かないというのが一番の問題だと思います。皆さんは、情報が欲しくて電話してきているので、そういうものに対応できるような行政になっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今の郡山、議案で先ほどありましたけれども、福島支所を今度追加されるという話で、それで支所等の管理運営費の中に入っているのかどうか、ちょっと確認したかったのですが、要は職員の方を派遣されるというお話ございましたが、その辺の宿泊費とかその旅費関係の金額について、どこの項目にちょっと入っているのか。その備品購入費とかは、何かある程度の話、説明を受けているのですけれども、その辺の宿泊とかお金がかかると思うのですが、その辺ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員のご質問に対しまして総務課長から説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問にご説明いたします。

宿泊等の旅費であります。それにつきましては、この支所等管理運営費以外に民生費のほうで災害救助費ということで計上してございます。今回は、補正は旅費等はないのですが、前に計上させていただいた旅費の中で対応してまいりたいということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ということは、6月の補正で入っているというふうな理解でよろしいか……

(「はい」と言う人あり)

○4番(高萩文孝君) わかりました。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

3番、野村満君。

○3番(野村 満君) 16ページの15番の工事請負費なのですが、大体勉強会の際に構想はお聞かせいただいたのですが、工事費500万円これとっていますよね。これ今度できる福島支所とそれから騎西支所とのシステム、これをLAN配線、それから機械移設工事というようなことでこれやっているようなのですが、各この連絡所、連絡所にもクライアントというか、そういうパソコンも入っているのかどうか。そして、その間に、例えばその支所、支所でサーバー、それでサーバーを配線して、それをさらにやりとりするのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 野村議員のご質問に対しまして総務課長から説明を申し上げます。

○議長(清川泰弘君) 総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 野村議員のご質問にご説明いたします。

この工事請負費につきましては、埼玉支所と福島支所をつなぐ工事ということになりますが、各連絡所については、現在のところ結ぶ工事費はとっておりません。ただ、今後必要になると思われるので、その辺のネットワーク化も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 3番、野村満君。

○3番(野村 満君) 500万円のこの予算とったのでしょうかけれども、LAN配線して福島支所と騎西のシステムなのですが、これ500万円で上がりますか。私は、上がらないと思うのですが、この何か積算基礎か何かあったのですか、これお聞かせいただきたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 野村議員の質問にご説明いたします。

500万円の中でできるというふうに考えておりますので、これで執行していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) では、次に行きます。第3款民生費。

5番、岩本久人君。

○5番(岩本久人君) 19ページ、2の老人福祉費の委託料でございますが、説明の中で緊急通報装置対応事業委託料というのがあるのですが、9月補正で全額減額になるわけですが、今後仮設ないし借り上げで生活する中で、高齢者の方1人ないし2人で生活する方がいらっしゃるかどうかと思うの

ですけれども、そういう方への安否とかという確認の上でも、これまでやってきた緊急通報装置というものを対応できないものなのかどうかお伺いしたいと思います。

また、今回この当初予算7,000万円ほどの予算だったのですけれども、3,500万円という半額ぐらい減額するのですね。いろいろ社会福祉協議会のほうに委託事業があると思うのですが、できるものとできないものがあるのですけれども、老人福祉事業としてこれほど減額をして、あとまた今年度半年もある中で、その騎西の住民だけでなく福島のほうに避難されている、そういう高齢者の方もいらっしゃるのですから、そういうところまでやはり対応を、支援をしていかななくてはいけないというふうに思うのですが、そういうこれからの対応の仕方も考えていらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問に対しまして健康福祉課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員のご質問にご説明を申し上げます。

まず、緊急通報装置対応事業委託の件であります。これにつきましては、この装置につきましては、固定電話を対象としておりました。今後県のほうで携帯電話を利用した事業を提示しておりますので、その辺を今後検討をしたいというふうに考えております。

あと、全体的に老人福祉費の委託料が半分程度になったということではありますが、今後できる事業、できない事業振り分けながら検討を今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 20ページの6、青年婦人会館運営費、賃金だけ30万9,000円増額補正になっております。区分は賃金、説明は管理人賃金、ここは管理人しかないところで、そういう説明書きなのです。これは、いわゆる青年婦人会館で仕事はしていないと思っておりますし、これはどこでどんな仕事をさせて30万9,000円の職員手当増額補正だったのか、お知らせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問に対しまして総務課長から説明をさせます。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明をさせていただきます。

管理人賃金であります。確かにおっしゃるように青年婦人会館、双葉です。この管理はできません。支出項目ということで目は残してあるということになります。仕事については、災害対応業務ということでやっております。

以上です。



○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 当初予算とこの補正30万9,000円、当初予算は幾らで30万9,000円、これ合計して幾らなのかで、災害対応どこでやっているのか、どこで。双葉町でやっているとは思えませんので、旧騎西高校でやっているのか、そこでお仕事をやってこの手当が多分時間外の賃金かと思うのですが、それほど災害対策というお仕事があるのかどうか、質問します。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの再質問に対しまして総務課長からご説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の質問に再度ご説明いたします。

賃金の合計は397万7,000円となります。この通年雇用職員であります。現在はリステル猪苗代の連絡所で勤務をしてもらっています。

あと、補正の増加分であります。これにつきましては、4月、5月ですね、当番で職員全員で24時間勤務という場合もありましたので、そのとき生じた時間外手当ということでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） どういう状態の人にこれだけの時間外作業をさせているのか。あと、定期でその連絡所にしている猪苗代連絡所と答弁ありますけれども、何に基づいて連絡所がつくられているのか、もう少し遠慮しながら言ってもらえれば、そんなに目くじらも立てないのですが、何に基づいてそれつくっているのですかと言われたときに、総務課長、どう答えるのですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） リステルの管理運営、運営というか連絡所としての機能を設けているのは、やはり住民対応、いろいろな要望、要求、あるいはこちらからの連絡周知も図るために要員を、災害対応の中で行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私今の管理人の賃金の勉強会のときに質問したときに、昇給によるものと言われたのですが、それは間違いということではよろしいですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員の質問に対しまして健康福祉課長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 高萩議員のご質問にご説明申し上げます。

説明のときに昇給と、あと超勤分というふうに申し上げましたが、その昇給については、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（清川泰弘君） 次に進みます。

第4款衛生費。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 24ページの委託、この乳幼児健康診断委託料ありますよね。これは追加、多分上のと相殺しての追加だと思うのですけれども、私も先日一般質問させていただいたのですけれども、そういうのであれば、もっと充当していただけるのであれば、もっともっと金額が足りないと思うので、また12月に補正が出てくるのかなんとも思うのですけれども、今後の意向、このお金をどういうふうに使っていくのかも、町ではホールボディ、乳幼児なので、ホールボディを今回受ける対象になっていないところなので、町として今後どういうふうにお金を使うのか、お伺いさせていただきます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ご質問は2つあったと思います。菅野議員のご質問にお答えいたします。

乳幼児健康診査委託料について、中身については、健康福祉課長のほうからご説明を申し上げます。今後乳幼児のホールボディのいわゆる被曝検査をどうしていくのかということですが、これは健康福祉課長のほうにもずっと指示しておりますが、この町民の被曝検査、可能な限り実施を検討しておりますので、後ほどまたそれが説明できるときには説明をさせていただいて、実行もさせていただきたいと、そんなふう考えております。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げます。

乳幼児健診委託料の内容ということですが、これにつきましては、これまで地元の医師会等に委託をしていたわけですが、今回そういったことができないということで、加須市等を含めた市町村に委託をするというような内容であります。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 18の備品購入費のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、サーベイメーター、個人用電子線量計の購入のことなので、中身の追加金額等はお聞きしました。それで、サーベイメーターを20個購入予定ということですね。その20個購入予定ということなのですが、その割には予算が、本当にその予算でいい物を買えるのか、ちゃんとした物を買えるのかということをお聞きしたいのと、あとその下の個人用電子式線量計、これは240個購入予定ということで、これ福島県の子供たちのみということで説明会のほうで説明していただいたのですけれども、果たしてそれでいいのかと。近隣にもちゃんとした放射能のあれば、線量は出ていますよね。福島県だけではなくもっと幅広く、双葉町の子供はみんな同じだと思うので、それだけでは足りないと思うのですけれども、どういうふうにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まさに私どもは町民全員の被曝の問題、これがちょっとなおざりにされているのではないかなど、そんなふうに思っておりました。今後は、もう町が主体的になってやらないといけないという時期をもう超えているかもしれませんが、おくれればせながらやっていきたいと、そんなふうに考えております。このサーベイメーター、あるいは個人用電子式線量計の今のご質問の内容につきましては、健康福祉課長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員のサーベイメーター及び個人用電子線量計のご質問にご説明申し上げたいというふうに思います。

サーベイメーター、金額的に安いので性能的にどうかというような内容かと思いますが、これにつきましては、一定程度測定機能、基準がありますので、それをもとに選定をしたいというふうに考えております。あと、個人線量計のお子さんへの配布について、県内だけというようなことになっているのは、県外、近隣の県のお子さんについてはどうするかということですが、これにつきましては、県内外含めて心配、放射線影響については、心配でありますので、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） こんな言い方をすると申しわけないのですけれども、サーベイメーター、やっぱりいい物を買ってもらいたい。ちゃんと数値がわかるような物。例えば、本当今原子力発電所で使っているような性能のいい物でないと、やっぱり買うのであれば安心も買うわけですから、最初に予算の問題等あると思うのですけれども、行政としては、町民の財産と生命を守るという大きな目標があるわけですから、生命の部分、実際今回の震災では家屋とかななくなったりして財産を守り切れなかった部分とか、原子力災害によりそういう問題がいっぱいあるので、せめて生命の安全をちゃんとしなくてはならないので、サーベイメーターに関しては20個とか、そういう大枠なものではなくて、いい物を個数を減らしても買っていただきたいと。そしてまた、今度12月でもいつでもこの補正でも何でもちゃんとしてほしいと思います。

それと、線量計に関してもそうですけれども、予算云々の前に、やっぱり将来どうだろうが、双葉町の未来を託すのは今の子供たちなので、その子供を守る義務は行政にもありますし、大人にもあるので、別にどこどこではなくて、もう全員分買っていいのではないかと、私はそう思っているんで、その値段も性能もそうですけれども、全員分買っていいのではないかって思いますので、そういう方向で進んでいただければありがたいなと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のおっしゃるとおりで、まさに町民の生命は何にもかえられない大変貴重なものでございます。今言われたことを考慮して今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 次に進みます。第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款商工費。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ちょっとこれここには出てきていないので、間違っていたらすぐ取り消しますけれども、済みません。この補正に出てきていなくて執行されていない予算があるように感じます。それは、産業課長多分言われていることがわかると思うのですけれども、3月のこの予算執行のときに、私たちはある程度のことをお任せするので予算執行をしてくださいというので、私は賛成した覚えがあるのですけれども、補助団体、補助する団体に補正も何も上げてこないで、払っていない団体があれば、ちょっと簡単に言うと商工会なのですけれども、商工会のほうの補助金は払っていませんよね、半年たった今でも。そういうのはほかに、なぜこの減額に出てこないのかなと。補助金払わないのに、何で払わないのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 商工会の補助金は、今未執行であります。理由もありますので、申し上げますが、今貴重な財源、税金を大変重要な商工会に補助するのは、これはもう当然のことです。しかし、この双葉町が今住めなくなった状況において、商工会さんとしてどのような考えがあるのか、この考えをお聞かせしていただきたいということで、直接私が役員、会長以下役員来られたときに申し入れをしております。やはり前向きな、そして町を背負って立つようないろんな意見が出てくることを期待しておりますので、ぜひその辺も強力に進められることを願っております、これでは足りないのではないかと私に思わせるような計画が出てくるものを期待しております。そんなことで今未執行になっておりますので、もうこれは当然私のほうから職員を介して商工会のほうには、早く町をおこすぐらいの計画書を出してもらうことを要求しておりますが、いまだに出てきておりません。早く出してきていただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） これ町と国との関係と一緒に思うのですけれども、予算執行がない限り動けない部分、あと商工会をかばうわけではないのですけれども、職員みんなで今町の商店街、そういう人たちが1人もやめないように、補償問題等一生懸命私はやっているように見えています。忙しい中にまた仕事が出てくるというのは、本当に大変だと思います。今先日きのうあたりから商業者の事業者の補償が、用紙が配られ始めました。それに対応している部分、そして、また町の振興計画、町のことを思ってやっている集まりだと私は思っています。その中で、無理難題とまでは言いませんけれども、ある程度の活動資金、ましてや職員給料等も入っているのです、入っている補助金ですよね。

そういうものを執行、これをやらなくては執行できないよ、これを言わなくては執行できないよというのは、私は逆に言えば町が国に、国から逆にお金あなたのところには渡さないよと言われているのと何ら変わりはないと思います。予算の執行は、ぜひとも私はちゃんと議決して、当初予算で上げてきたものは、減額補正しない限り私は執行するべきだと思います。それをちゃんとして、順番は、やっぱり予算執行はちゃんときちっとしなくてはならないものだと思うので、そこら辺は、ちゃんとしていただいてその請求、その団体に請求するのがもちろんだと思います。町長、町執行部だけが忙しいわけではないのです。みんな被災した人は、各団体も忙しくていると思います。そして、町民の方々もみんなその心に傷は負っているわけです。そんな中、みんなでの復興しようって頭はあるので、それを念じてやっぱり予算執行はきちっとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ここで商工会の議論をするつもりはございませんが、ただ予算の話でありますので、その予算上の枠の中でお話を申し上げたいと思いますが、やはり私どもも国、県に計画書を要求されております。それがないとやはり補助金も来ません。辛いことは十分わかっておりますが、やはりメモでも何でも、やっぱりそういう要望したときには速やかに、大分時間もたっておりますので、私も非常に心配をしております。この貴重な税金を何だと言われる立場にも私は反面、町民からどうなのだという事、そういう立場であることもご理解いただいて、商工会にはしっかりやっていただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 町長、済みません。それは後づけで予算書をもらうだけの書類は、商工会さん等もほかの団体さんも3月には上げています。やっぱりそれは後づけの条件だと思いますので、ぜひとも、商工会だけではないです。本当に活動している団体に関しては、やっぱりもう最初に出した書類で、この当初予算にのったということは、そういうこともあるので、それはぜひとも執行していただきたいと思います。

あと、先日町長に個人的にお渡しした健康手帳、こういう健康手帳の用紙を渡しましたよね、健康手帳の。それも、実を言うと商工会の青年部同士の交流で出てきているものなので、全くもって動いていないわけではないので、そういうことも商工会に対してもそうですけれども、ほかの団体、補助団体に対しても、やっぱり予算の執行はきちっとしていただきたいと思います。みんなどの団体も自分たちで復興しようとして一生懸命頑張っているのですから、言葉だけではなくて行動も見ていただきたいと思いますので、ぜひとも予算の執行をよろしくお願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 執行についてですが、適正にしてまいりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 次行きます。第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款消防費。

11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 消防費なのですが、この補正はこれだけしか出てきていないのですけれども、現在双葉町消防団、本部、各分団ありますね、そのほかに婦人消防隊、この活動について、すべて継続して稼働しているというふうにとらえていいのですか。これ消防のほうでは、これだけの減額補正しか、追加の補正と減額しかないということで、消防団は今どんなになっているのですか。まだ実際に動いているのかどうか、どういうふうな措置でやっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ具体的には分団活動はされてはおりません。早急に組織の立ち上げをしたいと思って考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 今町長から早急に立ち上げるというような、行動をするというようなことなのですが、町長これ3月11日ですよ、緊急避難。12日も13と。これ消防団が相当かかわっていますよね、これに対して。そういった団員の出日日当、これは3月ですけれども、そういったものもまだ不払い、その調査もしていない、そうですよね。これは現実だと思うのです。そして、各分団の中で、これは説明会でちょっと聞いたけれども、納得いかなかったものですから、3分団が分団長かわったと。本団の団長もかわっているということを目にしているだけのことで、きちっとしたこれ説明は全然ないですよ、正直言って。それで、今消防団員をすべて投げっ放しという言葉は失礼ですけども、そういう状態に置いておいて、さらには婦人消防隊の活動もできない。何でこれ減額補正出さないのですか、正直言って。これやるのですか、本当に。私にはできるというふうには思えないのです。それで、各分団長、何名かに聞くと、何の連絡もないと。どういう活動をしていいかわからないと。それぞれ全国に散らばっています、分団長も団員も。この統括もしていない。この連絡もない。さらには、報酬も現在ゼロだ、消防団の。そうですよね。その中でここに広域だけほんと減額出してきて、こういう災害のときこそやっぱり消防団というのは、しっかり働いてこれまでもきましたし、大変町民のためになってきているのですよね。半年間投げっ放しにしておいて何の連絡もしないで、減額するわけでもないし、町長今簡単に答弁で今後やるというような話が来ましたが、私にはこれちょっと信じられないのですが、この辺についてきちっと説明をしてもらわないと、私は納得できない部分もあるし、もう一点については、例えば3分団長がかわった、これ団長の退職に対しての手續はきちっとできていたのか。本団の団長については、分団の手續。それと、新入、新しい分団長の辞令交付も行ったのか。あとは、本団の団長の退任によって新しい団長の、これも委嘱状をきち

っと出してあるのか。この辺もきちっとしていないような気がしますし、そういうことについても、どう見てもおかしいなというふうに思うのですが、これせつかく3月に当初予算とっていて、できなかったらできないと各課がこれ出しているのですよね、できないものについては。それでこれ審議しているのですよね。何の実態も何もできない、そのままに置いているのにぼんと何も無い、報告もない。これはおかしいと思わないですか。町長はこの補正予算書見ているのでしょうかから、議会に出す前に。これについて町長のご意見聞かせてください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

確かに本9月議会には補正も何も出しておりませんでした。これは、言いわけはできませんけれども、実態の把握のおくれは、まさに私の不徳の至りということでございます。いろいろと職員も頑張って仕事をしていたわけですが、さなかに明確にされていなかったというのも実態でございます。これを踏まえて早急に会議を開いて対応したいということでありましたが、実は議会前にその段取りをつけたのですが、まだちょっと整理つかない部分もありまして、会議を延ばしました。今後早急にその会議を開いて、おくれを取り戻していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） ちょっとだけつけ加えさせていただきたいのですけれども、退職金ありますよね、消防団員の。この退職金の支払いは済んでいるのかなと、これについてちょっと聞きたい。

それと、今なぜそういうことを私聞いたかということ、今散り散りばらばらになっていて、各分団とも分団独自のお金、積み立てる分団もあります。みんなで分けようと、どうしようとやっているのです。ばらばらですから。その事態が起こってからでは遅いという意味なの。もう散り散りばらばらになってから、もう分団の金を、積んでいるものを、旅行とかするために積んでいるわけだよ、報酬費とか出日日当とか。それをもう分けてしまおう、そういう話がもう出てきているのですよ、現実的に。ですから、これを今からやりますとといったときに、結局収支をきちっとできるのかということなのです。この2点だけ聞いて、今3回目ですから終わりますけれども。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして住民生活課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） ただいまの佐々木議員のご質問にご説明申し上げたいと思います。

まず、退職金の問題ですが、あの退職金については、既に手続は済んでおりますので、順次送金、または振り込まれるものと思われまます。

あと、今後のその各分団での会計、それから支払い関係につきましては、先ほど町長のほうから説明ありましたとおり、早急に会議の中で、今後どういった体制でやっていくのかというふうなことも踏まえて、そちらの処理についても、各分団と協議を進めていきたいと思っておりますので、何とぞ

ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 次に進みます。第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第11款災害復旧費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 総括で。総務費の文書広報費で常任委員会では課長にお願いしました町政功労表彰記念品特別功労者表彰、これらの表彰に関する予算を12月の議会では復活をして、条例には随時表彰という文言もありますので、これは復活して、式典はしなくてもいいわけですから、当然もらえるもの、与えるべき、もらえると思っている人、また町から与えなければならぬ、条例に基づいて与えるものを、これは減額は、今回はこれしようがないですけれども、復活させて表彰していただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

そのようにしたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第85号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。



(「休憩お願いします」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時15分

○議長(清川泰弘君) それでは、再開します。

---

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第10、議案第86号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第5款老人保健拠出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款共同事業拠出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。  
これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第86号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。  
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第11、議案第87号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。  
第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第87号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第12、議案第88号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第2款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第3款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 歳出に入ります。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第88号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第13、議案第89号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第89号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第14、議案第90号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第90号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第15、議案第91号 平成22年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑につきましては、事項別明細書で款ごとに行っていきたいと思います。9ページ、歳入から行きます。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第13款国庫支出金。17ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第14款県支出金。20ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第15款財産収入。25ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第18款繰越金。28ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第20款町債。31ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 続いて、33ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。52ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第4款衛生費。61ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第5款労働費。66ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第7款商工費。73ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第9款消防費。81ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第10款教育費。84ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 次、第11款災害復旧費。107ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可したいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第91号 平成22年度双葉町一般会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第91号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(清川泰弘君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時29分)



## 平成23年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月29日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第92号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第2 議案第93号 平成22年度双葉町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第94号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第95号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第96号 平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第97号 平成22年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第98号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 発議第2号 双葉町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第1、議案第92号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑につきましては、事項別明細書で款ごとに行っていきたいと思います。6ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（清川泰弘君） 第10款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第11款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 13ページ、歳出に入ります。  
第1款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第2款保険給付費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第3款後期高齢者支援金等。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第4款前期高齢者納付金等。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第5款老人保健拠出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第6款介護納付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第7款共同事業拠出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第8款保健事業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第9款基金積立金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第10款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第11款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可したいと思います。質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第92号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第2、議案第93号 平成22年度双葉町老人保健特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款医療諸費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第93号 平成22年度双葉町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第3、議案第94号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第94号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第95号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。4ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 7ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款公債費。10ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長に1つお願いしておきたいことがありますので、申し上げます。

震災後公共下水道の施設、まだ現状把握をしていないというような話がありました。なるだけ早目に調査をさせるように、とりあえず帰ることがまず最大の目的だとすれば、これらの施設が使われな

いと、まず帰れないというような状況になってきますので、半年過ぎて少し落ちついてきているような感じもしますので、手分けをして施設の確認をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま谷津田議員からおたがございました調査についてでございますが、当然一番先整備しなければ町へ戻れませんので、段取りつき次第実行したいと考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 公共下水道の使用料、さらには分担金、これ未収額が今回決算で出ていますが、今後これらに対して、こういう時期ですが、もう半年たっていますので、どういう手続をきちっとこのとっておくのか、その辺のところをお聞かせ願いたい。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変このたびの震災においては、被害に遭われております。この実態もありませんが、やはりこれは町の負担の公平性という意味から、当然負担をしていただくと、そのような考えのもとにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第95号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第5、議案第96号 平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。



第1款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第3款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第96号 平成22年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(清川泰弘君) 起立全員です。

よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第6、議案第97号 平成22年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第3款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第4款支払基金交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第5款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第6款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第7款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第8款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第9款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第10款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 9ページ、歳出に入ります。  
第1款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第2款保険給付費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第3款財政安定化基金拠出金。14ページです。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第4款地域支援事業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第5款基金積立金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第6款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第7款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第97号 平成22年度双葉町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第7、議案第98号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 6ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（清川泰弘君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第3款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 第4款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。  
これより採決をいたします。  
この採決は起立によって行います。  
お諮りします。議案第98号 平成22年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）
- 議長（清川泰弘君） 起立全員です。  
よって、議案第98号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（清川泰弘君） 日程第8、発議第2号 双葉町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。  
職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。  
事務局長。  
（事務局長朗読）
- 議長（清川泰弘君） 提出者より提案理由の説明を求めます。  
提出者、木幡敏郎君。  
（9番 木幡敏郎君登壇）
- 9番（木幡敏郎君） それでは、発議第2号 双葉町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を行わせていただきます。  
今日の私どもを取り巻く環境は、東日本大震災による被災や社会経済情勢の悪化など、依然として

厳しい状況が続いております。当町としても、これまでに町民の協力のもと、財政の再建を図るべく、財政健全化計画を推進し、効率的な行財政の運営に取り組んできたところであります。また、議会としても、これまでたびたびの定数の削減や議員報酬の削減などをし、民意の反映に取り組んできたところでありますが、このたびの大震災での町財政の状況や、全国各地に避難しておる町民各位が置かれている諸状況をかんがみて、私どもはなお一層の議会改革が求められているものとの認識のもと、当町の議会議員の定数について、現在の定数12人を4人減の定数8人とする改正案を提案いたしましたところであります。

皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

提案者、木幡敏郎。賛成者、伊澤史朗。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 提案理由の説明をお聞き、今いたしました。

私は、人数に関してすごくおかしいなど。これから復興とかそういうものに向けていかななくてはならないときに、4人も定数削減する。全くもってこの条例に関しては、私は将来復興する方向性が見えないと思います。前回議員報酬の削減やりました。ちゃんとした話し合いもない中に、この改正に関してもしっかりとした話し合いは2回ほどしかなかったと思います。その中で、私もその中で言わせてもらったのは、今後の復興を見据えて議員の定数の削減、反対ではないですが、8人で本当にいいのかどうなのかというのをちゃんと考えねばならないと私は思いますが、それに関して何で8人なのか、なんで12人から一気に4人なのか、今後の復興のことを全然考えていないように見えるので、それに関してちゃんと答えていただきたいです。わけのわからない答えではなくて、ちゃんとした納得のいくお答えをいただきたいと思います。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時26分

---

再開 午前 9時27分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

（「これ1回取り消さなくちゃなんないね。これ全協がそういう話し合いの場とっていただけでも、それは入らないから取り消したほうがいいですよ、1回」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 済みません、1回取り消しさせていただきます。

（「それもう一回」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） では、人数の整合性、これからの復興のことを考えた4人の定数削減なのか、お答えいただきたいです。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 恐らく菅野議員も、ここにおられる議員も、思いはみんな同じだと思います。これまで私も定数削減や議員報酬にかかわってきましたけれども、いろいろなやっぱりその都度いろんな意見もありましたが、やはり私たちは、町民に議会活動を理解されながら日々の活動を通じて、それは訴えていかなければならない。そこで、定数が多いとか少ないとかという、それはまた別の話ではないかというふうに思っております。今回これまでなぜ4人にしたのかという、私あるいは賛成者は、苦しいやはり思いをしながら、このたびの4人減というふうなことに至ったわけです。今日の数字であるならば、果たしてどうかと思いますが、今日のこの厳しい状況を考えて、町の状況や町民の置かれている状況、そしてまた当然少なくともやはり議員は、その厳しい状況でも議会に日々精進をしなければならないと。それが結局は町や町民のために寄与するのだというふうなことで、復興は考えないなんていうことではなく、当然これは考えていかなければならない、それは議員の責任だというふうに思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 今のお答えの中で、定数が多いとか少ないとか関係なくというお言葉がありました。全くもってそのとおりだと思います。定数よりも本当に復興のことを考えなくてはならない。将来的にこの狭き門にしてはならない。双葉町に帰ったときのことは私は考えていないと思うのですが、定数を4人減らすということに対してのお答えが、私はもらっていないように感じる。4人に、なぜ4人なのか。4人というちゃんとした説得力のある、削減した4人のお答えをいただきたいのです。何で4人なのか、2人ではなくて何で4人なのか。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） なぜその4人なのかというふうなことについて、私も先ほどの思いで話したのではないかなと思いますが、やはり置かれている状況、町の状況、そして町民の状況を考えて、ぎりぎり血を吐くような思いで、4人減の8人でもできるのではないかというふうなことで提案をいたしました。それでご理解をいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） このような状況のときに、できるのではないかというような、全くもってそのお答えが、町民に対しての本当にそのできるのではないかというようなことは、ちょっと私は考えられないと思うのですが、本当にそのできるのではないかという考えで、この4人という数字

を出したのかお伺いたします。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 私たちは何人でも、町民から選ばれた議員としては、やはりできるのではないかということではなくて、やらなければならないという思いを持って取り組んでいただきたいというふうに思います。もちろんその意気込みでおるのではないかというふうに思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 提案者は、提案者の気持ちとしては、少数精鋭主義をもって双葉町町長、井戸川克隆さんとちゃんと4つに組んで双葉町の再興、復興を肝に銘じてやるというような決意のもとでの発言かと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） ただいまの質問について、議員であるべき以上は、やはり町政のチェック役として町と協力をしながら、また議会は議会として進んでいくものというふうに、またいつていただきたいというふうに思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） どうも人任せみたいで、いただきたいとか、いく決意でこれは多分提案していると思いますので、その意気込みをもう少し、人任せ、自分が提案しているのだから、私はこうやっていきたいので提案しましたというところを話していただかないと、安心してこれいいのかなというような感じにはなりませんので、その辺お聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 次に統一地方選挙が開催される11月20日、それから新しい、新しいというより改選される予定でありますので、議員はその意気込みで取り組んでいかなければならないのではというふうに思っております。

○議長（清川泰弘君） そのほか質問ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

---

#### ◎発言の取り消し

○議長（清川泰弘君） それでは、ちょっとお諮りしますけれども、先ほど菅野議員から全協の話を取り消します発言がありましたので、これを了解してください。

---

○議長（清川泰弘君） それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 私は、この改正には反対させていただきます。その理由は、発議者の説明が全くもって整合性がないことと、全然意識が感じられないので、本当に8人でいいのかということで、今もって不安を感じたので、反対させていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 先ほどの提案理由の説明に賛同しておりますので、賛成をさせていただきます。

○議長（清川泰弘君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号 双葉町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（清川泰弘君） 賛成多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（清川泰弘君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（清川泰弘君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。



よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時38分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      清 川 泰 弘

署名議員                    伊 澤 史 朗

署名議員                    木 幡 敏 郎